

## 第2章 災害応急対策計画

### 防災関係機関等の役割分担表

施策項目	役割分担			
	中野市	住民・事業所	県	関係機関等
<b>第1節 災害直前活動</b>				
住民に対する警報等の伝達活動	総務部		全部局	
住民の避難誘導対策	総務部 健康福祉部 子ども部 教育委員会			
災害の未然防止対策	総務部 経済部 建設水道部			
<b>第2節 災害情報の収集・連絡活動</b>				
報告の種類	全部局		全部局	
被害状況等の調査と調査責任機関	全部局			岳南広域消防組合
被害状況等報告内容の基準	全部局			
災害情報の収集・連絡系統	全部局			防災関係機関
通信手段の確保	総務部	アマチュア無線局開局者		岳南広域消防組合、NTT東日本、通信事業者
<b>第3節 非常参集職員の活動</b>				
活動体制の確立	区長 全部局		全部局	防災関係機関
災害警戒本部の設置	総務部			防災関係機関
災害対策本部の設置	総務部			防災関係機関
<b>第4節 広域相互応援活動</b>				
応援要請	総務部 消防部		知事 危機管理部 県公安委員会 県警察本部	他都道府県、他市町村、各消防本部
応援体制の整備	総務部 消防部	関係事業者	危機管理部 関係各部局	関係機関
受援体制の整備	総務部 消防部	関係事業者	危機管理部 関係各部局	関係機関
経費の負担	総務部		危機管理部 関係各部局	
他の都道府県等への応援	総務部		危機管理部 関係各部局	

施策項目	役割分担			
	中野市	住民・事業所	県	関係機関等
<b>第5節 ヘリコプターの出動要請計画</b>				
出動手続の実施	総務部		危機管理部 総務部 県警察本部	自衛隊、岳南広域消防組合
<b>第6節 自衛隊の災害派遣</b>				
派遣要請	総務部		知事 北信地域 振興局長 危機管理部 県警察本部	自衛隊、指定地方行政機関等
派遣部隊との連絡調整	総務部			自衛隊、指定地方行政機関等
派遣部隊の撤収要請	総務部			自衛隊、指定地方行政機関等
経費の負担	総務部			自衛隊
<b>第7節 救助・救急・医療活動</b>				
救助・救急活動	消防部	住民、自主防災組織	危機管理部 健康福祉部 県警察本部	岳南広域消防組合、日赤県支部、 県医師会、中高医師会、飯水医師 会、県歯科医師会、中高歯科医師 会、飯水歯科医師会、災害拠点病 院
医療活動	健康福祉部 消防部	住民	健康福祉部 県警察本部	日赤県支部、県医師会、中高医師 会、飯水医師会、県歯科医師会、 中高歯科医師会、飯水歯科医師 会、災害拠点病院
<b>第8節 消防活動</b>				
消防活動	消防部	住民、自主防災組織	危機管理部 県警察本部	自衛隊、岳南広域消防組合、消防 団
救助・救急活動	消防部	住民、自主防災組織		自衛隊、岳南広域消防組合、消防 団
<b>第9節 水防活動</b>				
水防活動	総務部 経済部 建設水道部 消防部		建設部 県警察本部	自衛隊、北陸地方整備局、岳南広 域消防組合、消防団
<b>第10節 要配慮者に対する応急活動</b>				
避難受入活動	総務部 健康福祉部 子ども部 くらしと 文化部		危機管理部 健康福祉部 建設部 県民文化部	医療機関、社会福祉施設等
在宅者対策	健康福祉部 子ども部			医療機関、社会福祉施設等
応急仮設住宅等の確保	総務部 健康福祉部 子ども部 建設水道部			医療機関、社会福祉施設等
広域相互応援体制等の確立	総務部 健康福祉部 子ども部			危機管理部 健康福祉部 県民文化部

施策項目	役割分担			
	中野市	住民・事業所	県	関係機関等
<b>第11節 緊急輸送活動</b>				
緊急交通路確保のための応急復旧	総務部 経済部 建設水道部		農政部 林務部 建設部 県警察本部	東日本高速道路株、東日本旅客鉄道株、長野電鉄株
緊急輸送車両	総務部	運送会社	危機管理部 県警察本部	
輸送手段の確保	総務部		危機管理部 県警察本部	自衛隊、北陸信越運輸局長野運輸支局、県バス協会、県タクシー協会
輸送拠点の確保	総務部 くらしと文化部		危機管理部 県警察本部	
<b>第12節 障害物の処理活動</b>				
障害物除去処理	総務部 経済部 建設水道部		農政部 林務部 県警察本部	
除去障害物の集積、処分方法	総務部 経済部 建設水道部		建設部	
<b>第13節 避難受入れ及び情報提供活動</b>				
避難指示等	総務部		知事職員 県警察本部	自衛隊
警戒区域の設定	総務部		県警察本部	自衛隊、岳南広域消防組合、消防団
避難誘導活動	全部局	住民	県警察本部	自衛隊
避難所の開設・運営	総務部 健康福祉部 子ども部 くらしと文化部 教育委員会 学校長	住民、自主防災組織、ボランティア	危機管理部 教育委員会	日赤県支部
広域的な避難を要する場合の活動	総務部		危機管理部	
住宅の確保	建設水道部		危機管理部 建設部	
被災者等への的確な情報提供	総務部		危機管理部	
<b>第14節 孤立地域対策活動</b>				
孤立実態の把握対策	総務部		危機管理部	
救助・救出対策	全部局		危機管理部	岳南広域消防組合
通信手段の確保	総務部 消防部	アマチュア無線局開局者	危機管理部 県警察本部	N T T東日本、通信事業者
食料品及び生活必需物資等の搬送	総務部	住民	危機管理部	
道路の応急復旧活動	経済部 建設水道部		建設部	

施策項目	役割分担			
	中野市	住民・事業所	県	関係機関等
<b>第15節 食料品等の調達供給活動</b>				
食料品等の調達	総務部 くらしと文化部	食料品等取扱事業者	危機管理部 産業労働部 農政部	協定締結先
食料品等の供給	くらしと文化部	住民	危機管理部 産業労働部 農政部	日赤県支部
<b>第16節 飲料水の調達供給活動</b>				
飲料水の調達	建設水道部	住民	環境部 企業局	
飲料水の供給	建設水道部			
<b>第17節 生活必需品の調達供給活動</b>				
生活必需品の調達	くらしと文化部		危機管理部 産業労働部	協定締結先
生活必需品の供給	くらしと文化部			日赤県支部
<b>第18節 保健衛生、感染症予防活動</b>				
保健衛生活動	健康福祉部	住民	危機管理部 健康福祉部	県医師会、中高医師会、飯水医師会、看護協会、栄養士会、食生活改善推進協議会
感染症予防活動	健康福祉部	薬剤取扱業者		区長会
<b>第19節 遺体の搜索及び対策等の活動</b>				
遺体の対応	健康福祉部 くらしと文化部	寺院	危機管理部 健康福祉部 県警察本部	岳南広域消防組合、消防団、日赤県支部、県医師会、中高医師会、飯水医師会、県歯科医師会、中高歯科医師会、飯水歯科医師会、災害拠点病院
<b>第20節 廃棄物の処理活動</b>				
ごみ、し尿処理対策	くらしと文化部	住民、衛生自治会	環境部	
廃棄物処理の広域応援	くらしと文化部			近隣市町村
<b>第21節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動</b>				
社会秩序の維持	くらしと文化部	自主防災組織	県警察本部	警備業協会
物価の安定、物資の安定供給	くらしと文化部 経済部	住民、流通業者	危機管理部 産業労働部	信州中野商工会議所
<b>第22節 危険物施設等応急活動</b>				
危険物施設応急対策	消防部	危険物取扱事業者	危機管理部 県警察本部	岳南広域消防組合
火薬類製造施設等応急対策	消防部	火薬類取扱事業者	産業労働部 県警察本部	岳南広域消防組合
高圧ガス製造施設等応急対策	消防部	高圧ガス取扱事業者	産業労働部 県警察本部	岳南広域消防組合

施策項目	役割分担			
	中野市	住民・事業所	県	関係機関等
液化石油ガス施設応急対策	消防部	液化石油ガス取扱事業者	産業労働部 県警察本部	岳南広域消防組合
毒物、劇物保管貯蔵施設応急対策	消防部	毒物劇物取扱事業者	健康福祉部 県警察本部	岳南広域消防組合
放射性物質使用施設応急対策	消防部	放射性物質取扱事業者	県警察本部	岳南広域消防組合
<b>第23節 電気施設応急活動</b>				
応急復旧体制の確立				中部電力パワーグリッド㈱
迅速な応急復旧活動				中部電力パワーグリッド㈱
二次災害防止				中部電力パワーグリッド㈱
<b>第24節 都市ガス施設応急活動</b>				
都市ガス施設応急復旧対策	建設水道部		産業労働部	長野都市ガス㈱
都市ガス施設応急供給計画				長野都市ガス㈱
<b>第25節 上水道施設応急活動</b>				
上水道施設応急活動	建設水道部	水道工事施工業者	危機管理部 環境部 建設部	
<b>第26節 下水道施設等応急活動</b>				
情報の収集連絡、被害規模の把握	建設水道部		環境部	
応急対策の実施体制	建設水道部			
応急対策の実施	建設水道部	住民		
<b>第27節 通信・放送施設応急活動</b>				
中野市防災行政無線通信の応急活動	総務部			
電信電話施設の応急活動				電気通信事業者各社
放送施設の応急活動				NHK、各放送局
<b>第28節 災害広報活動</b>				
住民等への的確な情報の伝達	総務部		危機管理部 総務部	NHK、各放送局、報道機関
住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応	総務部			
<b>第29節 土砂災害等応急活動</b>				
大規模土砂災害対策	総務部		農政部 林務部 建設部	
地すべり等応急対策	総務部 建設水道部	住民		岳南広域消防組合、消防団
土石流対策	総務部	住民	建設部	岳南広域消防組合、消防団
崖崩れ応急対策	総務部			
<b>第30節 建築物災害応急活動</b>				
建築物	建設水道部	建築物の所有者等	全部局	
文化財	教育委員会	文化財の所有者	教育委員会	

施策項目	役割分担			
	中野市	住民・事業所	県	関係機関等
<b>第31節 道路及び橋梁応急活動</b>				
道路及び橋梁応急対策	経済部 建設水道部		危機管理部 建設部 県警察本部	中野市建設業協会
関係団体との協力	経済部 建設水道部			
<b>第32節 河川施設等応急活動</b>				
河川施設等応急対策	経済部 建設水道部 消防部		建設部	北陸地方整備局、岳南広域消防組合、中野市建設業協会
<b>第33節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</b>				
構造物に係る二次災害防止対策	経済部 建設水道部	建築物の所有者等	建設部 県警察本部	道路管理者
危険物施設等に係る二次災害防止対策	総務部	危険物取扱事業者	危機管理部 健康福祉部 産業労働部 県警察本部	岳南広域消防組合
河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害の防止	建設水道部 総務部 消防部		建設部	北陸地方整備局、岳南広域消防組合
風倒木対策	建設水道部		林務部	
山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策	総務部 建設水道部		建設部	
<b>第34節 ため池災害応急活動</b>				
ため池災害応急活動	経済部		農政部	ため池管理団体
<b>第35節 農林産物災害応急活動</b>				
農産物災害応急対策	経済部	住民	農政部	農業農村支援センター、農協
林産物災害応急対策	経済部	住民	林務部	中部森林管理局、森林組合
<b>第36節 文教活動</b>				
児童生徒に対する避難誘導	教育委員会 学校長		県民文化部 教育委員会	
保育児童に対する避難誘導等	子ども部			
応急教育計画	教育委員会 学校長			
教科書の供与及び授業料の減免等	教育委員会			
P T A、地域に対する協力の要請	教育委員会			
<b>第37節 飼養動物の保護対策</b>				
保護対策の実施	くらしと文化部 経済部	飼い主	健康福祉部 農政部 県警察本部	
<b>第38節 ボランティアの受入れ体制</b>				
被災者のボランティアニーズの把握と受入れ体制の確保	くらしと文化部		危機管理部 健康福祉部	社会福祉協議会、日赤県支部、赤十字奉仕団
ボランティア活動拠点の提供支援	くらしと文化部		危機管理部 健康福祉部	社会福祉協議会、日赤県支部、赤十字奉仕団

施策項目	役割分担			
	中野市	住民・事業所	県	関係機関等
<b>第39節 義援物資及び義援金の受入れ体制</b>				
義援物資及び義援金の募集等	総務部 くらしと文化部		危機管理部 健康福祉部 会計局	日赤県支部、社会福祉協議会、県共同募金会、報道機関
義援物資及び義援金の引継ぎ及び配分	健康福祉部 くらしと文化部	ボランティア		日赤県支部、社会福祉協議会、県共同募金会
義援物資及び義援金の管理	総務部 くらしと文化部		危機管理部 健康福祉部 会計局	日赤県支部、社会福祉協議会、県共同募金会
<b>第40節 災害救助法の適用</b>				
被害状況の把握	全部局		知事 危機管理部	岳南広域消防組合
災害救助法適用の判定				
適用の手続	健康福祉部			
救助の実施	全部局			日赤県支部
<b>第41節 鉄道施設応急活動</b>				
鉄道施設応急活動			建設部	東日本旅客鉄道(株)、長野電鉄(株)
<b>第42節 観光地の災害応急対策</b>				
観光地での観光客の安全確保	総務部 健康福祉部 経済部 消防部		危機管理部 観光部	
外国人旅行者の安全確保	くらしと文化部 経済部		県民文化部 観光部	



# 第1節 災害直前活動

(総務部・健康福祉部・子ども部・経済部・建設水道部・教育委員会)

## 第1 基本方針

風水害については、災害発生の危険性のある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象情報、警報等の住民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である。

## 第2 対策

### 1 住民に対する警報等の伝達活動

気象情報、警報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。

関係機関は、別紙2の「警報等伝達系統」により気象情報、警報等の伝達活動を行う。

#### (1) 市

ア 各機関から通知を受けた気象警報・注意報等及び指示事項を速やかに周知徹底する。また、放送等により気象状況を常に把握し、気象警報・注意報等の補填に努める。

イ 住民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けたときは、その旨を速やかに関係機関に伝達する。

ウ 県、消防庁、東日本電信電話株から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知ったときは、直ちにその内容を住民、滞在者、所在の官公署に周知する措置をとる。

なお、周知に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、Lアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、登録制メール「中野市すぐメール」、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努める。

#### (2) 関係機関

ア 長野地方気象台等

長野地方気象台等の気象警報・注意報等の発表機関は、別紙1の「警報等の種類及び発表基準」により、気象警報・注意報等を発表する。

イ 放送局

各放送局は、長野地方気象台から気象警報・注意報等の通知を受けたときは、その周知徹底を図るため、放送時間、放送回数等を考慮の上、速やかに放送を行う。

ウ その他防災関係機関

その他の防災関係機関は、気象警報・注意報等の伝達について、それぞれあらかじめ定めておく組織、方法により、伝達系統でいう所定の機関に速やかに通知する。

#### (3) 住民

以下のような異常を発見した者は、直ちに市又は警察署に通報する。

ア 気象関係

強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷と大雨等の気象現象

イ 水象関係

河川や湖沼の水位の異常な上昇

## 2 住民の避難誘導対策

風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、「高齢者等避難」「避難指示」（以下「避難指示等」という。）を行うなど適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

### (1) 市

ア 風水害の発生のおそれがある場合には、河川管理者、消防機関等と連携を図りながら、気象情報等に十分注意し、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合は、住民に対して避難のための避難指示等を行い、避難誘導活動を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

イ 特に、避難行動要支援者については避難支援計画に沿った避難支援を行う。

当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行う。

また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。

ウ 住民に対する避難指示等を行うに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。

エ 災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な退避」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。

オ 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な退避場所への移動又は屋内での退避等を行うべきことについて、市は、住民等への周知徹底に努める。

カ 災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は、管理者の同意を得て避難所とする。

キ 住民に対する避難指示等の伝達に当たっては、防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、音声告知放送、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、登録制メール「中野市すぐメール」等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。

ク 情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、避難行動要支援者に対して配慮するよう努める。

ケ 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置をとる。

コ 避難指示等の解除をする場合には、十分に安全性の確認に努める。

サ 地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

(2) 住 民

避難の際には、出火防止措置をとった上、食料、日用品等の備蓄物資を携行する。

**3 災害の未然防止対策**

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。

(1) 市

水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について、応急対策として水防活動を実施する。

(2) 河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等

河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等は、洪水の発生が予想される場合には、堰、水門等の適切な操作を行う。

その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ必要な事項を関係市町村及び警察署に通報するとともに住民に対して周知させる。

(3) 道路管理者

道路管理者は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施する。

(4) 住 民

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、その旨を市又は警察署に通報する。

別紙 1

警報等の種類及び発表基準

1 気象業務法に基づく警報等

気象業務法に基づき、一般の警戒又は注意を促すために発表する気象、地象及び水象についての警報、注意報並びに情報をいう。

〈特別警報発表基準〉

現象の種類	基 準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 (参考 雨に関する中野市の50年に一度の値) (令和3年3月25日現在) 48時間降水量：224mm 3時間降水量：88mm 土壌雨量指数：159
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 (参考 50年に一度の積雪深と既往最深積雪深 (飯山)) (令和3年10月28日現在) 50年に一度の積雪深：285cm 既往最深積雪深：257cm

〔注〕 発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をする。

〈警報・注意報発表基準〉

(令和3年6月8日現在)  
 発表官署 長野地方気象台

中野市	府県予報区	長野県			
	一次細分区域	北部			
	市町村等をまとめた地域	中野飯山地域			
警 報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	10	
		土砂災害	土壌雨量指数基準	107	
	洪水		流域雨量指数基準	夜間瀬川流域＝17.6、斑尾川流域＝9.7、斑川流域＝5.4、篠井川流域＝5.2、江部川流域＝6.1	
			複合基準※1	篠井川流域＝(5、4.5)、千曲川流域＝(5、46.6)	
	指定河川洪水予報による基準	千曲川 [立ヶ花]			

	暴風	平均風速	17m/s	
	暴風雪	平均風速	17m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ40cm	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	5	
		土壌雨量指数基準	77	
	洪水	流域雨量指数基準	夜間瀬川流域=14、斑尾川流域=7.1、斑川流域=4.3、篠井川流域=4.1、江部川流域=4.8	
		複合基準※1	斑尾川流域=(5、5.7)、篠井川流域=(5、4)、江部川流域=(5、3.8)、千曲川流域=(5、41.9)	
		指定河川洪水予報による基準	千曲川 [立ヶ花]	
	強風	平均風速	13m/s	
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ25cm	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	1 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2 積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度20%で実効湿度55%※2		
	なだれ	1 表層なだれ：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上、又は積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2 全層なだれ：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、又は日降水量が15mm以上		
	低温	夏期：平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温が15℃以下が2日以上続く場合 冬期：最低気温-14℃以下		
	霜	早霜・晩霜期に最低気温 2℃以下		
	着氷	著しい着氷が予想される場合		
着雪	著しい着雪が予想される場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値

※2 湿度は長野地方気象台の値

〈参考〉

土 壌 雨 量 指 数	土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5 km四方の領域ごとに算出する。
流 域 雨 量 指 数	流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1 km四方の領域ごとに算出する。

2 水防法に基づく警報等

(1) 洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は知事が定めた河川について、区間を決めてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

種類	洪水予報の標題 (洪水危険度レベル)	発 表 基 準
洪 水 警 報	氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。
洪 水 注 意 報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。

(2) 避難判断水位到達情報

水防法に基づき、重要河川についてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

区 分	発 表 基 準
避 難 判 断 水 位 到 達 情 報	氾濫注意水位を超える水位で、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位に達したとき。

(3) 水防警報

水防法に基づき、水防活動のために発する警報をいう。

区 分	発 表 基 準
水 防 警 報	水位が氾濫注意水位に達し、上昇のおそれがあり、水防活動の必要が予測されたとき。

3 消防法に基づく警報等

(1) 火災気象通報

消防法に基づき、気象状況が火災の予防上危険であるとき、長野地方気象台長が長野県知事に行う通報で、知事は直ちに市町村長に通報する。

区 分	発 表 基 準
	気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。

火災気象通報	長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。 ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。
--------	--

(2) 火災警報

消防法に基づき、市町村長が、火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたととき、一般に火の使用を制限し警戒を促すために発表する警報をいう。

区 分	発 表 基 準
火 災 警 報	前項(1)の発表基準に準じる。

4 その他の情報

(1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

**警報の危険度分布等の概要**

種 類	概 要
土砂災害警戒判定メッシュ情報	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1 km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報（土砂災害）の危険度分布により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの雨量分布及び表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生の危険度の高まりの予測を、地図上でおおむね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの雨量分布及び流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

(2) 早期注意情報（警報級の可能性）

警報級の現象の可能性にかけて、今日から明日にかけては時間を区切って、明後日から5日先にかけては日単位で、長野県北部・中部・南部など、地域ごとに細分した単位に発表される。可能性が高いことを表す[高]、可能性が高くはないが一定程度認められることを表す[中]の2段階

の確度がある。

(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表される。雨を要因とする特別警報を発表したときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報で発表される。

(4) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まったとき、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、長野県と長野地方気象台が共同で発表する。なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所が土砂災害警戒判定メッシュ情報で発表される。

(5) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。長野県の発表基準は1時間100ミリ以上を観測又は解析したときである。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しており、実際に災害発生の危険度が高まっている場所が警報の「危険度分布」で発表される。

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、県内の「北部・中部・南部」単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所が竜巻発生確度ナウキャストで発表される。この情報の有効期間は発表からおおむね1時間である。

5 警報等の発表及び解除

警報等を発表及び解除する機関は、次のとおりとする。

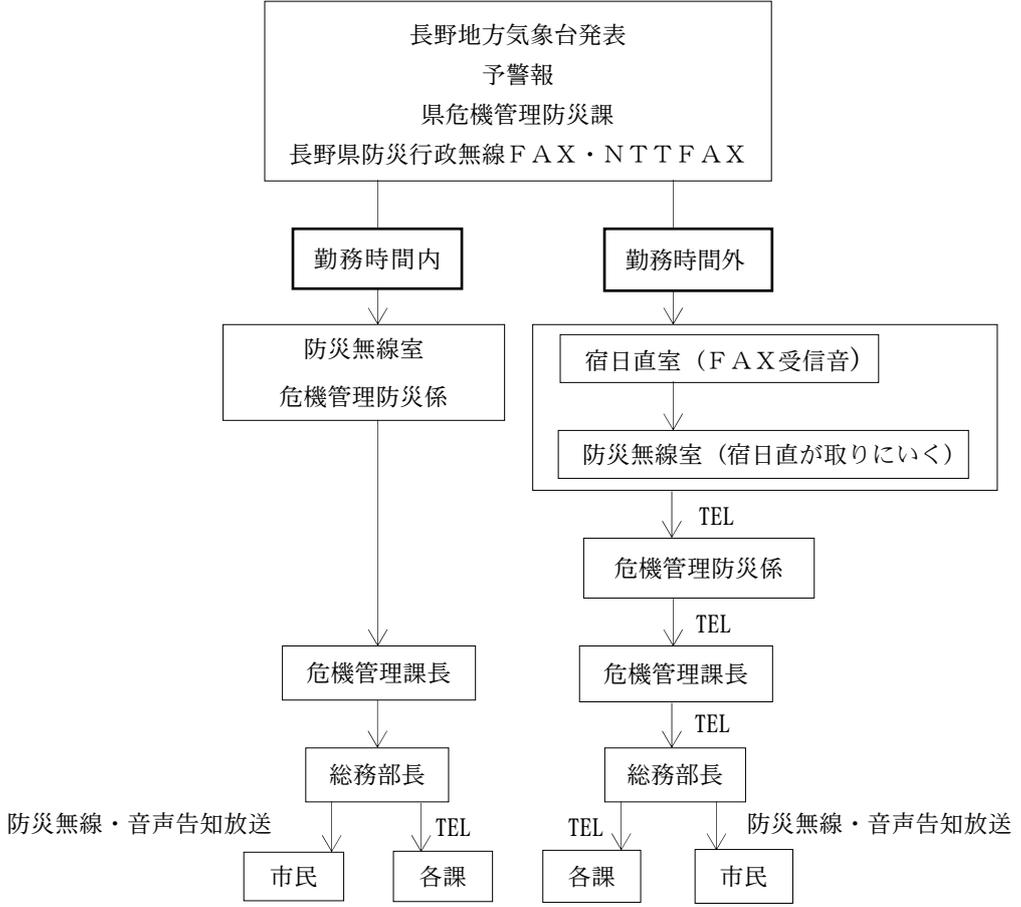
なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的に切り替えられる。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
気象注意報 気象警報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台	市町村ごと
千曲川・犀川に対する 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 国土交通省千曲川河川事務所	国土交通大臣が定めた河川（「洪水予報指定河川」という。）

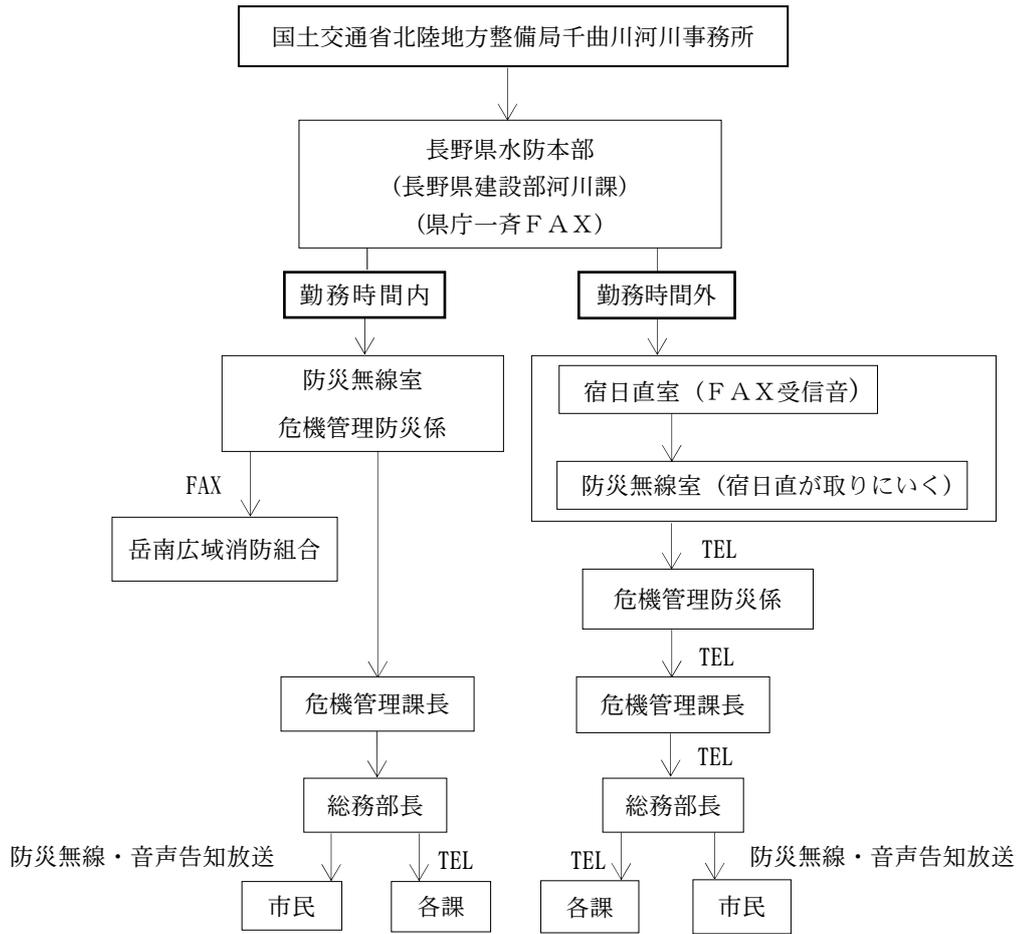
水 防 警 報	国土交通省千曲川河川事務所	国土交通大臣が指定した河川 （「国の指定河川」という。）
	関係する県の建設事務所	知事が指定した河川（「県の 指定河川」という。）
火災気象通報	長野地方気象台	県全域あるいは一部
火 災 警 報	市町村長	各市町村域
避難判断水位 到達情報	国土交通省千曲川河川事務所 国土交通省天竜川上流河川事務所 関係する県の建設事務所	国土交通大臣、知事が指定し た河川
土 砂 災 害 警 戒 情 報	長野地方気象台            ] 共同 県建設部砂防課	市町村ごと
記録的短時間 大雨情報	気象庁	県全域
竜巻注意情報	気象庁	県全域

### 警報等伝達系統

#### 1 長野県防災行政無線FAX・NTT気象伝達票による予警報の伝達



2 国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所・長野地方気象台共同発表の洪水予警報による伝達（県庁一斉FAX）





## 第2節 災害情報の収集・連絡活動

(全部局)

### 第1 基本方針

災害が発生した場合、各防災関係機関（調査責任機関）は直ちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行う。

### 第2 対 策

#### 1 報告の種別

##### (1) 概況速報

災害が発生したとき、及び災害対策本部を設置したとき、並びにその他異常と思われる事態が発生したときは直ちにその概況を県及び関係機関に報告する。

##### (2) 被害中間報告

被害状況を収集し、逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をする。

##### (3) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告する。

#### 2 被害状況等の調査と調査責任機関

被害状況の調査は、調査担当課が関係機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては関係各課は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で行方不明になった者について、都道府県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。なお、被害が甚大であり、市において被害調査が実施できないときは県現地機関等に応援を求める。

#### 3 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、資料1-2のとおりとする。

#### 4 災害情報の収集・連絡系統

##### (1) 被害報告等

###### ア 市

(ア) 市は、あらかじめ定められた情報収集連絡体制をとり、市が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査の上、被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式により、県現地機関等に報告する。なお、災害発生後の第一報（即報）は、原則として、覚知

後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

(イ) 市における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は、北信地域振興局長に応援を求める。

(ウ) 次の場合は、消防庁に対して直接報告する。

a 県に報告できない場合

県との通信手段が途絶するなど、被災状況により県への報告ができない場合には、直接消防庁に報告する。ただし、この場合にも市は県との連絡確保に努め、連絡可能となった時点で直ちに通常ルートに戻す。

b 消防庁に報告すべき災害が発生した場合

火災・災害等即報要領（昭和59年消防災第267号）の「直接即報基準」に該当する火災、災害等を覚知した場合、市及び岳南広域消防組合は、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うこととする。

### 連絡先

○長野県危機管理部

区分		平日（8：30～17：15） ※危機管理部内	左記以外（夜間・休日） ※原則、職員携帯電話
NTT回線	電話	026—235—7184	○気象通報等による警戒体制時 ・左欄と同じ  ○平常時 ・職員所持携帯電話
	FAX	026—233—4332	
長野県防災行政無線（地上系）	電話	8—231—(5210) カッコ内5201～5216も可	
	FAX	8—231—8741	
長野県防災行政無線（衛星系） 【地域衛星通信ネットワーク】	電話	1—231—(5210) カッコ内5201～5216も可	
	FAX	1—231—8741	

○消防庁

区分		平日（9：30～17：45） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
NTT回線	電話	03—5253—7527	03—5253—7777
	FAX	03—5253—7537	03—5253—7553
消防防災無線	電話	7527	7782
	FAX	7537	7789
地域衛生通信ネットワーク	電話	TN—048—500—7527	TN—048—500—7782
	FAX	TN—048—500—7537	TN—048—500—7789

(注) TNは、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

イ 関係機関（指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関）

各機関は、その所管する施設について被害状況を調査し、その状況を県（危機管理防災課）に連絡する。

(2) 水防情報

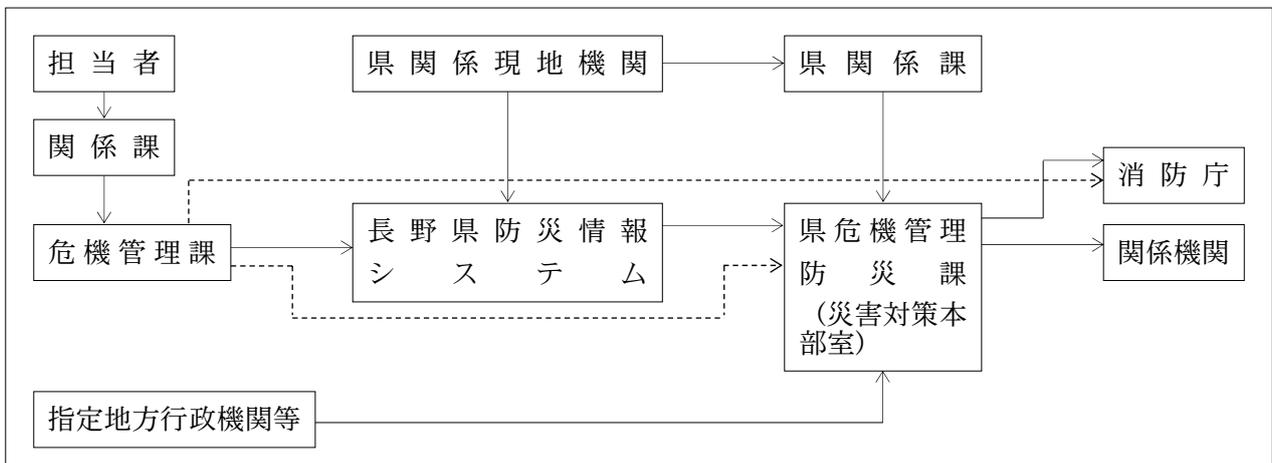
県水防本部、建設事務所、雨量（水位）観測員は、それぞれ雨量、水位を関係部署に通報する。

◎中野市の災害情報連絡系統図（資料 1-1 参照）

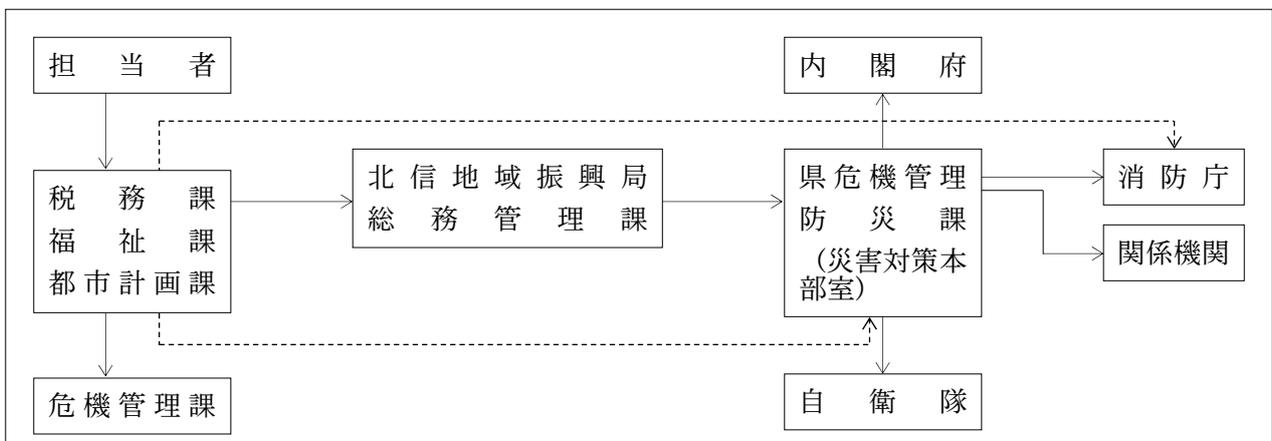
凡例	——→	正規の連絡ルート
	-----→	補助的な連絡ルート

- (1) 概況速報（様式 1） 長野県防災情報システム クロノロジーを使用  
 （消防庁への速報は消防庁第 4 号様式（その 1）（表 21 の 2））

市は人的被害、住家被害に関するもの及び集落の孤立を伴う交通情報を中心に報告する。

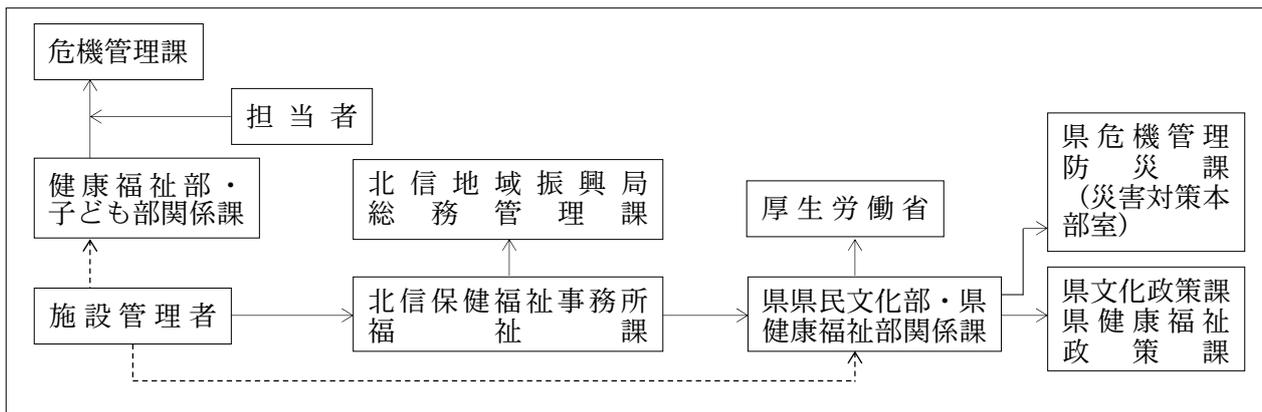


- (2) 人的及び住家の被害状況報告（様式 2 又は消防庁第 4 号様式（その 2））  
 避難指示等避難状況報告（様式 3 又は長野県防災情報システムにより報告）



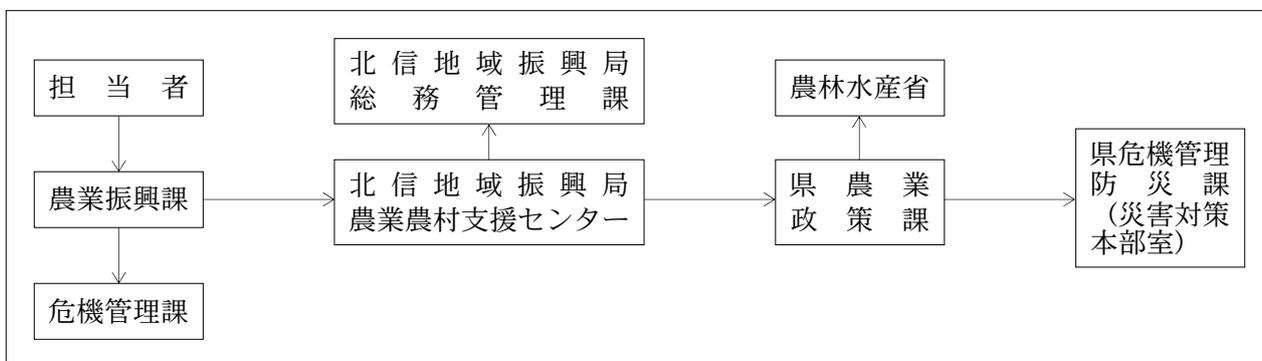
※行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は県危機管理防災課（災害対策本部）に連絡する。

(3) 社会福祉施設被害状況報告（様式4）

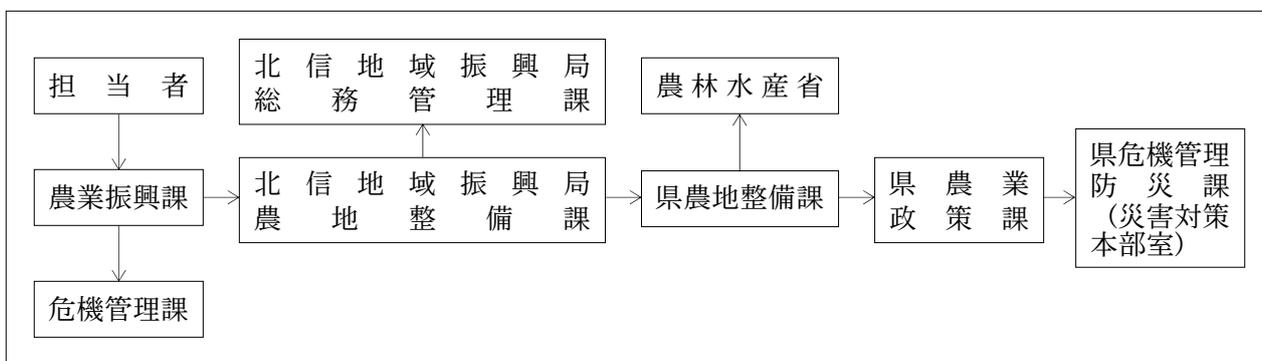


(4) 農業関係被害状況報告（様式5）

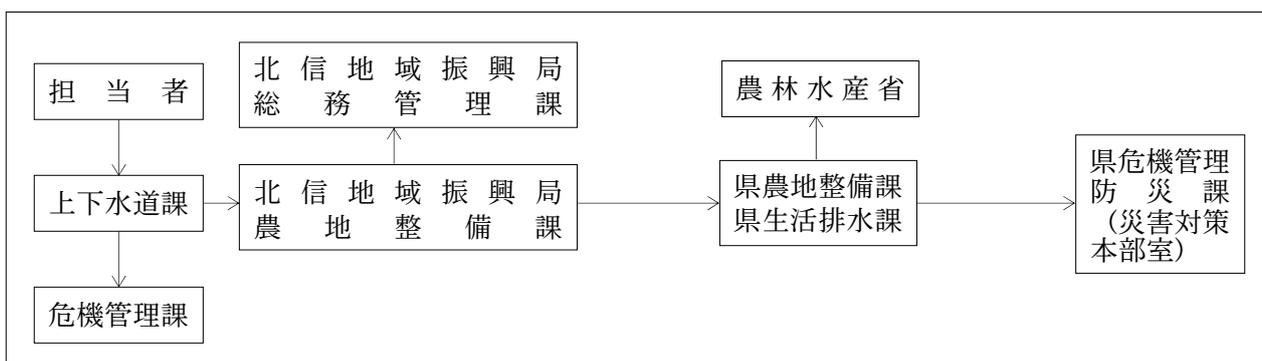
ア 農畜産物被害状況報告



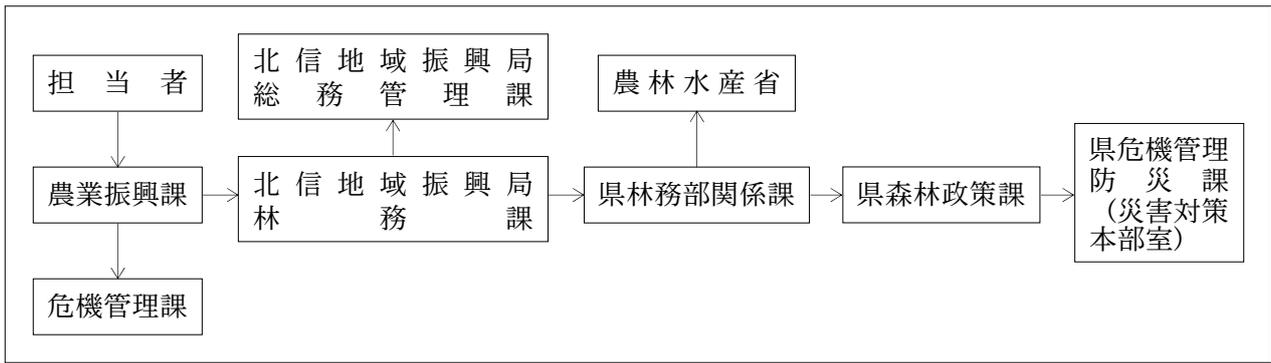
イ 農地・農業用施設被害状況報告



ウ 農業集落排水施設被害状況報告（様式10）

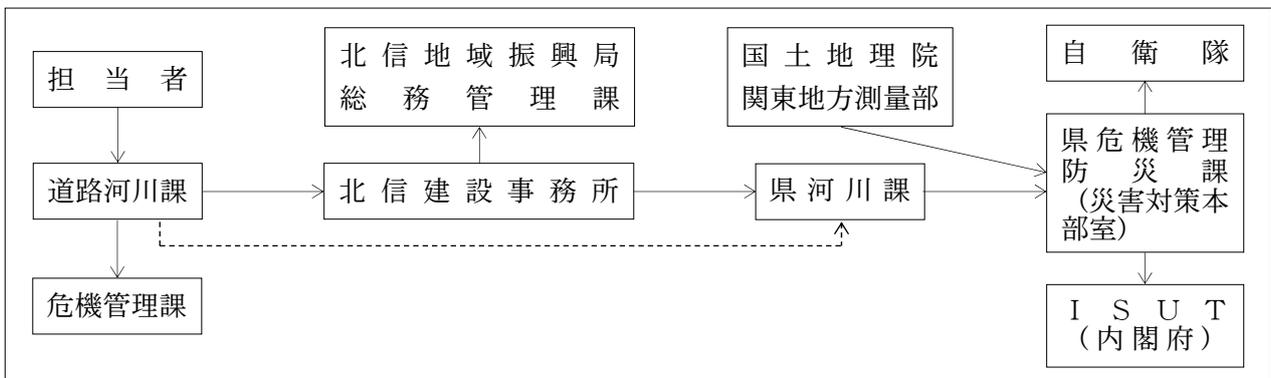


(5) 林業関係被害状況報告（様式6）

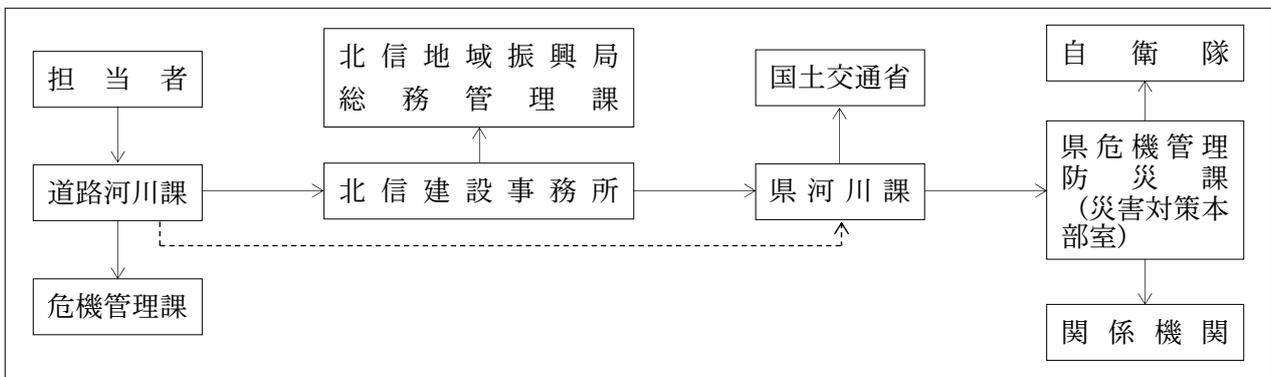


(6) 土木関係被害状況報告

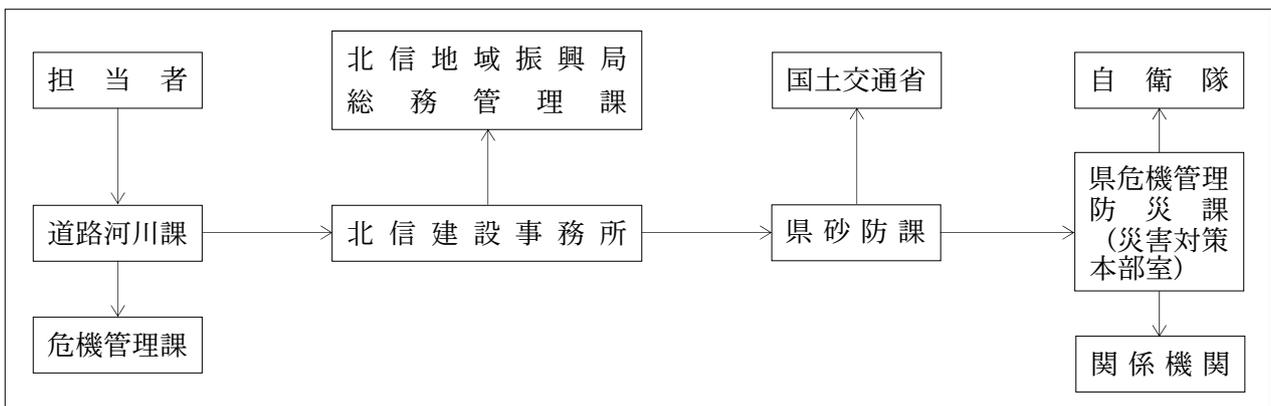
ア 県管理河川の氾濫箇所 地図又はGISによる



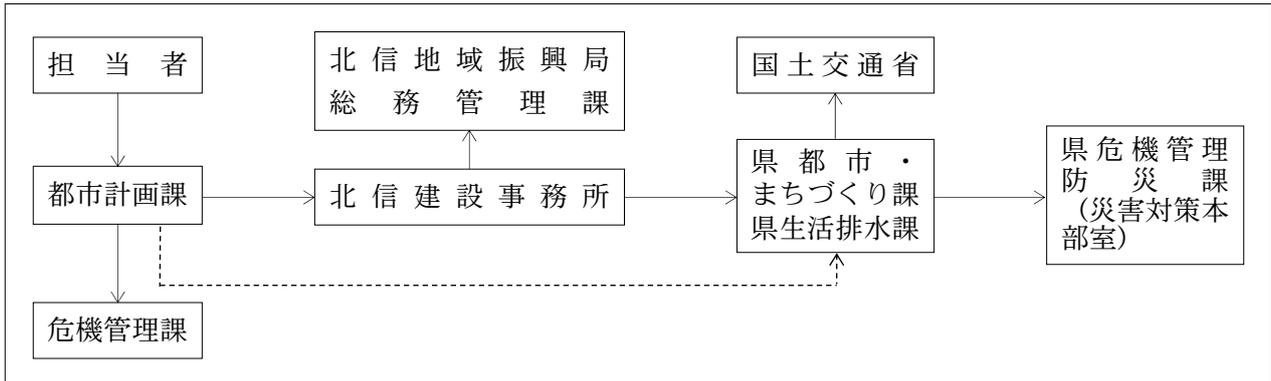
イ 公共土木施設被害状況報告等（様式7）



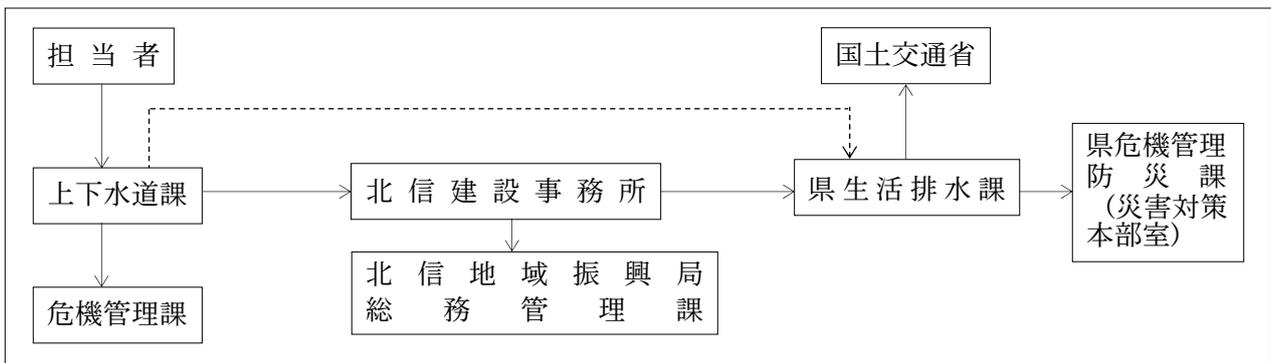
ウ 土砂災害等による被害報告（地図若しくはGIS又は様式8）



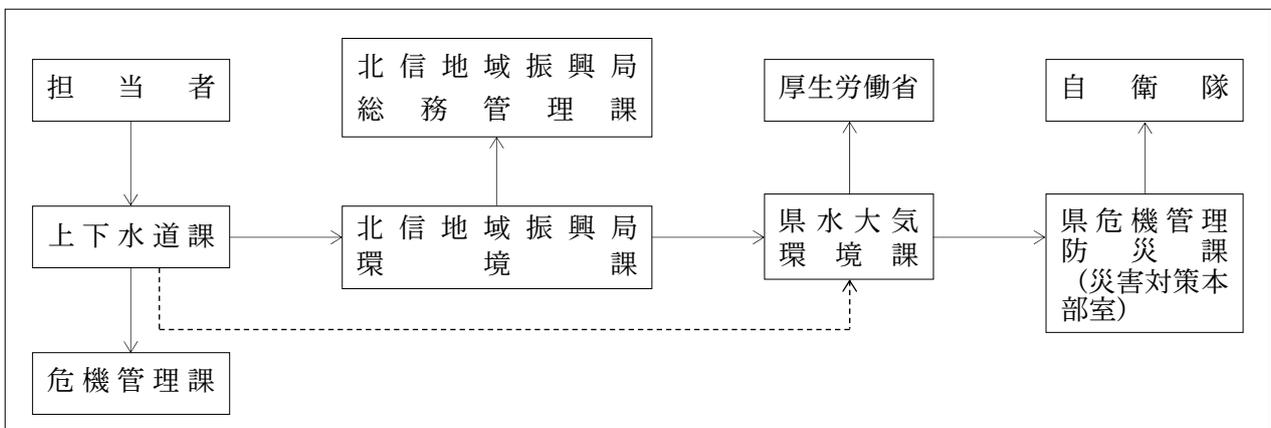
(7) 都市施設被害状況報告（様式9）



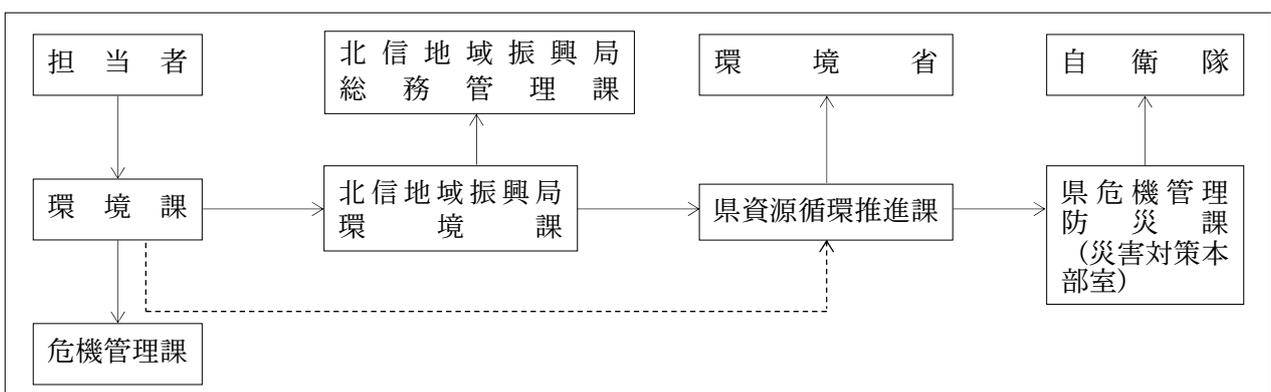
(8) 下水道施設被害状況報告（様式10）



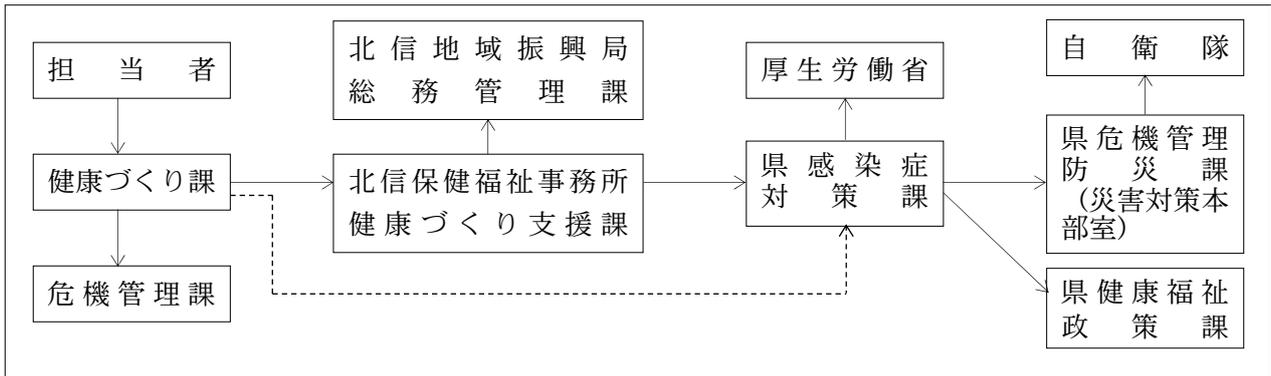
(9) 水道施設被害状況報告（様式11）



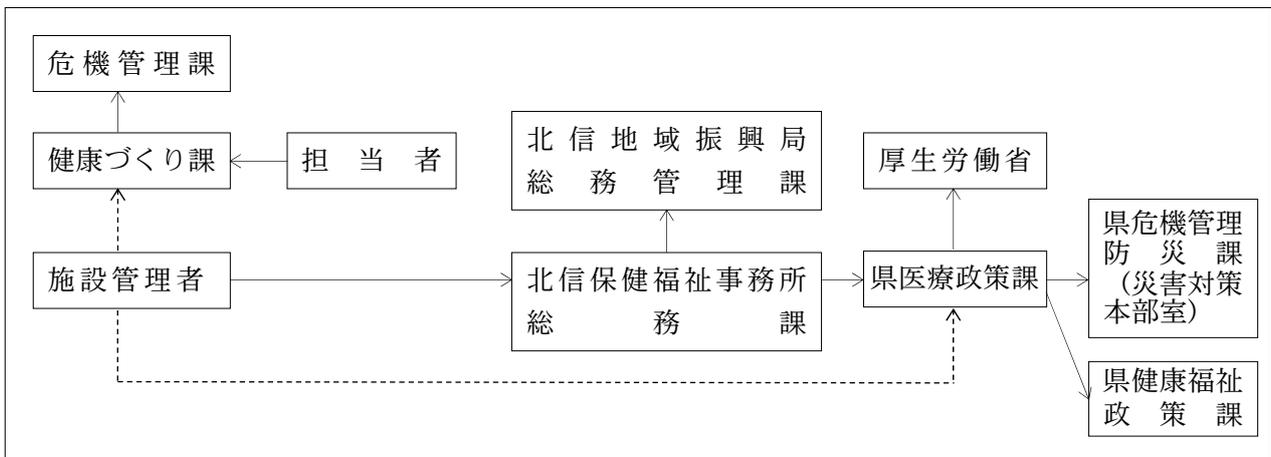
(10) 廃棄物処理施設被害状況報告（様式12）



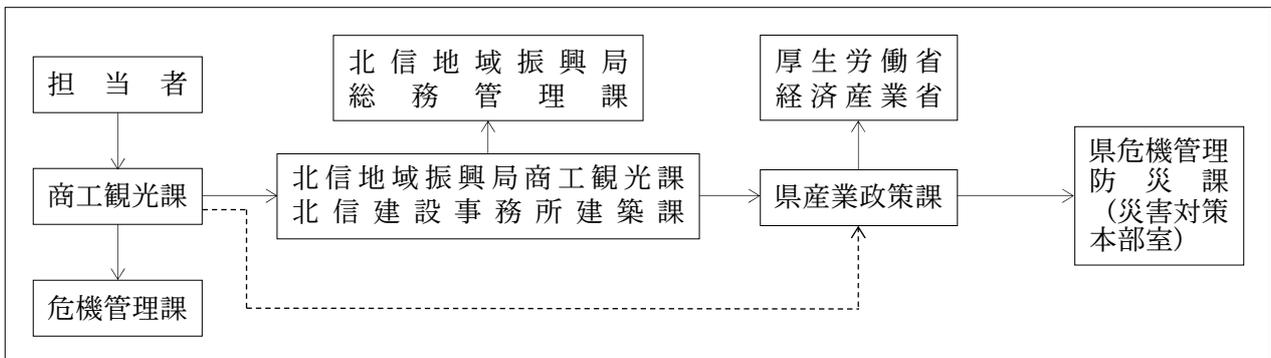
(11) 感染症関係報告 (様式13)



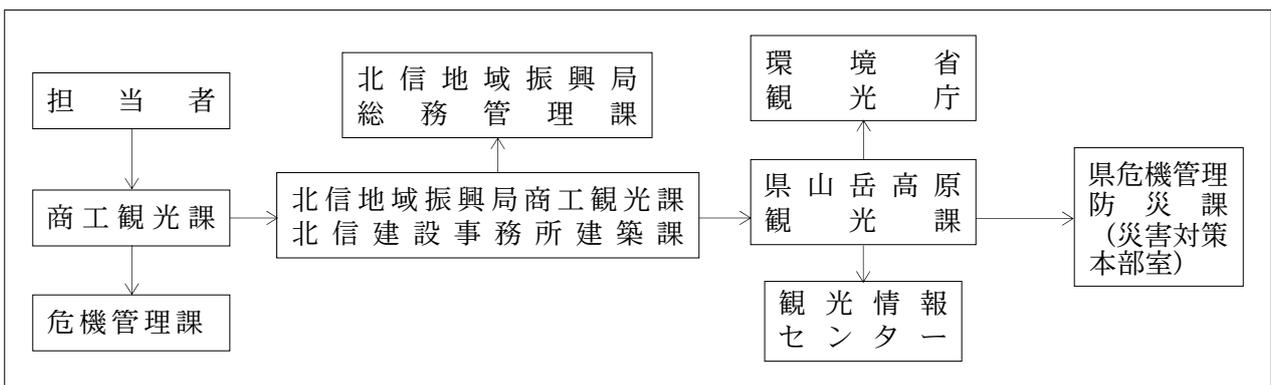
(12) 医療施設関係被害状況報告 (様式14)



(13) 商工関係被害状況報告 (様式15)

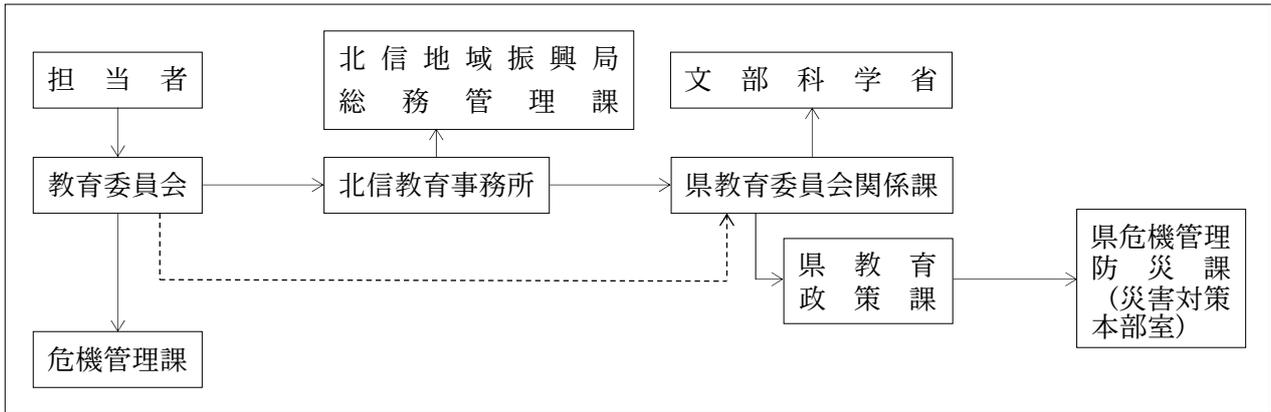


(14) 観光施設被害状況報告 (様式16)

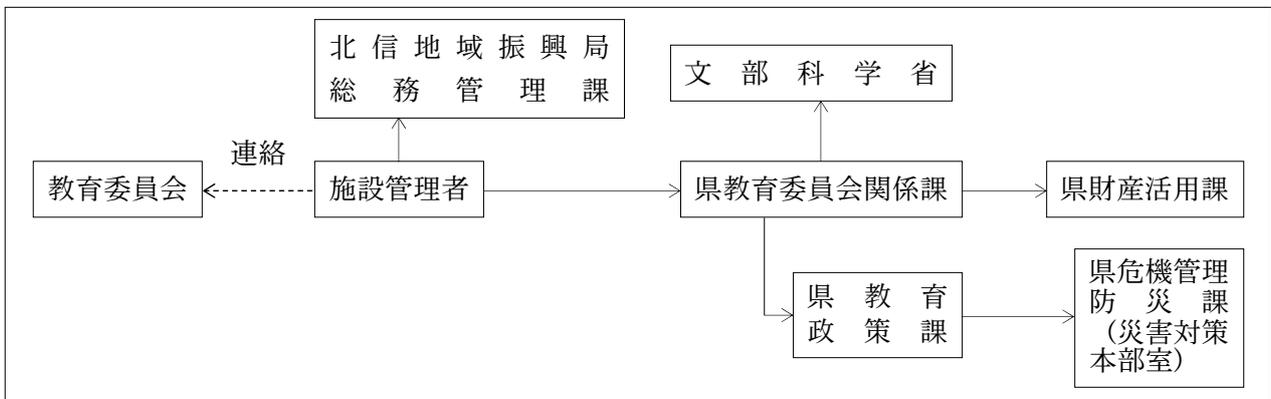


(15) 教育関係被害状況報告（様式17）

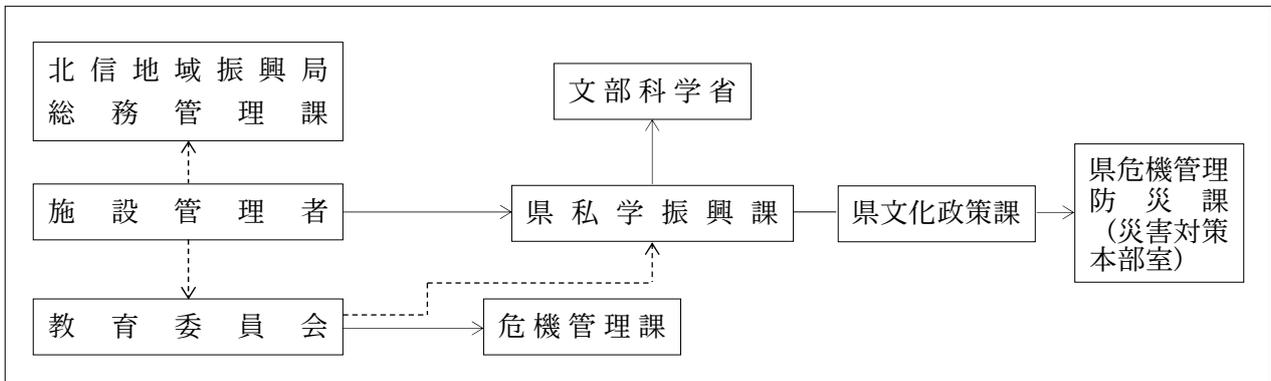
ア 市施設



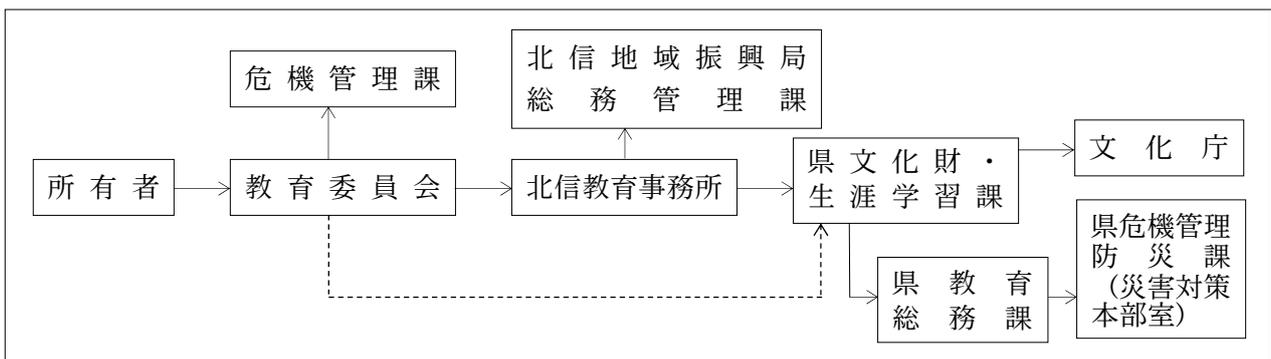
イ 県施設



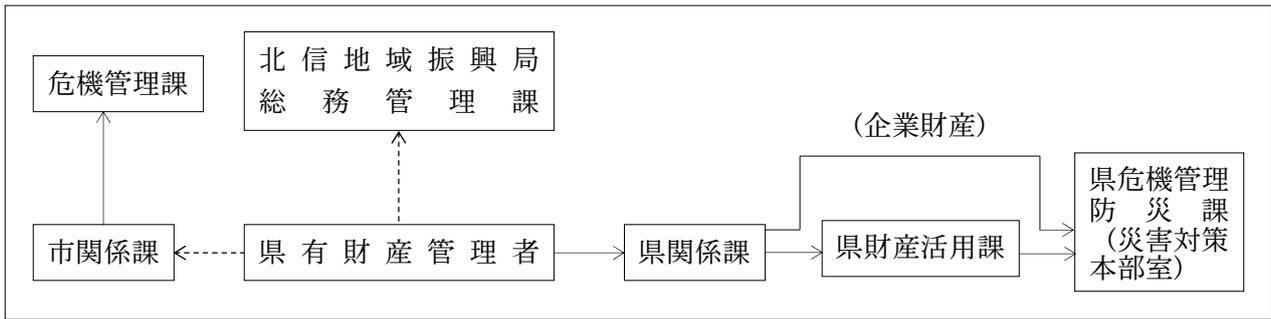
ウ 私立施設



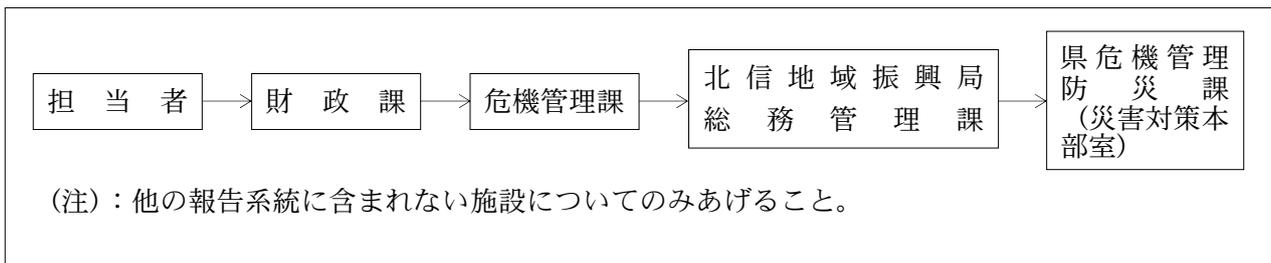
エ 文化財



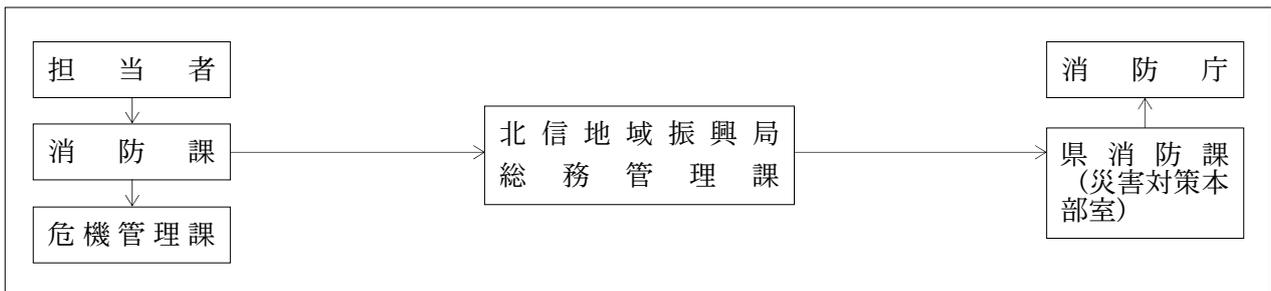
(16) 県有財産（企業財産を含む）



(17) 市有財産（様式18）



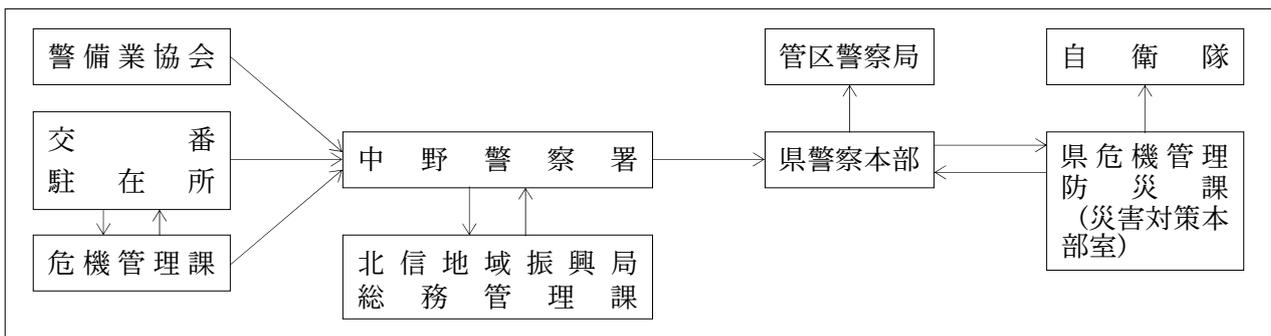
(18) 火災即報（様式19）



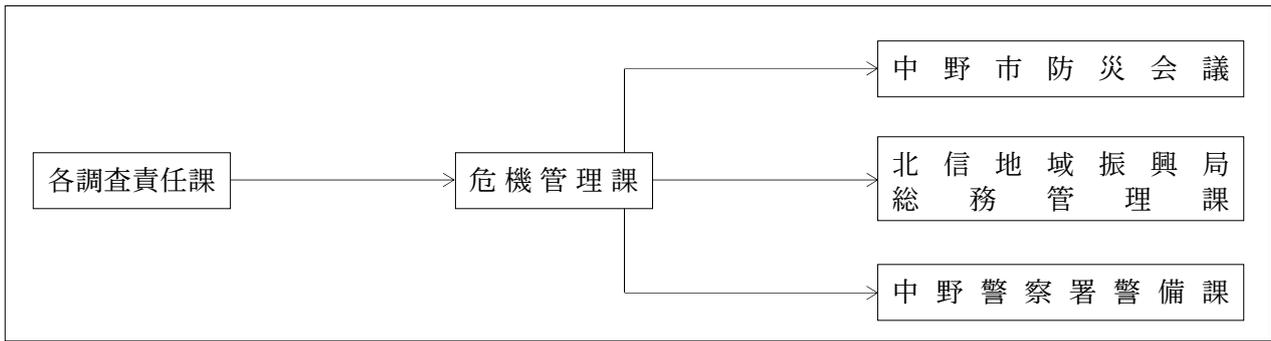
(19) 火災等即報（危険物に係る事故）（様式20）



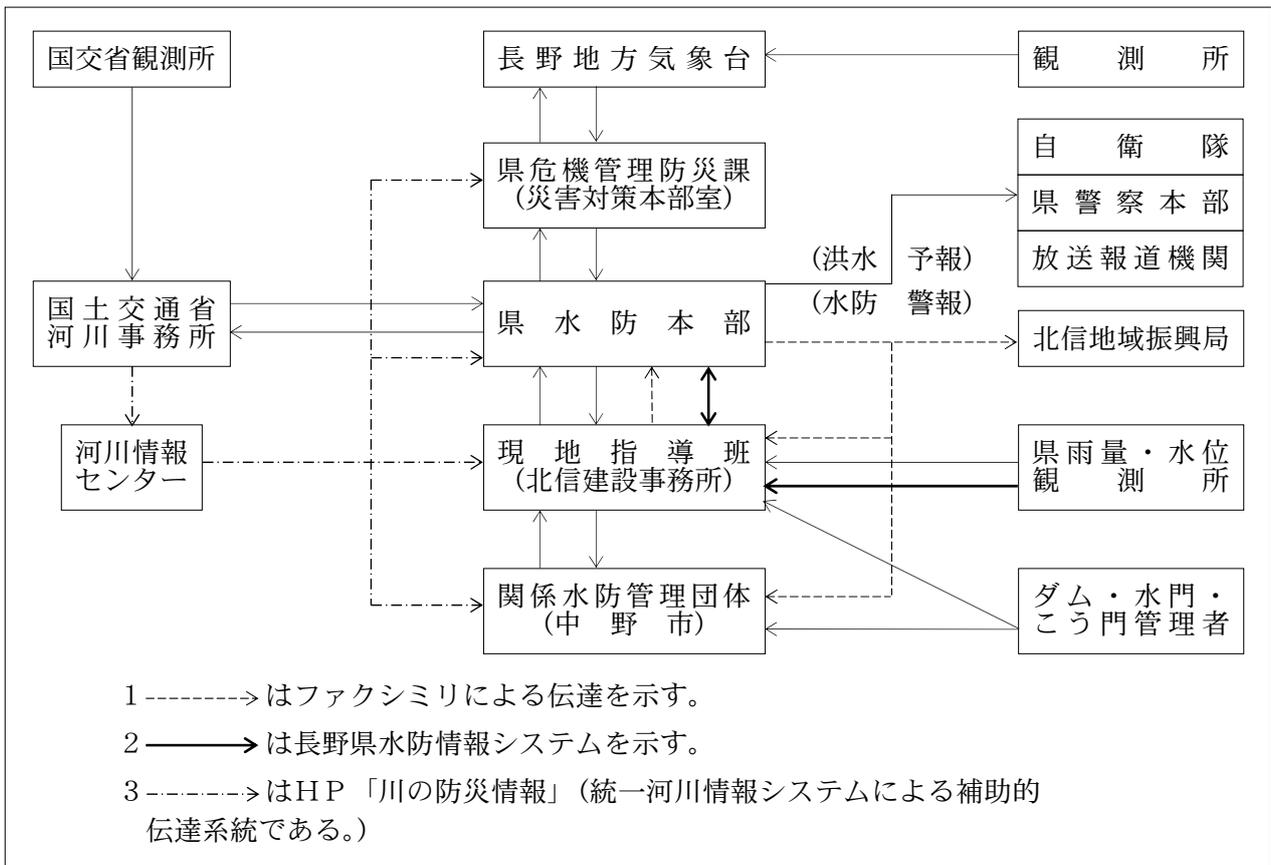
(20) 警察調査被害状況報告



(21) 被害状況総括（様式21）



(22) 水防情報  
雨量・水位の通報



5 通信手段の確保

(1) 市

- ア 災害情報の共有並びに通信手段確保のため市防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図る。
- イ 災害情報の共有並びに通信手段確保のため可搬型移動無線、衛星携帯電話等移動無線機器の活用を図る。
- ウ 必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

(2) 関係機関

電気通信事業者は、災害時における県、市及び防災関係機関の重要通信確保を優先的に行う。

## 第3節 非常参集職員の活動

(全部局・区 長)

### 第1 基本方針

市は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力で推進するため、法令及び地域防災計画の定めるところによってその活動体制に万全を期する。

### 第2 活動の内容

#### 1 市

##### (1) 活動体制

災害応急対策に対処するため、状況に応じ次の活動体制をとる。

なお、各体制の人員については、「動員人員配備計画表」(資料2-7参照)による。

(活動開始基準欄の◎は、指示によらない参集の基準を示す。)

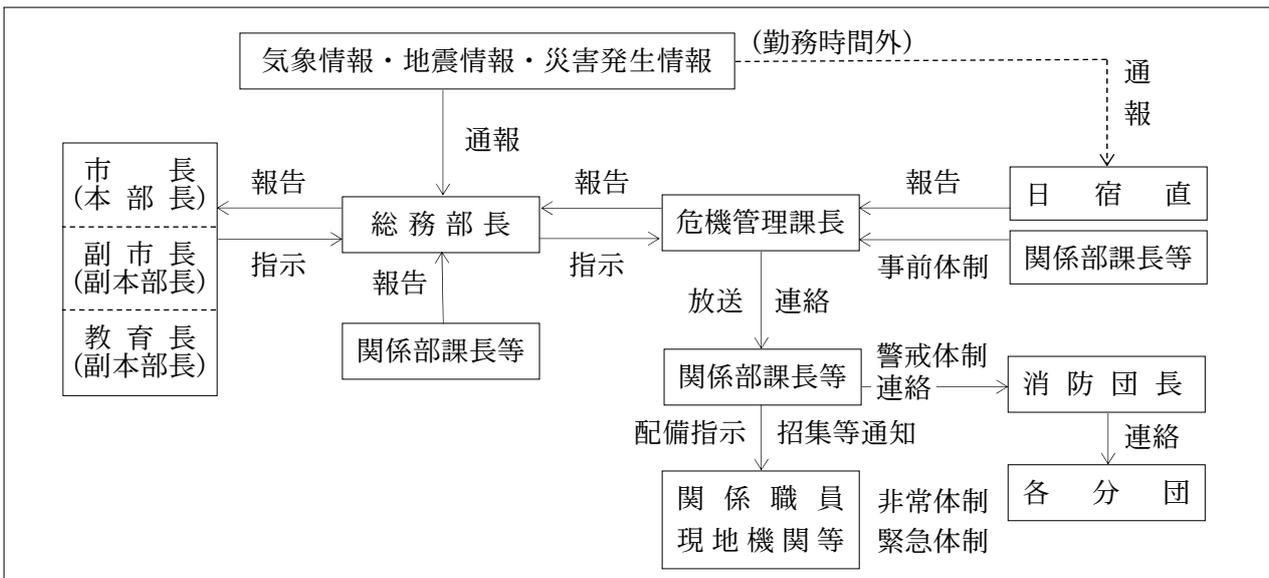
活動体制	活動内容	活動期間	活動開始基準
事前体制	○危機管理課職員により情報収集・伝達を行う。 (警戒体制以降に継続するための事前対策)	右の基準に該当したときから、注意報等が解除されたとき、又は危機管理課長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。	○次のいずれかの状況下で危機管理課長が必要と認めたとき ( ・大雨注意報、暴風雪・大雪警報、暴風・大雨・洪水警報が発表されたとき ・災害等が発生するおそれがあるとき
警戒体制 (部課長)	○災害発生前の体制で、各部局連絡網の確認、情報収集等を行う。 ○災害関係部課等の部課長で情報収集活動が円滑に行う体制とする。	右の基準に該当したときから、注意報等が解除されたとき、又は総務部長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。	○上記基準の状況下で総務部長が必要と認めたとき
非常体制 (係長職以上の職員及び各部長等が指定した職員)	○災害発生直前又は発生後の体制で、警戒体制を強化し、情報収集を行い、応急体制の準備を整える。 ○事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置し、情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行う体制とする。	右の基準に該当したときから、警報等が解除されたとき、又は市長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。	○次のいずれかの状況下で市長が必要と認めたとき ( ・暴風・大雨・洪水警報・土砂災害警戒情報が発表されたとき ・災害が発生したとき ・激甚な災害が発生するおそれのあるとき
緊急体制	○災害発生後の体制で、非	右の基準に該当し	◎次の気象特別警報のいずれかが

(全職員)	常体制を強化し、広域的又は大規模災害に対処する体制とする。	たときから、市長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。	発表されたとき 〔大雨特別警報 暴風特別警報 暴風雪特別警報 大雪特別警報 ○大規模な災害が発生した場合、市全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合等で市長が必要と認めたとき
-------	-------------------------------	---	---

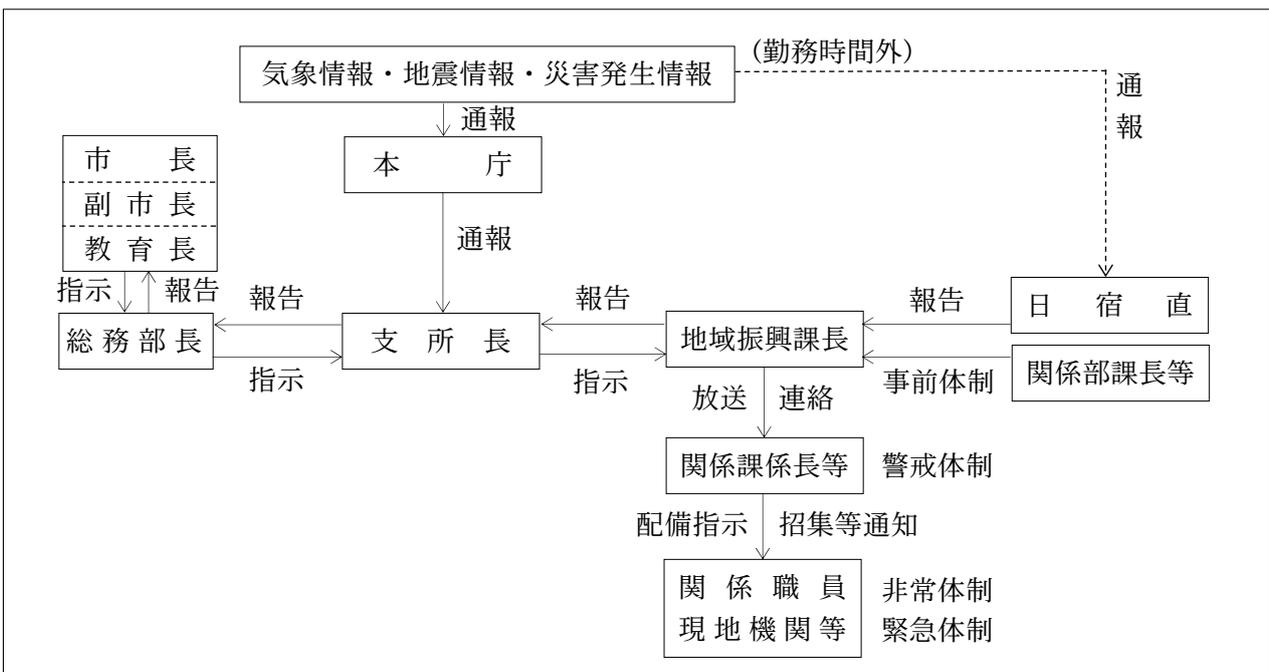
ア 伝達系統

配備指令及び配備担当者の招集の伝達は、次のとおり行う。

(ア) 本 庁



(イ) 支 所



イ 伝達方法

配備決定に基づく危機管理課からの関係部課長等への配備指令の伝達は、原則として次の方

法による。

(7) 勤務時間内

庁内放送の他、電話、使走等のうち最も速やかに行える方法による。

(i) 勤務時間外

電話、携帯電話、使走等のうち最も速やかに行える方法による。

ウ 配備担当者の決定

関係部課長は、あらかじめ配備担当者並びにその連絡方法を定めておく。

エ 現地初動要員の配置

市は、災害時における現地対応、避難行動を混乱なく円滑に行うため、地区ごとに、あらかじめ指名した現地初動要員を配置する。

オ 自主参集

職員は、日ごろからテレビ、ラジオ等の災害関連情報に十分注意し、災害時はテレビやラジオによる情報や周囲の状況から被害甚大と判断される場合、速やかに登庁する。

道路・鉄道の寸断等により、登庁ができない場合は、最寄りの現地機関に参集し、本来の所属機関に現在の所在地等の連絡をした上で、指示を受ける。

カ 参集時の留意事項

参集時、職員は、次の点に留意する。

服 装	・ 応急活動ができる容易な服装とし、安全な靴、帽子又はヘルメット、手袋
携 行 品	・ 筆記具 ・ 携帯ライト ・ 携帯ラジオ ・ タオル ・ 飲料水、食糧 ・ 応急医薬品等
緊 急 措 置	・ 参集途上において、火災の発生、又は人身事故に遭遇したときは、住民の協力を求め、消火・救急・救助活動を行う。ただし、現場に消防職員がいるときは、その活動を引継ぎ、庁舎に直行する。
被害状況報告	・ 幹線道路、鉄道等の状況 ・ 建物の倒壊、損傷の状況 ・ 火災の発生、消火活動の状況 ・ 被災者、救助活動の状況 ・ ライフラインの状況

(2) 災害警戒本部の設置

市は、次の気象状況等により自然災害等の発生が予測され、防災体制の強化が必要な場合に、災害警戒本部を設置する。

ア 設置基準

高齢者等避難を発令する段階のほか、事前体制及び警戒体制時に総務部長が、次の事項等を総合的に判断し必要と認めたとき

(7) 水防法に基づき、国又は県が指定した洪水予報河川及び水位周知河川のうち、市内に存する河川（以下この節において「指定河川」という。）について、国又は県から市に対し氾

濫注意情報が通知されたとき

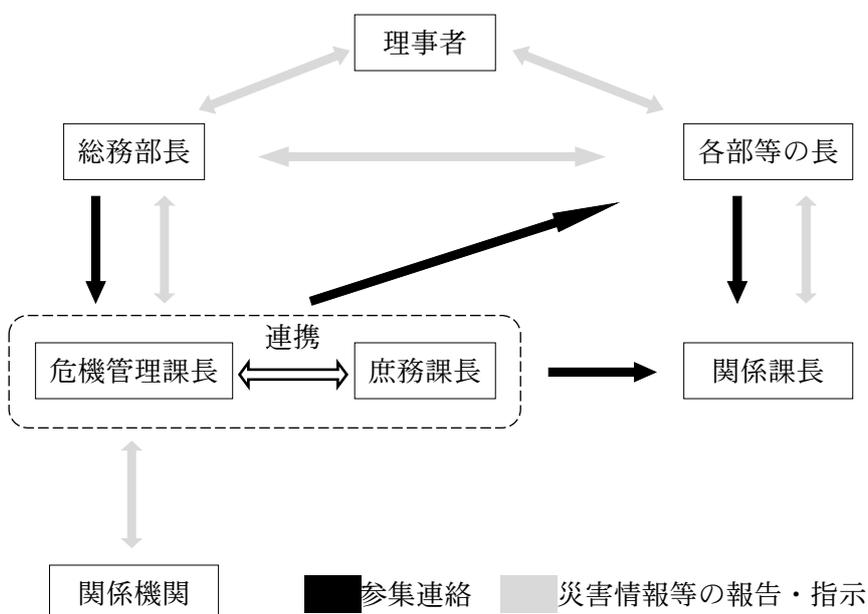
- (イ) 指定河川の水位観測所の水位が避難判断水位を超える見込みとなった場合  
千曲川 立ヶ花水位観測所 7.5m 夜間瀬川 星川水位観測所 1.4m
- (ウ) 市域に大雨警報が発表されたとき
- (エ) 台風情報で、台風の暴風域が12時間以内に市にかかると予測されている又は接近することが見込まれる場合
- (オ) 市内で震度5弱以下の地震が記録され、起因する災害の発生のおそれがある場合
- (カ) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのある場合

イ 警戒本部体制

- (ア) 避難指示の発令を判断できる体制とする。
- (イ) 専門機関とのホットラインが活用できる体制とする。
- (ウ) 指定緊急避難場所に受入れできる体制とする。

ウ 警戒本部の構成及び連絡体制

役職	構成員
本部長	総務部長
本部員	健康福祉部長
"	子ども部長
"	くらしと文化部長
"	経済部長
"	建設水道部長
"	消防部長
"	会計管理者
"	教育次長
"	議会事務局長
事務局	危機管理課



1 総務部長は、警戒本部設置の必要があると判断したときは、理事者に報告するとともに、危機管理課長に指示し、本部員を招集する。

連絡方法 【勤務時間内】 ①庁内放送 ②庁内情報システム及び非常参集システムメール ③電話等

【勤務時間外】 ①非常参集システムメール ②電話等

2 本部員は、必要に応じて情報収集及び連絡員となる人員を選出する。

3 本部員は、災害情報、活動状況等を本部長に報告し、情報の共有を図る。

(3) 災害対策本部の設置

市は、次の災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、中野市災害対策本部（以下「市本部」という。）を市庁舎内に設置する。

ア 設置基準

災 害	基 準
地震時	ア 市内で震度5強以上を記録したとき イ 市内で震度5弱以下の地震であっても、市長が被害状況から判断して必要があると認めたとき
風水害時 (雪害含む)	ア 市域に特別警報(大雨、暴風、暴風雪、大雪)が発表されたとき イ 洪水予報のうち、指定河川に氾濫危険情報が発表されたとき ウ 洪水予報のうち、指定河川に氾濫警戒情報が発表され、市長が必要と認めたとき エ 局地災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき
その他災害時	ア 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となった場合 イ 事故災害等(航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事、林野火災)により、多数の死傷者が発生した場合や、大規模な被害の発生又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき

イ 対策本部の構成

役 職	構 成 員	班 体 制※	
本部長	市長		
副本部長	副市長・教育長		
本 部 員	総務部	総務部長・会計管理者	庶務班・財政班
	健康福祉部	健康福祉部長	健康づくり班・福祉班
	子ども・教育部	子ども部長・教育次長	子ども班・教育班
	くらしと文化部	くらしと文化部長	市民班・環境班
	経済部	経済部長	農政班・商工班
	建設水道部	建設水道部長	建設班・都市班・上下水道班
	消防部	消防部長	消防班
	議会部	議会事務局長	
事務局	危機管理課		

※各班の班長、分掌事務は「災害対策本部組織及び事務分掌」参照

ウ 災害対策本部の組織

市本部の組織等は、「中野市災害対策本部条例」(資料2-6参照)に定めるところによる。

(ア) 本部長(市長)

本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(イ) 副本部長(副市長・教育長)

副本部長は、本部長を助け、本部長に事故あるときは、副市長、教育長の順でその職務を代理する。

(ウ) 本部員は本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

なお、市本部を設置する施設、設備は、災害時に防災中枢機能を果たせるようその安全性の確保等に努めなくてはならないが、万一、市本庁舎が被災し使用不能となったときは、豊田支所庁舎に市本部を置く。

エ 現地災害対策本部の設置又は廃止

(ア) 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害対策本部を設置し、又は設置しようとする場合において災害の規模及び範囲等から判断して、現地において災害対策本部の事務の一部を行わせる必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置し、本部長が指名する者により、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置く。

現地災害対策本部長は、現地での指揮及び関係機関との連絡調整活動を行うとともに、現地の情報、対策活動の実施状況等を速やかに本部長に報告する。

(イ) 現地本部の廃止

本部長は、現地本部の事務が終了したと認めるとき、現地本部を廃止する。

**災害対策本部組織及び事務分掌**

部（部長）	班（班長）	分 掌 事 務
<b>総務部</b> （総務部長） （豊田支所長） （会計管理者）	<b>庶務班</b> （庶務課長） （危機管理課長） （税務課長） （政策情報課長） （地域振興課長） （行政委員会事務局長）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部設置の通知及び本部の運営に関する連絡調整並びに庶務に関すること。</li> <li>・現地災害対策本部に関すること。</li> <li>・避難所の開設及び管理運営に関すること。</li> <li>・現地初動要員に関すること。</li> <li>・安否確認に関すること。</li> <li>・市民への広報に関すること（避難の指示等）。</li> <li>・災害に関する警報、予報等の伝達に関すること。</li> <li>・自衛隊の災害派遣要請に関すること。</li> <li>・被害についての総合集計に関すること。</li> <li>・被害状況の発表に関すること。</li> <li>・職員等の動員、派遣及び応援に関すること。</li> <li>・市防災会議との連絡調整に関すること（各部署、関係機関、団体）。</li> <li>・無線通信に関すること。</li> <li>・災害記録に関すること。</li> <li>・渉外に関すること。</li> <li>・応援要請に関すること。</li> <li>・ヘリポートの設置に関すること。</li> <li>・家屋の被害調査に関すること。</li> <li>・罹災証明に関すること。</li> <li>・情報システムの復旧に関すること。</li> <li>・応援要員の宿泊に関すること。</li> <li>・報道機関との連絡調整に関すること。</li> <li>・外国籍住民の団体に関すること。</li> <li>・交通機関との調整に関すること。</li> <li>・選管・監査委員等との連絡調整に関すること。</li> </ul>

	<b>財政班</b> (財政課長) (会計課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市庁舎の応急対策に関すること。</li> <li>・災害経費の予算措置に関すること。</li> <li>・市有財産、営造物等の災害対策に関すること。</li> <li>・緊急輸送に関すること。</li> <li>・応急対策物品資材の購入に関すること。</li> <li>・災害義援金の受入れに関すること。</li> <li>・物品の出納に関すること。</li> </ul>
<b>健康福祉部</b> (健康福祉部長)	<b>健康づくり班</b> (健康づくり課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療関係者の動員及び配置に関すること。</li> <li>・感染症対策に関すること。</li> <li>・食品衛生に関すること。</li> <li>・医薬品、衛生材料の供給に関すること。</li> <li>・医療施設の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>・健康調査及びケアに関すること。</li> <li>・被災地関係者の健康調査に関すること。</li> </ul>
	<b>福祉班</b> (福祉課長) (高齢者支援課長) (中野社会就労センター所長) (豊田社会就労センター所長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救助法（災害弔慰金等）に関すること。</li> <li>・安否確認に関すること。</li> <li>・要配慮者に関すること。</li> <li>・災害義援金の供給に関すること。</li> <li>・日赤及び赤十字奉仕団との連絡調整に関すること。</li> <li>・罹災者の生業に関すること。</li> <li>・災害援護資金及び生活福祉資金の貸付けに関すること。</li> <li>・社会福祉・高齢者福祉施設の被害調査、応急対策及び報告に関すること。</li> <li>・障がい児（者）・独り暮らし高齢者等の生活・安全対策に関すること。</li> <li>・被災者生活再建支援に関すること。</li> </ul>
<b>子ども・教育部</b> (子ども部長) (教育次長)	<b>子ども班</b> (子育て課長) (子ども相談室長) (保育課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通園通学児童・生徒の安全対策に関すること。</li> <li>・保育所・児童福祉施設関係の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>・子どもの生活・安全対策に関すること</li> <li>・避難所の運営に関すること。</li> </ul>
	<b>教育班</b> (学校教育課長) (生涯学習課長) (南部学校給食センター所長) (中央公民館長) (北部公民館長) (西部公民館長) (豊田公民館長) (図書館長) (博物館長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急教育に関すること。</li> <li>・教育施設関係の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>・避難所の運営に関すること。</li> </ul>

<b>くらしと文化部</b> (くらしと文化部長)	<b>市民班</b> (市民課長) (市民協働推進室長) (消費生活センター所長) (文化スポーツ振興課長) (人権・男女共同参画課長) (中山晋平記念館長) (高野辰之記念館長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安否確認に関する事。</li> <li>・食料、資材の調達及び炊出し等に関する事。</li> <li>・交通安全対策及び交通規制に関する事。</li> <li>・ボランティアの受け入れに関する事。</li> <li>・防犯対策に関する事。</li> <li>・災害義援物資の受け入れ及び供給に関する事。</li> <li>・体育・文化施設の被害調査及び応急対策に関する事。</li> </ul>
	<b>環境班</b> (環境課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃に関する事。</li> <li>・環境衛生施設等の被害調査及び応急対策に関する事。</li> </ul>
<b>経済部</b> (経済部長)	<b>農政班</b> (農業振興課長) (農業委員会事務局長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農協等関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>・農畜産物の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>・農地農業畜産用施設の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>・農道・林道の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>・被災農家等の営農指導に関する事。</li> <li>・被災農家等の災害融資に関する事。</li> <li>・農地農林業施設の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>・地すべりの応急対策に関する事。</li> <li>・農業委員との連絡調整に関する事。</li> </ul>
	<b>商工班</b> (商工観光課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業等の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>・商工・観光・労政関係施設の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>・被災商工業者の災害融資に関する事。</li> <li>・観光客の安全に関する事。</li> </ul>
<b>建設水道部</b> (建設水道部長)	<b>建設班</b> (道路河川課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土木施設の被害調査及び応急対策資材の確保に関する事。</li> <li>・河川の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>・道路橋梁の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>・交通途絶時の迂回路等に関する事。</li> <li>・砂防施設の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>・建設関係団体との連絡調整に関する事。</li> <li>・水防対策に関する事。</li> <li>・土木施設の応急資材、工事の確保に関する事。</li> </ul>
	<b>都市班</b> (都市計画課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画施設の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>・市営住宅の被害調査及び応急対策に関する事。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>と。</li> <li>・応急仮設住宅の建設等及び入居者選定に関すること。</li> <li>・家屋の被害調査に関すること。</li> </ul>
	<b>上下水道班</b> (上下水道課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>・災害現地の給水に関すること。</li> <li>・水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>・給水施設の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>・被災者への給水に関すること。</li> <li>・関係機関との連絡調整に関すること。</li> </ul>
<b>消防部</b> (消防部長)	<b>消防班</b> (消防課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市消防団及び水防団との連絡調整に関すること。</li> <li>・避難、誘導又は被災者の救助に関すること。</li> <li>・庶務班及び関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>・行方不明者の捜索に関すること。</li> <li>・河川巡視、警戒に関すること。</li> <li>・火災、危険物にかかる事故等の報告に関すること。</li> <li>・危険物施設の応急対策及び安全対策に関すること。</li> <li>・災害時の情報収集及び広報活動に関すること。</li> <li>・火災警戒区域の設定に関すること。</li> <li>・消防無線に関すること。</li> </ul>
<b>議会部</b> (議会事務局長)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員との連絡調整に関すること。</li> <li>・議員への状況報告に関すること。</li> </ul>

オ 国の非常本部等の現地対策本部との連携

非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が本市内に設置された場合は、その現地対策本部長と密接な連携を図り、適切な応急対策を実施する。

カ 災害対策本部の廃止

本部長は、市内の地域において、災害が拡大するおそれなくなった場合で、次に掲げる状況から災害応急対策がおおむね完了したと判断できるときは、本部を廃止する。

- (ア) 災害救助法による応急救助が完了したとき。
- (イ) 公的避難所の廃止、仮設住宅の整備の完了等当面の日常生活の場が確保されたとき。
- (ウ) 災害援護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき。
- (エ) 被害数値がおおむね確定したとき。
- (オ) その他災害応急対策から災害復旧対策に移行と判断できるとき。

キ 県等への設置・廃止の通知公表

市災害対策本部を設置・廃止したときは、直ちにその旨を次の区分により通知及び公表を行

う。

### 災害対策本部設置・廃止の通知区分

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
各班	庁内放送	総務部長
住民	防災行政無線（同報）	総務部長
県本部	県防災行政無線	総務部長
地方部	県防災行政無線	総務部長

#### (4) 災害救助法が適用された場合の体制

市域内に災害救助法が適用されたときは、市長は県知事から救助の一部を委任されたものについて、直ちに救助事務を行い、必要に応じて知事と連絡をとる。

## 2 関係機関

### (1) 責務

#### ア 指定地方行政機関

市内に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、防災業務計画、県地域防災計画及び県広域受援計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、市及び県の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講ずる。

#### イ 指定公共機関及び指定地方公共機関

市内に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、防災業務計画、県地域防災計画及び県広域受援計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、市及び県の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講ずる。

#### ウ 市の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定に基づく防災に関する責務を有する者

市内に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、地域防災計画（県・市）及び受援計画（県・市）の定めるところにより、災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、市及び県の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講ずる。

### (2) 活動体制

ア 指定地方行政機関等は、(1)の責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておく。

イ 県に災害対策本部が設けられたときは、災害応急対策の円滑な実施を図るため、指定地方行政機関、指定地方公共機関及び自衛隊は、県の要請に基づいて、その所属職員を県災害対策本部又は同現地本部に派遣する。

## 第4節 広域相互応援活動

(総務部・消防部)

### 第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害状況等から中野市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。(別図1参照)

なお、市が被災した場合は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、市の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行う。

また、他市町村が被災したときは、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。

### 第2 対策

#### 1 応援要請

##### (1) 市

ア 応援要請(消防関係は除く。)

##### (ア) 他市町村に対する応援要請(別図2参照)

市長は、大規模災害時の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、それぞれの協定に基づく応援を要請し、その旨を知事に連絡する。(資料3-2～3-5参照)

〈応援の要請事項〉

- ・ 応援を求める理由及び災害の状況
- ・ 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
- ・ 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
- ・ その他必要な事項

※ 市は、ブロック内の他の市町村から要請を受けたとき、被災市町村に先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断する。(市が被災した場合は、あらかじめ決められたブロック内の他の市町村が先遣隊の派遣を行う。)

※ 震度6強以上の地震が観測された市町村へは、自動的に先遣隊を派遣する。

※ 被災した市町村は、先遣隊に対し、必要な情報を提供する。

##### (イ) 県に対する応援要請等

市長等は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事等に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定により、応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。

(ウ) 指定地方行政機関に対する職員の派遣要請等

市長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、職員の派遣の要請、又は斡旋を求める。

イ 消防に関する応援要請

(ア) 県内市町村に対する応援要請

市長は、大規模災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から自己のもつ消防力のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、「長野県消防相互応援協定」(資料3-1参照)に基づき、速やかに他の市町村の長に対し、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。

(イ) 他都道府県への応援要請

市長は、この「長野県消防相互応援協定」に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請する。

a 緊急消防援助隊

b 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプターの応援

c その他、他都道府県からの消防の応援

(2) 関係機関（公共機関、その他事業者）

大規模災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害の状況等から、自己のもつ人員、資機材等のみではこれに対処できない、又はできないことが予測される場合は、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに他の公共機関及びその他事業者に応援を要請する。

## 2 応援体制の整備

(1) 市・関係機関（公共機関、その他事業者）

ア 情報収集及び応援体制の確立

応援側地方公共団体等（以下「応援側」という。）は、大規模災害等の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出勤する。

なお、市は職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

イ 指揮

応援側は、要請側の指揮のもとで、緊密な連携を図りながら、応援活動を実施する。

ウ 自給自足

応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。

エ 自主的活動

応援側は、通信の途絶により要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応

援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

(2) 関係機関（指定地方行政機関）

被災により市及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去等、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行う。

### 3 受援体制の整備

(1) 市・関係機関（公共機関、その他事業者）

他の地方公共団体等に応援要請する場合は、必要とする応援内容、人員、配置場所及び連絡調整担当者等指揮命令系統について明確にしておくとともに、ヘリポート等応援活動上必要となる施設等についても必要に応じて確保する。

また、宿泊場所の確保、食料の供給等の後方的事項についても、必要に応じて応援側地方公共団体等の到着までに整えるものとし、円滑かつ効果的な応急措置が実施できる体制を整備する。

### 4 経費の負担

(1) 国から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他都道府県、他市町村から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。（災害対策基本法施行令第18条）

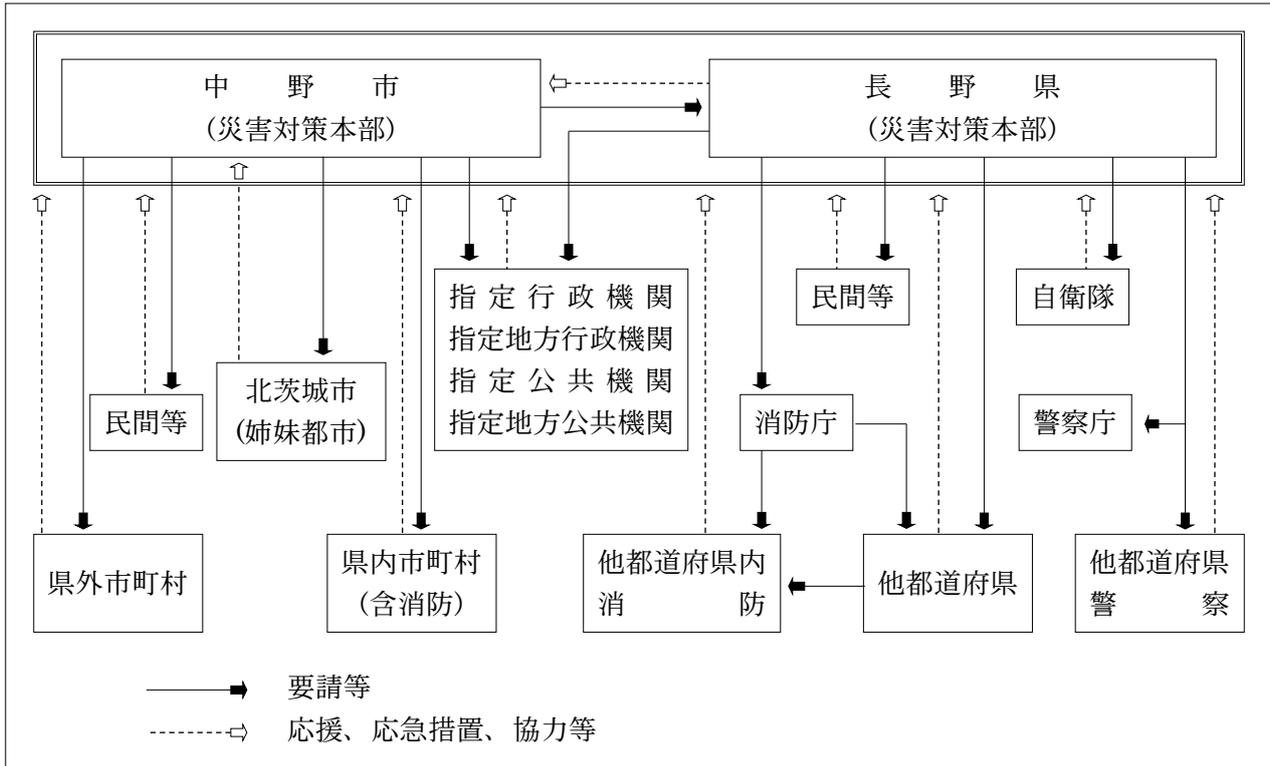
(2) 前項以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定に定められた方法による。

### 5 他の都道府県等への応援

県外で大規模な災害が発生した場合、被災した県外地方自治体に対し、県と連携し、「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定書」に基づき的確な支援を行う。

(別図 1)

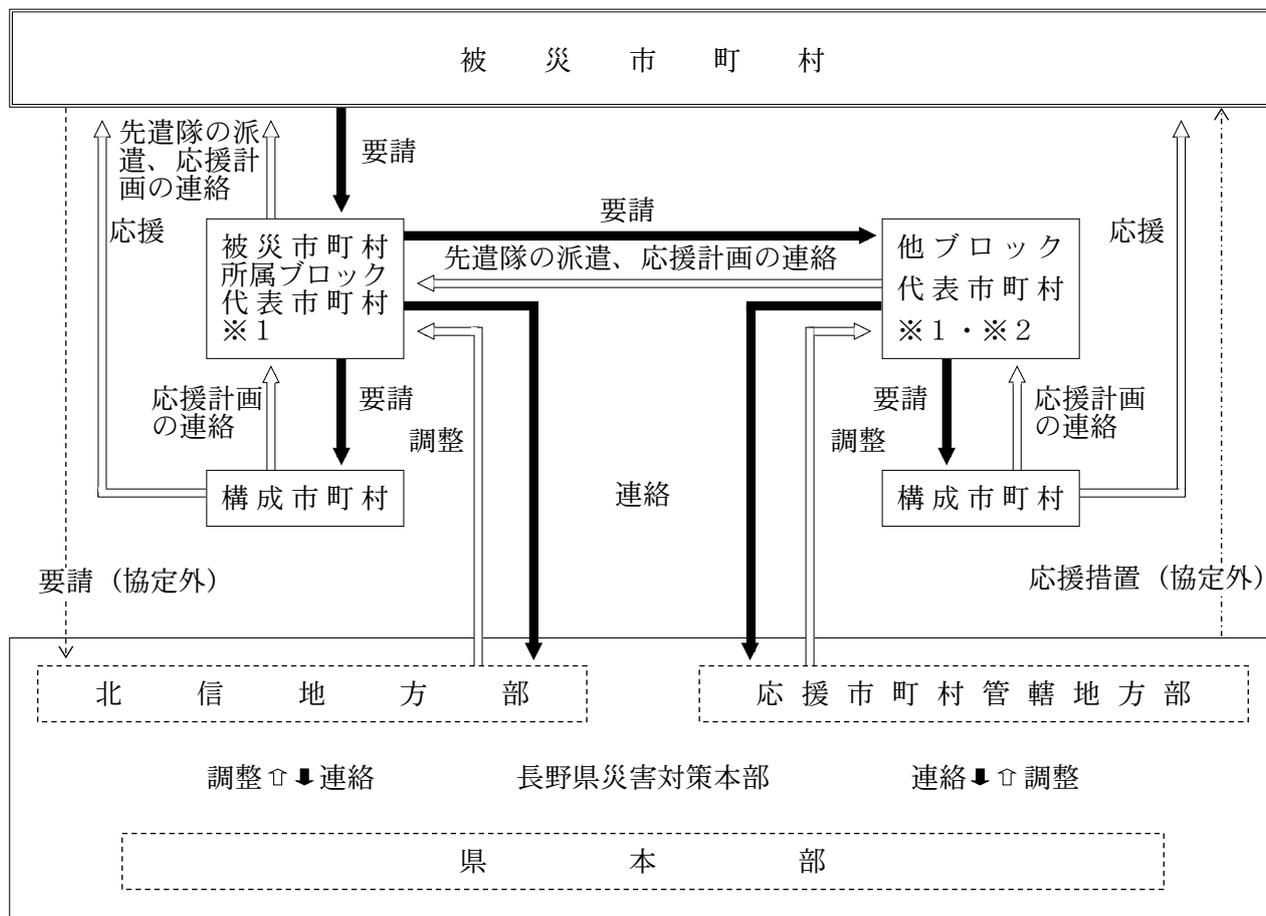
広域相互応援体制



(別図2)

長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統

(常備消防分を除く)



- ※1 第2順位以降の代表市町村をあらかじめ所属ブロック内で指定。
- ※2 応援ブロック、応援を受けるブロックの組み合わせをあらかじめ定める。
- ※3 代表市町村及び構成市町村は資料3-2参照

否 魔	↓	要請に係る系統 (応援協定)
	⇄	応援に係る系統 (応援協定)
	↓	要請に係る系統 (協定外)
	↑	応援に係る系統 (協定外)

## 第5節 ヘリコプターの出動要請計画

(総務部)

### 第1 基本方針

災害時には陸上の道路交通の寸断も予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用する。

### 第2 対策

#### 1 出動手続の実施

##### (1) 市

ア 災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて要請する。

イ ヘリコプターの出動要請に当たっては、可能な限り、次の事項を明らかにして要請する。なお、急を要する場合は口頭で要請する。

- ・災害の状況と活動の具体的内容（物資の量、輸送人員、傷病の程度、距離等）
- ・活動に必要な資機材等
- ・ヘリポート及び給油体制
- ・要請者、現場責任者及び連絡方法
- ・資機材等の準備状況
- ・気象状況
- ・ヘリコプターの誘導方法
- ・他のヘリコプターの活動状況
- ・その他必要な事項

ウ 県と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置を行う。(資料6-1参照)

エ 傷病者の搬送の場合は、救急車及び受入先病院等について手配する。

オ 連絡責任者はヘリポートで待機し、必要に応じて、機長等との連絡に当たる。

カ 自衛隊の派遣要請手続については、本章第6節「自衛隊の災害派遣」による。

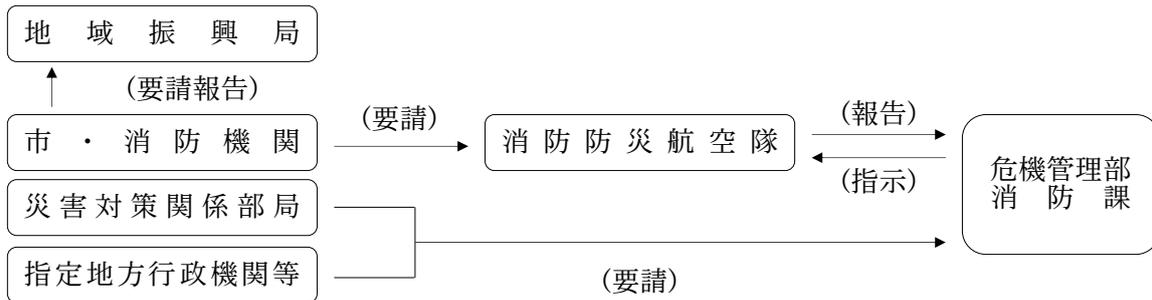
キ ヘリコプター要請手続要領

上記により、各種ヘリコプターの出動を要請する場合の具体的な手続は、次のとおりである。

##### (ア) 消防防災ヘリコプター

災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林

野火災の空中消火等に、幅広く迅速に対応する。



※ 連絡用無線 消防デジタル無線（主運用波）

呼出名称 「しょうぼうながのけんあるぷす1（いち）」

(イ) 県警ヘリコプター

災害応急対策を実施するに当たり、消防防災ヘリコプターが使用できない場合又は対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請する。



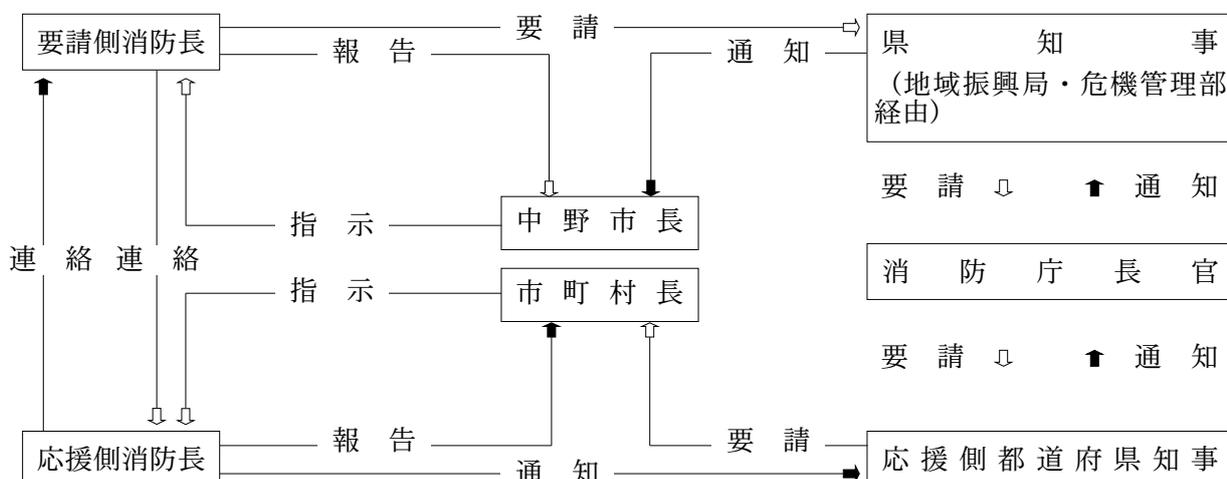
また、県公安委員会は、必要に応じて、警察庁又は他の都道府県警察に対し、援助の要請を行う。



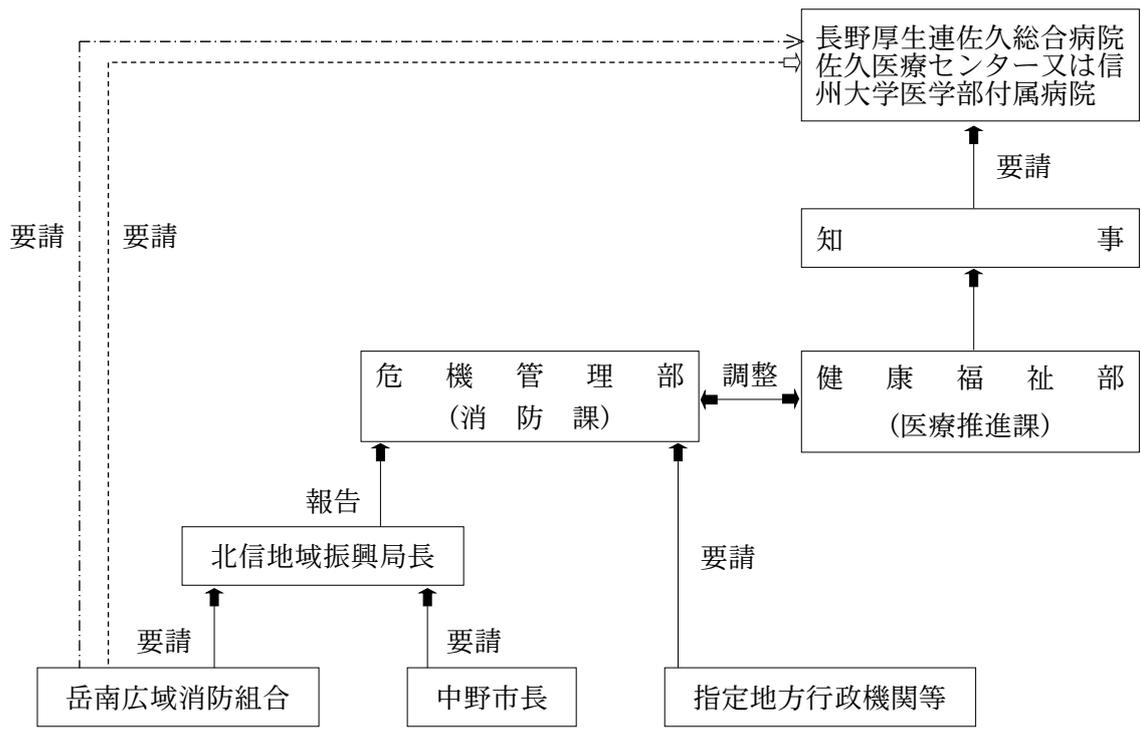
(ウ) 広域航空消防応援等ヘリコプター

災害時、広域的な航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」又は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に基づき応援要請する。

a 広域航空応援要請手順







- ⇨ 平常時の手続
- ➡ 災害時の手続
- 災害時の手続 (急を要する場合)



## 第6節 自衛隊の災害派遣

(総務部)

### 第1 基本方針

災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、自衛隊法第83条第1項に基づき、県知事は自衛隊の災害派遣を要請する。

また、災害対策法第68条の2に基づき、市長は県知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができる。

自衛隊が派遣された場合は、派遣部隊の円滑な活動を確保するため、市及び県は、派遣部隊と密接に連絡調整を行う。

### 第2 対 策

#### 1 派遣要請

##### (1) 市

##### ア 派遣要請の範囲

市長は、次の要請範囲内において、自衛隊の派遣を必要とする場合は、イにより要請を求める。

##### (イ) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動

##### (ロ) 避難の援助

避難者の誘導、輸送等

##### (ハ) 遭難者等の搜索、救助

死者、行方不明者、負傷者の搜索、救助（ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。）

##### (ニ) 水防活動

堤防護岸等の決壊に対する土嚢の作成、積込み及び運搬

##### (ホ) 消防活動

利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力

##### (ヘ) 道路又は水路等交通路上の障害物の排除

施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等（ただし、放置すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合）

##### (コ) 応急医療、救護、防疫等の支援

大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は、市が準備）

##### (ク) 人員及び物資の緊急輸送

緊急を要し、他に適当な手段がない場合、緊急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送

##### (ケ) 炊き出し及び給水支援

緊急を要し、他に適当な手段がない場合

(ロ) 救援物資の無償貸与又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）による。

(ハ) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去

(ニ) その他

自衛隊の能力で対処可能なもの

イ 派遣要請手続・系統（後掲参照）

(ア) 市長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって北信地域振興局長若しくは中野警察署長を通じ知事に派遣要請を求める。

(イ) 市長は、(ア)について口頭をもって要請をしたときは、事後において速やかに北信地域振興局を通じ文書による要請処理をする。

(ウ) 市長は、(ア)の要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を第13普通科連隊長に通知する。

また、この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知する。

ウ 派遣要請理由等

要請に当たっては、次の事項を明らかにする。

- ・災害の状況及び派遣を要請する理由
- ・派遣を希望する期間、人員
- ・派遣を希望する区域、作業箇所及び内容
- ・連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況及びその他参考となるべき事項
- ・ヘリコプターの要請を必要とする場合にあっては、本市のヘリポート

(2) 関係機関（指定地方行政機関等）

指定地方行政機関等の長は、1(1)アの要請の範囲内において自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、以下により要請を求める。

ア 指定地方行政機関の長は、その管理に属する施設の災害応急復旧について自衛隊の派遣を要するときは、文書又は口頭をもって危機管理部長（危機管理防災課）に要請する。

イ 指定地方行政機関の長は、アについて口頭をもって要請をしたときは、事後において速やかに文書による要請処理をする。

(3) 関係機関（自衛隊）

ア 派遣要請の受理

知事からの派遣要請は次により受理する。

(ア) 平常の勤務時間中における場合

第13普通科連隊長「気付先第3科長」

(イ) 平常の勤務時間外における場合

第13普通科連隊長「気付先松本駐屯地当直司令」

イ 派遣要請受理後の措置

(ア) 第13普通科連隊長は、派遣要請の内容及び自ら収集した情報に基づき、部隊の派遣を判断し、実施する。

- (イ) 第13普通科連隊長は、災害派遣を命じた場合には、速やかに知事に対し、派遣部隊の指揮官の官職、氏名及び必要な事項を通知する。

ウ 知事の要請を待つことなく派遣する場合の措置

(ア) 派遣を行う場合（例）

- ・災害に際し、航空機（必要に応じ地上部隊等）により、自衛隊又は他部隊のみならず、関係機関への情報提供を目的として情報収集を行う場合
- ・災害に際し、通信の途絶等により、部隊等が県知事と連絡が不能である場合に、市長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- ・災害に際し、通信の途絶により、県知事等と連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認めた場合
- ・運航中の航空機に異常な事態が発生したことを自衛隊が察知した場合に、捜索又は救助の措置をとる必要があると認められる場合
- ・部隊等が防衛省の施設外において、人命に係る災害の発生を目撃又は当該災害が近傍で発生しているとの報に接した場合等で人命救助の措置をとる必要があると認められる場合
- ・その他特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがない場合

(イ) 知事への連絡等

(ア)の場合においても、できる限り知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに救援活動を実施する。

また、(ア)による派遣後に知事から要請があった場合は、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

**2 派遣部隊との連絡調整**

派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県では自衛隊の長と密接な連絡調整が行われるよう次により区分している。

区 分	統括連絡調整者	現地連絡調整者
災害対策本部が設置されていない場合	危機管理部長	北信地域振興局長等
災害対策本部が設置されている場合	災害対策本部長	地方部長
現地本部が設置されている場合	災害対策本部長	現地本部長

(1) 市

ア 市が部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行う。

イ 市長は、連絡交渉の窓口の一本化を図り、現地連絡調整者に報告する。

ウ 市は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資機材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。

(2) 関係機関（指定地方行政機関等）

ア 指定地方行政機関等が部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行う。

イ 指定地方行政機関等は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資材等について現地連絡調整者か

ら要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。

(3) 関係機関（自衛隊）

ア 第13普通科連隊長は、迅速な災害派遣及び県その他関係機関との連絡調整を図るため、連絡班を本庁若しくは北信地域振興局に、偵察班を現地にそれぞれ派遣する。

イ 第13普通科連隊長は、災害に際し、被害がまさに発生しようとしており、事情真にやむを得ないと認めた場合は、知事の要請を受け、連絡班等及び部隊を派遣する。（予防派遣）

ウ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、市長等、警察官がその場にはいない場合に限り、次の措置をとることができる。

(ア) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び退去命令

(イ) 他人の土地等の一時使用等

(ウ) 現場の被災工作物等の除去等

(エ) 住民等を応急措置の業務に従事させること。

(4) 住 民

住民は、自衛隊の派遣活動が円滑に行われるよう、可能な範囲で協力を行う。

### 3 派遣部隊の撤収要請

(1) 市

市長は、部隊の活動の必要がなくなると認めたときは、現地連絡調整者に文書又は口頭をもって報告する。

(2) 関係機関（指定地方行政機関等）

指定地方行政機関の長等は、部隊の活動の必要がなくなると認めたときは、現地連絡調整者に文書又は口頭をもって報告する。

(3) 関係機関（自衛隊）

ア 第13普通科連隊長は、知事から撤収の要請を受けた場合、又は災害派遣の必要がなくなると認める場合は部隊を撤収する。

ただし、災害が大規模である場合については、知事からの撤収要請があった場合を除き、命により撤収する。

イ 部隊を撤収する場合にあつては、市長、警察、消防機関、その他公共機関と綿密に調整するとともに、知事にその旨通知する。

### 4 経費の負担

(1) 市

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として派遣を受けた市町村等が負担するものとし、その内容は、おおむね次のとおりとする。

ア 派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊の装備に係るものを除く。）

イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物の使用料及び借上料

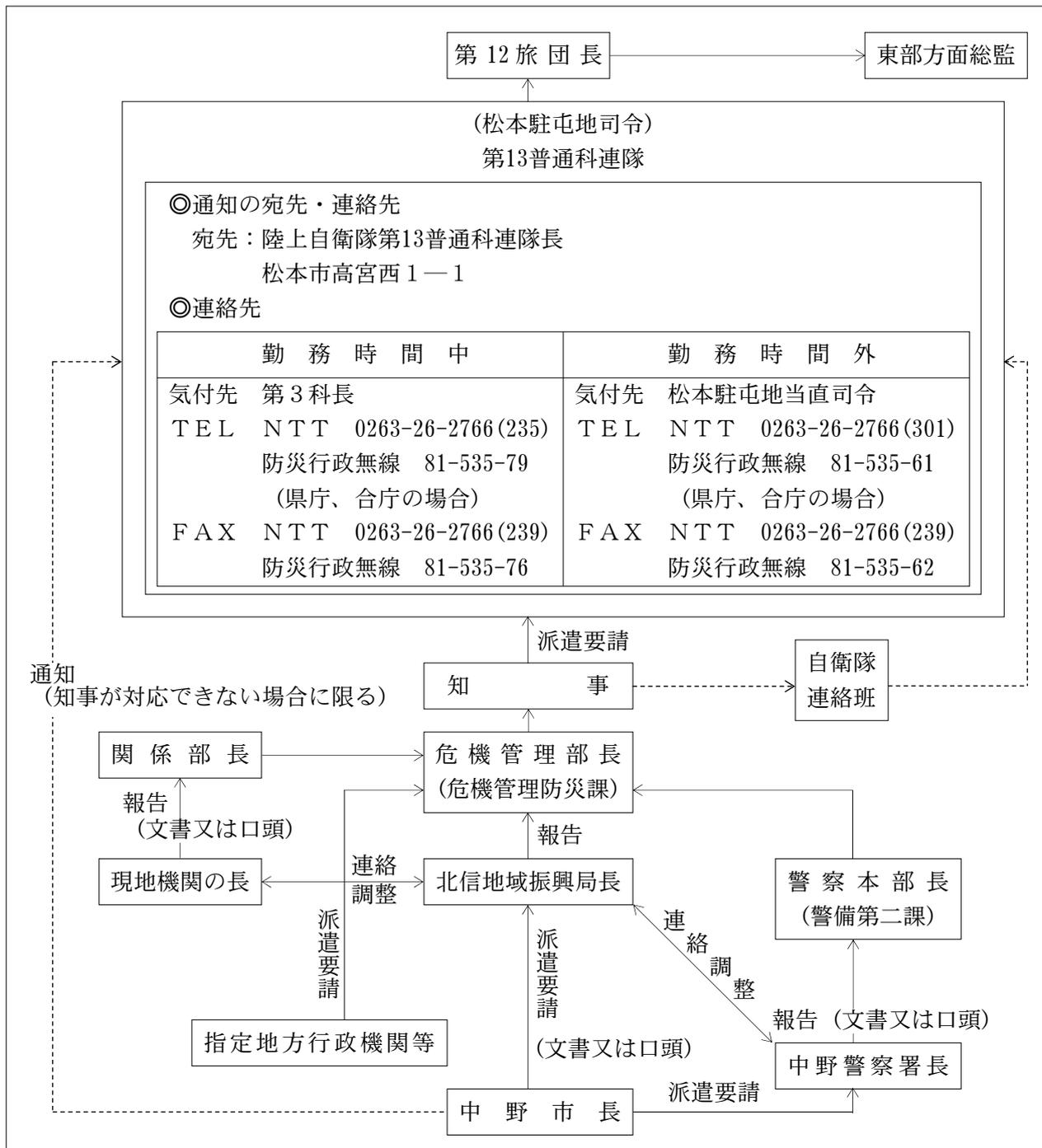
ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用

エ 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた（自衛隊の装備に係るものを除く。）損害の補償

(2) 関係機関（自衛隊）

第13普通科連隊長は、上記の経費について、文書により、市長に請求する。

災害派遣要請の手続系統（通知・連絡先）



# 第7節 救助・救急・医療活動

(健康福祉部・消防部)

## 第1 基本方針

大規模災害時における救助・救急・医療活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな災害派遣医療チーム（DMAT）及び救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関と連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。

## 第2 対策

### 1 救助・救急活動

#### (1) 市・岳南広域消防組合

ア 警察署、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて、他の地方公共団体等との相互応援協定に基づく応援要請等を本章第4節「広域相互応援活動」及び第6節「自衛隊の災害派遣」により行い、住民の安全確保を図る。

イ 消防機関は、警察署及び道路管理者等と連携を密にし出動隊の報告等による道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送に当たり、効率的な対応をする。

ウ 消防機関は、救助活動に当たり、警察等と活動区域及び人員配置の調整等密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。

エ 消防機関は、救急活動に当たり、警察署、救護班等と密接な連携により、医療機関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送する。

その際、高規格救急車（救急救命士搭乗隊）を傷病者の状態に合わせて有効に運用する。

オ ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第5節「ヘリコプターの出動要請計画」により要請する。

#### (2) 住民及び自主防災組織

住民同士又は自主防災組織内において、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに（共助）、消防機関、救護班等に協力する。

特に、道路交通網の寸断も予想されることから、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

### 2 医療活動

#### (1) 市

ア 関係機関と協議の上、災害時における医療救護体制について定めるとともに、中高医師会及び飯水医師会の協力を得て、あらかじめ救護班を編成し、災害時においては下記の医療救護活動等を行う。

〈救護班の編成〉

救護班は医師 1 名、看護師 2 名、事務員 1 名を基準として編成する。

〈救護班等の業務内容〉

- ・負傷の程度の判定
- ・負傷者の搬送順位及び搬送先の決定
- ・救急処置の実施
- ・救急活動の記録
- ・遺体の検案
- ・その他必要な事項

イ 市内の適当な場所に救護所を確保し、医薬品、医療用資機材等の供給体制、比較的軽症の被災者の避難所への輸送体制を整備する。

ウ 医療機関における受入可能人員、診療機能の稼働状況等について把握し、後方医療機関の確保を行い、警察本部に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を整備する。

また、災害の規模により必要がある場合は、隣接市町村、県に対し傷病者の受入れについて要請する。

エ 必要に応じて、重症傷病者の災害拠点病院（北信総合病院）への搬送体制を確保するとともに、当該病院への緊急輸送について県に要請する。

オ 医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者・薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて、県又は関係機関に対し、供給の要請を行う。

## (2) 関係機関

ア 日本赤十字社長野県支部長は、県、市から要請があったとき、又は支部長、病院長が必要と認めたとときは、医療救護班を派遣し、避難所・救護所等、上記アに掲げる医療救護活動等に当たる。また、災害の状況に応じ、医療救護班の派遣に併せ、赤十字防災ボランティアを派遣する。

イ 日本赤十字社長野県支部長は、各赤十字病院において、関係機関との密接な連携のもとに、傷病者の受入れを円滑かつ効率的に行う。

ウ 日本赤十字社長野県支部長は、県内 3 か所の赤十字血液センターにおいて輸血用血液の確保を行い、各医療機関等の要請に基づき緊急輸送する。

また、当該血液が不足する場合には、報道機関に協力を要請し、移動採血車等により採血するとともに、日本赤十字社の各基幹血液センター等の応援を要請する。

エ 長野県医師会、中高医師会、飯水医師会、長野県歯科医師会、中高歯科医師会、飯水歯科医師会、北信薬剤師会、災害拠点病院（北信総合病院）等は医療救護体制について必要な事項を定める。

県、市から協力要請があったとき、あるいは派遣の必要性が認められるときは、被災地へ救護班を派遣する。

また、傷病者の受入体制について万全を期すとともに、関係機関からの要請により、医薬品、医療用資機材等の提供を行う。

オ 長野県医薬品卸協同組合は、備蓄医薬品の指定場所への速やかな搬送を行い、使用後の迅速な補充を図る。

## (3) 住民

発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、初期救助・救急活動について日ごろから認識を深めるとともに、被災時は感染症対策を講じた上で、自発的に救急活動を行うよう心がける。

## 第8節 消防活動

(消防部)

### 第1 基本方針

大規模災害発生時においては、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力のみでは十分な応急措置が実施できないか、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

### 第2 対 策

#### 1 消防活動

##### (1) 市

##### ア 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底について広報を行うとともに、岳南広域消防組合と連携のもと、消防団の効率的な部隊運用を図る。

##### イ 情報収集

倒壊家屋状況、人的被害状況、道路状況等の災害情報収集を速やかに実施し、消火活動及び住民に必要な情報の提供を行い、パニックの防止を図る。

##### ウ 応援要請等

(ア) 市長は、速やかな被害状況の把握を行い、当該状況から、自らの消防力では対処できないとき、又は対処できないと予測されるときは、他の市町村長に対し応援を求める。

(イ) 市長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第5節「ヘリコプターの出動要請計画」により要請する。

(ウ) 市長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、本章第6節「自衛隊の災害派遣」により派遣要請を求める。

##### (2) 岳南広域消防組合

##### ア 情報収集

(ア) 部隊の効果的な運用を図るため、情報収集を積極的に実施するとともに、被害情報、部隊の配置等消防活動の状況を災害対策本部長に逐次報告する。

(イ) 情報収集のための職員を配置し、参集職員、出場隊、消防署、市災害対策本部、招集消防団員及び住民等から必要な情報を収集する。

(ウ) 情報収集をするため、必要に応じ、関係機関に消防職員を派遣して、情報の相互交換に努める。

##### イ 通信体制の確立

通信・指令等通信統制の確立を図る。

#### ウ 現場活動

警防本部と各現場指揮本部は緊密に連携して、効率的な消火活動を実施する。

#### エ 避難の指示

市長が住民に対し、避難の指示を行った場合、消防長は市と協力し、住民に対し、避難の伝達及び周知徹底を速やかに行う。

#### オ 応援隊に対する措置

(ア) 応援隊の活動に対し、応援内容・指揮命令系統・人員・車両・配置場所等連絡調整担当者と協議し、効率的な部隊の配置を実施するとともに、応援隊に対し、消防組合連絡員を配備する。

(イ) 応援隊の宿泊施設又は野営場所、食料等について市と調整等し、後方支援する。

### (3) 住民、自主防災組織等

#### ア 出火防止、初期消火活動等

住民は災害発生時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生の原因となる火気使用器具は、直ちに使用を中止し、火災の発生を防止するとともに火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力を努める。

自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。

なお、住民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図る。

## 2 救助・救急活動

### (1) 市

大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療関係等関係機関の連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援協定を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

なお、本項については、本章第7節「救助・救急・医療活動」に定める。

### (2) 住民、自主防災組織等

住民同士等において、自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに（共助）、消防機関に協力する。

特に、交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救急・救助活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

## 第9節 水防活動

(総務部・経済部・建設水道部・消防部)

### 第1 基本方針

大規模災害等発生時において、堤防その他の施設が損壊し、浸水等の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合における監視・警戒等の水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの水防力のみでは十分な応急措置が実施できないか、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

### 第2 対策

#### (1) 市

##### ア 監視警戒活動

市長は、その管轄する水防区域において、河川、ため池等の護岸、堤防等の巡視を行い、早期に損壊箇所及び危険箇所等を把握し、必要な応急措置を講ずる。

##### イ 通報・連絡

監視・警戒活動によって、損壊箇所及び危険箇所等を発見したときは、直ちに施設の管理者等に通報するとともに、水防活動に必要な人員及び資機材を確保する。

##### ウ 水防活動の実施

市長は、損壊箇所及び危険箇所に対して、できる限り氾濫等による被害が拡大しないように、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施する。

また、重機による水防活動が必要な場合においては、中野市建設業協会との「災害時における復旧協力に関する協定」に基づき、民間業者等の協力を得る。

##### エ 水防活動中、資機材に不足を生じた場合はあらかじめ定めた資機材業者及び水防倉庫等から調達する。

##### オ 水防資機材の借用

市長は、水防活動に当たり、資機材に不足が生じ、又は、調達できないときは、国又は県の所管する資機材を借用する。

##### カ 避難指示

市長は、河川の氾濫等人命危険の切迫若しくは危険の予測が生じた場合は、浸水想定区域を考慮し、危険地域について避難の指示を速やかに実施する（洪水時の避難施設については、資料7-5を参照のこと）。

##### キ 応援による水防活動の実施

(ア) 市長は、速やかに被害状況等の把握を行い、当該状況から、水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認める

ときは、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、他の市町村長に対し応援を要請する。

(イ) 市長は被害の状況から、水防活動に関して自らの水防力のみならず、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づく他の市町村からの応援によっても対処できない、又は対処できないことが予想される等緊急の必要があると認められ、他の都道府県の応援を求めるときは、知事に対し、次に掲げる事項について、口頭又は電話等により応援要請をするものとし、事後において速やかに文書を提出する。

- a 被害の状況
- b 必要とする資機材及び人員等
- c 連絡場所、集結場所及び経路
- d 連絡調整担当者
- e その他必要な事項

(ウ) 市長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第5節「ヘリコプターの出動要請計画」により要請する。

(エ) 市長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、本章第6節「自衛隊の災害派遣」により派遣を求める。

(オ) 市長は、他の地方公共団体の応援を申請するときは、必要とする応援内容、資機材、人員、配置場所及び連絡調整担当者等指揮命令系統について明確にしておくとともに、ヘリポート等応援活動上必要となる施設等についても必要に応じて確保する。

また、待機場所の確保、食料の供給等の後方支援についても、必要に応じて応援側地方公共団体の到着までに整える。

(カ) 市長は、他の水防管理者から、水防のための応援を求められたときは、できる限りその求めに応じるものとし、速やかに応援体制をとる。

(キ) 市長は、災害対策用機械の支援を要請するときは「災害対策用機械出動要請について」(資料3—10)により要請する。

## (2) 関係機関

### ア 警報等

国が管理する河川において、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等により水防活動の必要が認められるときは、水防警報を発令する等の方法により関係機関等へ伝達する。

### イ 水防資機材の貸与等

水防管理者の備蓄する水防資機材に不足が生じたときは、所管する水防資機材・車輛の貸与等を行う。

## 第10節 要配慮者に対する応急活動

(総務部・健康福祉部・子ども部・くらしと文化部・建設水道部)

### 第1 基本方針

災害が発生した際、要配慮者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、市、県及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者の態様に十分配慮した応急活動を行う。

### 第2 対策

#### 1 避難受入活動

##### (1) 避難指示等をはじめとする災害情報の周知

要配慮者の態様に応じ、ケーブルテレビ、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適確に行う。

##### (2) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

市は、避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、関係者にあらかじめ提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行う。

なお、発災時には、避難行動要支援者本人の名簿情報の提供の拒否の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努める。

なお、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行う。

##### (3) 避難所での生活環境整備

災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所、あるいは通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置する。

また、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。

##### ア 避難所における設備の整備

段差解消やスロープ・身体障がい者用トイレの設置等を必要に応じて行う。

##### イ 避難所における物資の確保及び提供

車いす等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレをはじめとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。

##### ウ 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供

福祉避難所（室）及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。

##### エ 外国籍住民や外国人旅行者への支援体制の整備

外国籍住民や外国人旅行者に対して多言語による情報提供や避難所への巡回による支援など

を行うため、必要に応じて災害多言語支援センターの設置を行う。

#### オ 情報提供体制の確立

避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、文字放送テレビ、インターネットの端末、ファクシミリ、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置する。

## 2 在宅者対策

市は、災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生・児童委員、地域住民、自主防災組織等の協力により、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。

### (1) 在宅者の訪問の実施

在宅の要配慮者に対し、民生・児童委員、地域住民、自主防災組織等の協力のもと、定期的な訪問体制を確立する。

### (2) 物資の確保及び提供

必要に応じて日常生活に必要な物資等を提供する。

### (3) 相談体制の整備

在宅の要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、要配慮者の態様に応じた助言と支援を行う。

### (4) 情報提供体制の確立

災害状況や生活に必要な各種情報を要配慮者の態様に応じた手段により提供する。

## 3 応急仮設住宅等の確保

市は、要配慮者向けの応急仮設住宅を、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進める。

## 4 広域相互応援体制等の確立

広域にわたる大規模災害が発生した場合や医療機関・社会福祉施設等が被災し、避難所や他の施設へ一次的・応急的に避難が必要な場合などにおいては、要配慮者の移送、受入れ等が集中的に必要なことが考えられる。

市は、要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、市の区域を越えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び避難場所等を確認の上、県、他市町村及び関係機関に応援要請を行う。

なお、他市町村等から応援要請があった場合には、可能な限り協力するよう努める。

# 第11節 緊急輸送活動

(総務部・くらしと文化部・経済部・建設水道部)

## 第1 基本方針

大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含む総合的な輸送確保を行う。

また、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全、②被害の拡大防止、③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進するものとし、原則として、次の優先順位をもって実施する。

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
<ul style="list-style-type: none"><li>・人命救助</li><li>・消防等災害拡大防止</li><li>・ライフライン復旧</li><li>・交通規制</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・(第1段階の続行)</li><li>・食料、水、燃料等の輸送</li><li>・被災者の救出搬送</li><li>・応急復旧</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・(第1・2段階の続行)</li><li>・災害復旧</li><li>・生活必需物資輸送</li></ul>

## 第2 対策

### 1 緊急交通路確保のための応急復旧

#### (1) 市

##### ア 被害調査及び情報伝達

災害が発生した場合、市内における道路・橋梁の決壊、その他交通の支障の有無を調査し、その状況を把握して、障害が認められる場合は、発生の日時及び場所等を関係機関等へ通報する。

イ 緊急交通路から先の輸送拠点までの取付け道路や、各避難所までの連絡道路等を確保するため、応急の復旧工事を推進する。

ウ 緊急交通路が使用不能となった場合は、市道、林道、農道等指定道路に代わるべき道路について確保するものとし、この場合、必要に応じて、県等の関係機関に対して応援を要請する。

##### エ 交通規制

道路管理者及び警察署は、関係機関相互の協力によって、災害応急活動に必要な交通規制・管制を行う。

##### オ 市民への周知

緊急交通路の指定及び交通規制を実施した場合は、市民に周知徹底し、交通の混乱等を回避する。

#### (2) 関係機関

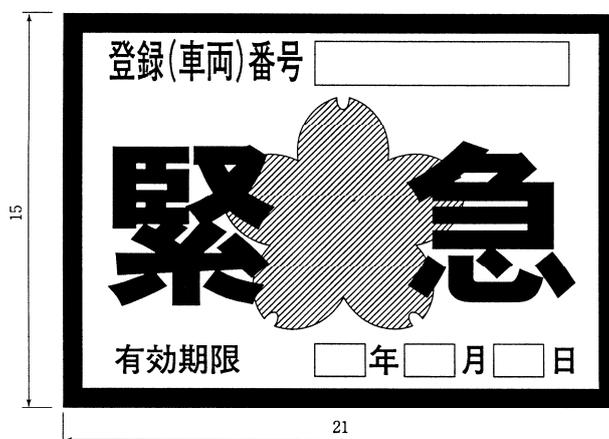
ア 高速道路は、隣接県等との輸送確保上、最も重要な幹線道路であることから、状況を直ちに把握するとともに、建設業各団体等に対して協力を求め、速やかな応急復旧を行う（東日本高速道路㈱）。

イ 鉄道路線について直ちに被害状況を把握するとともに、被災箇所については速やかに応急復

旧を行う。(長野電鉄・東日本旅客鉄道株)

## 2 緊急輸送車両

緊急輸送車両の標章が、次図のようになっているか確認する。



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施するものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

## 3 輸送手段の確保

### (1) 市

市は、自ら輸送力の確保に努める。この場合、陸上輸送が不可能な場合やヘリコプターを必要とするときは、直ちに県に対して輸送手段の確保について要請する。

要請に際しては、輸送物資等の内容、数量、出発地、到着地等について、できる限り詳細に連絡する。

### (2) 関係機関（自衛隊、北陸信越運輸局長野運輸支局、(公社)長野県トラック協会、(公社)長野県バス協会、(一社)長野県タクシー協会）

ア ヘリコプター運行機関は、要請に基づいて直ちに出勤の準備をするとともに、地上の支援体制等につき、必要な措置を依頼する。（自衛隊等）

イ 緊急車両調達に関する要請があった場合は、直ちに関係機関に対して協力を求める。（北陸信越運輸局長野運輸支局）

ウ 緊急輸送が円滑に実施されるよう、交通輸送機関の現状把握に努めるとともに、必要に応じ、輸送分担、連絡輸送等の調整、輸送命令、不急輸送の停止及び制限を行う。（北陸信越運輸局長野運輸支局）

エ 北陸信越運輸局長野運輸支局から要請を受けた(公社)長野県トラック協会は、次の事項を実施するものとする。

(ア) 道路運送法第84条の輸送命令又は出勤要請があった場合は、速やかに県トラック協会内に災害対策本部を設置し、緊急救援物資輸送体制を確立する。

(イ) 県下7地区（北信、上小、佐久、諏訪、上伊那、下伊那、中信）において緊急輸送出動体制を組み、要請に基づき、緊急救援物資輸送隊を編成して出勤する。

(ウ) 輸送に当たっては、積み降ろしのための人員等について、要請機関と密接に連携する。

(エ) 広域的な災害については、(公社)全日本トラック協会、各県トラック協会、(一社)全国霊柩自動車協会との連携により対応する。

オ 北陸信越運輸局長野運輸支局から要請を受けた(公社)長野県バス協会は、特別な理由がない限り、通常業務に優先してこれに応える。

カ 北陸信越運輸局長野運輸支局から要請を受けた(一社)長野県タクシー協会は、特別な理由がない限り、通常業務に優先してこれに応える。

#### 4 輸送拠点の確保

(1) 輸送拠点の運営は、相互応援協定に基づき所在地である市が当たることを原則とし、運営に当たっては、被災市町村及び県と密接に連携する。

(2) 市は、各避難所での必要物資につき、物資輸送拠点（コミュニティスポーツセンター・豊田文化センター・B&G海洋センター）と連携を密にする。

## 第12節 障害物の処理活動

(総務部・経済部・建設水道部)

### 第1 基本方針

発災後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これら活動を阻害する道路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の交通路を優先して確保しなければならない。

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。

また、障害物の集積、処分にあたっては、その集積場所の確保に加え、複雑な権利関係をも考慮に入れた、速やかな物件の集積、処分ができるように措置する必要がある。

### 第2 対策

#### 1 障害物除去処理

##### (1) 市

ア 障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

##### イ 応援協力体制

(ア) 市に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて、適切な措置を講ずる。

(イ) 市のみでの対応では対策の実施が困難なときは、各機関等に応援協力を要請する。

##### ウ 放置車両の移動等

市が管理する道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対して車両の移動等の命令を行う。なお、運転者等がいない場合で災害応急対策に著しい支障をきたす場合は、市は、警察署や県に協力を求め、車両等の移動を行う。

##### (2) 関係機関（各機関）

##### ア 実施機関

自己の所有又は管理する障害物（工作物を含む。）の除去は、その者が行うものとする。

##### イ 障害物除去の方法

除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

##### ウ 必要な資機材等の整備

障害物の除去範囲及び多寡により、それぞれ対策を立てるものとする。

##### エ 応援協力体制

(ア) 各機関のみでの対応では対策の実施が困難なときは、市長に応援協力を要請する。

(イ) 市等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて、適切な措置を講ずる。

#### 2 除去障害物の集積、処分方法

##### (1) 市

ア 障害物の集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

イ 応援協力体制

(ア) 市に所在する各機関等から集積、処分について応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。

(イ) 市のみでの対応では対策の実施が困難なときは、各機関等に応援協力を要請する。

(2) 関係機関（各機関）

ア 実施機関

各機関の施設、敷地内の障害物に係る集積、処分は、その所有者又は管理者が行うものとする。

イ 障害物の集積、処分の方法

(ア) 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行う。

(イ) 集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

ウ 応援協力体制

各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて、適切な措置を講ずる。

(3) 必要な資機材等の整備

障害物の多寡により、それぞれ対策を立てるものとする。

(4) 障害物の集積場所

それぞれの実施者において判断するものとするが、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とするものとする。

ア 保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所

イ 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所

ウ 障害物が二次災害の原因にならないような場所

# 第13節 避難受入れ及び情報提供活動

(全部局)

## 第1 基本方針

風水害時においては、浸水、建築物の破損、火災、崖崩れ等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な避難受入活動を行う。

その際、要配慮者についても十分考慮する。

## 第2 対策

### 1 避難指示等

災害時に、地域住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための指示を行う。

また、避難行動要支援者に対しては、より早めのタイミングで避難を呼びかける必要がある。このため、市は、避難指示の前段階として、高齢者等避難を発表する。

#### (1) 避難指示等の実施機関、根拠等

ア 避難指示等を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示等を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知する。

その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

また、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。

実施事項	機関等	根拠	対象災害
高齢者等避難	市長		災害全般
避難指示	市長	災害対策基本法第60条	災害全般
	水防管理者	水防法第29条	洪水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般
	自衛官	自衛隊法第94条	災害全般
	知事又は市長	原子力災害対策特別措置法第26条	原子力災害
指定避難所の開設、受入れ	市長		

イ 知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市長の事務を、市長に代わって行うことになっている。

(2) 避難指示等の意味

高齢者等避難	人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する者には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。
避難指示	被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

(3) 避難情報の区分

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況 災害発生又は切迫 (必ず発令される情報ではない)</li> <li>●居住者等がとるべき状況 命の危険 直ちに安全確保</li> </ul> <p>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</p> <p>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>
【警戒レベル4】 避難指示 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況 災害のおそれが高い</li> <li>●居住者等がとるべき状況 危険な場所から全員避難</li> </ul> <p>・危険な場所から全員避難 (立退き避難又は屋内安全確保) する。</p>
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況 災害のおそれあり</li> <li>●居住者等がとるべき行動 危険な場所から高齢者等は避難</li> </ul> <p>・高齢者等<sup>*</sup>は危険な場所から避難 (立退き避難又は屋内安全確保) する。 ※避難を完了させるのに時間を要する住宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその避難を支援する者</p> <p>・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、避難が望ましい場所の居住者等が自主的に避難するタイミングである。</p>
【警戒レベル2】 大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発表される状況 気象状況悪化</li> <li>●居住者等がとるべき行動 自らの避難行動を確認</li> </ul> <p>・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認</p>
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発表される状況 今後気象状況悪化のおそれ</li> <li>●居住者等がとるべき行動 災害への心構えを高める</li> </ul> <p>・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。</p>

(4) 避難指示等の発令基準

【警戒レベル3】	高齢者等避難発令基準
<p>●洪水予報河川等で次の1～6のいずれかに該当する場合</p> <ol style="list-style-type: none"><li>洪水予報により、指定河川の水位観測所の水位が避難判断水位*（レベル3水位）に到達し、かつ、水位予測において引き続き水位が上昇する予測が発表されている場合 ※千曲川 立ヶ花観測所 7.5m 夜間瀬川 星川観測所 1.4m</li><li>洪水予報により、指定河川の水位観測所の水位が氾濫危険水位*（レベル4水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ※千曲川 立ヶ花観測所 9.2m 夜間瀬川 星川観測所 1.8m</li><li>指定河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合</li><li>堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</li><li>警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点までに発令）</li><li>近隣での浸水や、中小河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い場合</li></ol>	
<p>●土砂災害警戒区域で次の1～3のいずれかに該当する場合</p> <ol style="list-style-type: none"><li>大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報 [土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報 [土砂災害]）となった場合 ※ 大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと</li><li>数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</li><li>警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報 [土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点までに発令）</li></ol> <p>※ 上記1～3以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき、雨量観測地点や土砂災害警戒区域等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合、発令を検討する。</p> <p>※ 土砂災害の危険度分布は最大2～3時間先までの予測である。このため、上記の判断基準において、高齢者等の避難行動の完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂災害の危険度分布の格子判定が出現する前に、大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報 [土砂災害]）の発表に基づき警戒レベル3高齢者等避難の発令を検討する。</p>	
【警戒レベル4】	避難指示発令基準
<p>●洪水予報河川等で次の1～6のいずれかに該当する場合</p> <ol style="list-style-type: none"><li>指定河川の水位観測所の水位が氾濫危険水位*（レベル4水位）に到達したと発表された場合</li></ol>	

※千曲川 立ヶ花観測所 9.2m 夜間瀬川 星川観測所 1.8m

2 指定河川の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達していないものの、指定河川の水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達することが予想される場合

（ 計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達することが予想される場合 ）

3 指定河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合

4 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合

5 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点までに発令）

6 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）

※ 夜間・未明であっても、上記1～4に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。

●土砂災害警戒区域で以下の1～6のいずれかに該当する場合

1 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合

2 記録的短時間大雨情報が発表された場合

3 土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合

4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）

5 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）

6 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合

※ 夜間・未明であっても、上記1～3又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。

※ 上記1～6以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、市町村内の雨量観測地点や土砂災害警戒区域等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合も、発令基準として設定してもよい。

#### 【警戒レベル5】 緊急安全確保発令基準

「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合で、以下のいずれかに該当する場合に発令する。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令する場合がある。

●洪水予報河川等で次の1～5のいずれかに該当する場合

(災害が切迫)

- 1 指定河川の水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合
- 2 指定河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合
- 3 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合
- 4 樋門等の施設及び排水ポンプの機能支障等が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）

(災害発生を確認)

- 5 堤防の決壊や越水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）、水防団からの報告等により把握できた場合）

※ 上記1～4を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、上記5の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

●土砂災害警戒区域で次の1、2のいずれかに該当する場合

(災害が切迫)

- 1 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合

※ 大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと。

(災害発生を確認)

- 2 土砂災害の発生が確認された場合

※ 上記1を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、上記2の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

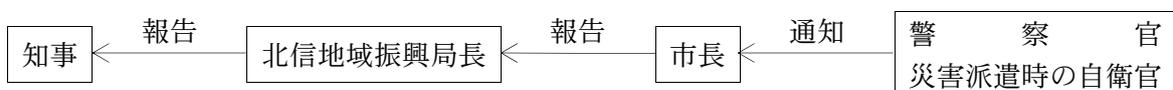
(5) 水防法に基づく洪水予報河川等における洪水予報

種類	発表基準	洪水予報の表題 (洪水危険度レベル)	発表時期
洪水 警報	溢水・氾濫等により国民経済上重大又は相当な損害を生じるおそれがあるとき。	氾濫発生情報 (レベル5)	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき
		氾濫危険情報 (レベル4)	千曲川、立ヶ花観測所・夜間瀬川、星川観測所（以下「基準地点」という。）の水位が氾濫危険水位（立ヶ花9.2m・星川1.8m）に達したとき
			基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれると

		氾濫警戒情報 (レベル3)	き、あるいは避難判断水位（立ヶ花7.5m・星川1.4m）に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき
洪水 注意 報	基準地点の水位が氾濫注意水位を超え、なお水位上昇により災害の発生するおそれがあるとき。	氾濫注意情報 (レベル2)	基準地点の水位が氾濫注意水位（立ヶ花5m・星川1.3m）に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき
		(発表なし) (レベル1)	基準地点の水位が水防団待機水位（立ヶ花3m・星川0.6m）に到達したとき

(6) 関係機関相互の通知及び連絡

避難指示等を行ったときは、次の系統により関係機関に通知又は報告する。



ア 市長は、避難指示等を行ったとき又は他の実施責任者が避難指示をした旨通知を受けたときは、速やかにその旨を北信地域振興局長を通じて知事に報告する。

イ 警察官が避難指示をしたときは、直ちにその旨を市長に通知する。

ウ 水防管理者が避難指示をしたときは、その旨を中野警察署長に通知する。

エ 知事又はその命を受けた職員が避難指示をしたときは、直ちにその旨を中野警察署長に通知しなければならない。

(7) 避難指示等の内容

避難指示等を行うに際して、次の事項を明確にする。

ア 避難を要する理由

イ 避難指示等の対象地域

ウ 避難先とその場所

エ 避難経路

オ 注意事項

(8) 住民への周知

ア 避難指示等を行った者は、速やかにその内容を市防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ、又は直接、住民に対し周知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した方法により、確実に伝達する。

イ 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、市長は県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。

県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

ウ 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の2階以上の場所への待避等の確保措置をとるよう、住民等に対し指示する。

エ 市は、防災行政無線、音声告知放送、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、登録制メー

ル「中野市すぐメール」等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

(9) 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

市は、災害発生後直ちに民生・児童委員、区長会、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

また、必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行う。

(10) 市有施設における避難活動

災害発生時においては、浸水、火災等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行うとともに、要配慮者に十分配慮する。

ア 施設等の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合、又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。

イ 避難指示等の内容については、庁内放送による伝達等あらゆる広報手段を通じて、速やかに周知を行う。

## 2 警戒区域の設定

(1) 実施者

ア 市長、市職員（災害対策基本法第63条）

イ 消防機関に属する者（水防法第21条）

ウ 消防吏員、消防団員（消防法第28条）

エ 警察官（前記の法に定める各実施者が、現場にいない場合又は依頼された場合）

オ 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項——市長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る。）

(2) 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りを制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の3点である。

ア 避難の指示が对人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止、及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。

イ 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。

ウ 避難の指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

(3) 実施内容の周知・伝達

ア 警戒区域の設定を行った者は、避難指示等と同様、関係機関及び住民に対してその内容を周知する。

イ 前記(1)オの自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を市長に通知する。

## 3 避難誘導活動

(1) 避難指示等を行った者（実施機関）

ア 誘導の優先順位

要配慮者、特に避難行動要支援者を優先する。

イ 誘導の方法

(ア) 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示する。

- (イ) 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。
- (ウ) 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。
- (エ) 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。
- (オ) 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。
- (カ) 自力により立ち退くことが困難な者については、市が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送する。

また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。

- (キ) 市は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、あらかじめ定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行う。
- (ク) 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市において処置できないときは、市は北信地域振興局を経由して県へ応援を要請する。要請を受けた県は、自衛隊の出動を求める等適切な処置を行う。

市は、状況によっては、直接、他の市町村、警察署等と連絡して実施する。

- (ケ) 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。
- (コ) 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

#### ウ 避難時の携帯品

避難誘導をする者は、避難立退きに当たっての携帯品を、必要に応じ、最小限（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

### (2) 住 民

#### ア 要避難地区で避難を要する場合

住民等は避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。

この場合にあつては、携帯品は、食料、日用品等必要最小限とする。

#### イ 任意避難地区で避難を要する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、ア同様、出火防止措置をとった後、互いに協力し、安全な場所へ自主的に避難する。

この場合にあつては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。

## 4 避難所の開設・運営

### (1) 市

ア 災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に受け入れ保護するため指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。（避難所については資料7-1・7-2を参照。ただし、洪水時の避難所については資料7-5による。）

イ 指定施設が使用できないなど、必要に応じて指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得る。

- ウ 避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、避難所に受け入れるべき者を誘導し保護する。
- エ 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について次の者の協力が得られるように努める。
- (ア) 避難者
  - (イ) 住 民
  - (ウ) 自主防災組織
  - (エ) 他の地方公共団体
  - (オ) ボランティア
  - (カ) 避難所運営について専門性を有した外部支援者
- オ 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- カ 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。
- キ 避難の長期化等、必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。
- ク 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努める。
- ケ 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。
- コ 災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
- サ 指定避難所への受入れ及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。
- (ア) スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車いすや障がい者用携帯便器等の供給等、高齢者、障がい者等に配慮した設備、機器等の整備を行う。
  - (イ) 介護用品、育児用品等避難者の態様に応じた生活必需品の調達確保に努める。
  - (ウ) 災害発生後できる限り速やかに、すべての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供を開始できるように努める。
    - a ホームヘルパー、ガイドヘルパー等の派遣
    - b 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
    - c 病院や社会福祉施設等への受入れ
  - (エ) 要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回

健康相談等を実施する。

(オ) 文字放送テレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。

シ 指定避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。

ス 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

セ やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。

ソ 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努める。

タ 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れる。

チ 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

## (2) 学校長等

ア 学校等が指定避難所として利用される場合、学校長等は、できるだけ速やかに学校等を開放する。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。

また、学校等としての教育機能維持の観点から、あらかじめ指定避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。

イ 学校長等は、指定避難所の運営について、必要に応じ、市に協力する。なお、市の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の受入れ、保護に努める。

ウ 児童生徒が在校時等に災害が発生し、指定避難所として利用される場合、学校長等は、児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、指定避難所内に避難者と児童生徒のための場所を明確に区分する。

## (3) 関係機関

ア 指定避難所の運営について、必要に応じ市長に協力する。

イ 被災地の周辺地域の社会福祉施設、要配慮者利用施設等においては、入所者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等援護の必要性の高い者から優先的に被災者の受入れを行う。

ウ 日本赤十字社長野県支部は、市の災害対策本部並びに市社会福祉協議会の日赤窓口と連携をとり、被災者救援に協力する。

(ア) 日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・日用品セットの提供

(イ) 赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し、救援物資の輸送等）

## (4) 住民

指定避難所の管理運営については、市長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い、良好な環境のもとで避難生活ができるよう努める。

## 5 広域的な避難を要する場合の活動

- (1) 被害が甚大で市域を越えた広域の避難・受入れが必要と判断される場合には、県に支援を要請する。
- (2) 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要がある場合は、避難先の市町村に対し、指定避難所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請する。
- (3) この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。
- (4) 避難者を受け入れるときは、指定避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。
- (5) 居住地以外の市町村に避難する被災者が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。

## 6 住宅の確保

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう、市及び県は相互に連携し、市営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供又は住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて市が住宅の提供を行う。

### (1) 市

#### ア 市営住宅の活用等

- (ア) 利用可能な市営住宅等を把握し、被災者に提供する。
  - (イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。
  - (ウ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。
  - (エ) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行う。

#### イ 応急仮設住宅の建設

災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。

- (ア) 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が住居に必要な戸数とする。
  - (イ) 応急仮設住宅の建設のため、市有地等（資料12-3参照）を提供する。
  - (ウ) 被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力を行う。
  - (エ) 知事の委任を受けて、市営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。
  - (オ) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

## 7 被災者等への的確な情報提供

### (1) 市

ア 市は、県と連携し、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する

情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。

イ 市は、県と連携し、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

ウ 市は、県と連携し、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

エ 市は、県と連携し、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

## (2) 関係機関

ア 指定行政機関及び公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

イ 指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

ウ 要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

## 第14節 孤立地域対策活動

(全部局)

### 第1 基本方針

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に甚大な影響を及ぼす。災害応急対策は、常にこれを念頭に置き、

- (1) 通信手段の確保等による被害実態の早期確認と、ヘリコプターの活用等による救急救助活動の迅速な実施
- (2) 陸上輸送、ヘリコプターの確保等による緊急物資等の輸送
- (3) 道路の応急復旧による生活の確保

の優先順位をもって当たる。

### 第2 対策

#### 1 孤立実態の把握対策

##### (1) 市

- ア 孤立予想地域に対し、NTT回線及び防災無線等を活用して、孤立状況の確認を行う。
- イ 孤立状況及び被害の概要について情報収集を行うとともに、県に対して直ちに速報する。

#### 2 救助・救出対策

##### (1) 市

- ア ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要を直ちに県に速報する。
- イ ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数等に関し、できる限り多くの情報を収集して報告する。
- ウ 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配慮する。
- エ 孤立地域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討し、必要に応じ、県又は他市町村の応援を得て、救出を推進する。

#### 3 通信手段の確保

##### (1) 市

職員の派遣、防災行政無線、消防無線による中継及びアマチュア無線の活用等、各機関と協力して、あらゆる方法により、応急的な情報伝達手段の確保に努める。

##### (2) 関係機関（東日本電信電話株）

- ア 携帯電話機等の可搬型無線機の臨時配置により、通信途絶を解消する。
- イ 避難場所等に、ポータブル衛星方式等で通信回線を作成し、災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置するものとする。

##### (3) 住民

農道、林道等の使用可能な迂回路の活用、及びアマチュア無線等使用可能な通信手段の活用に

より、市との連絡確保に自ら努める。

#### 4 食料品及び生活必需物資等の搬送

##### (1) 市

迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段の確保が困難な場合は、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行う。

##### (2) 住民

ア 孤立地域内においては、食料品等を相互に融通しあい、地域全体としての当面の生活確保について協力し合う。

イ 住民自らも、隣接地域及び市との連絡確保に努める。

#### 5 道路の応急復旧活動

##### (1) 市

孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努める。

##### (2) 関係機関

迂回路の開設、仮設道路設置等の応急工事を早急を実施し、主要路線から優先して、最小限の交通確保を迅速に行う。

## 第15節 食料品等の調達供給活動

(総務部・くらしと文化部)

### 第1 基本方針

災害発生後の、被災地区における食料の調達・供給は、被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、市や県の備蓄食料を被災者に対し供給する。

また、地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料品等の調達供給活動を行うとともに、日本赤十字防災ボランティア、その他民間ボランティア等の協力も得られるようにする。

### 第2 対 策

#### 1 食料品等の調達

##### (1) 自力での調達

市の備蓄物資（資料8-1参照）によるほか、市内の関係業者の協力を得て、調達する。

##### (2) 応援要請

市は、計画等で定めた非常用食料の必要量を超えるような供給が必要となった場合は、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて近隣市町村及び県災害対策本部室に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行う。

#### 2 食料品等の供給

##### (1) 食料供給の対象者

ア 避難所に受け入れた者

イ 家屋が全半壊（焼）流失、又は床上床下浸水等により通常の炊事ができない者

ウ 災害地の応急対策作業に従事する者

エ その他炊き出しによる食品の給与が必要と認められる者

##### (2) 応急用米穀の供給の目安

供給の対象	精米必要量
1 被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米200g
2 災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米300g

##### (3) 食料供給の予定場所

ア 避難所に受け入れた者に対しては、原則として避難所とする。

イ 炊き出しを行う場合にあっては、被災者の利便性及び輸送等の条件を考慮して決定する。

##### (4) 物資の集積場所

調達食料・救援食料は、物資輸送拠点（資料6-1参照）に集積し、需給状況に応じて避難所

や炊き出し実施場所等に配分する。

(5) 炊き出し協力団体

炊き出しの実施に当たっては、自主防災組織、日本赤十字奉仕団、ボランティア及び社会福祉協議会等の協力を得て行う。

## 第16節 飲料水の調達供給活動

(建設水道部)

### 第1 基本方針

飲料水の調達は、取水可能な河川等へ浄水器を搬入して確保された水により行うこととし、市のみでは水の確保が困難な場合は、他市町村に応援給水を要請する。

また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、医療機関等を中心に、市において給水車、給水タンク等により行い、被災の規模により市のみでの給水活動が困難な場合は、長野県水道協議会の水道施設災害等相互応援要綱により他市町村からの応援給水を要請する。

### 第2 対策

#### 1 飲料水の調達

##### (1) 市

- ア 被災状況の確認を行い、飲用可能な飲料水の確保を行う。
- イ 河川等に浄水器を設置し、飲料水の確保を行う。
- ウ 市のみで対応が困難な場合は、支援要請を行う。

##### (2) 住民

ポリタンク等給水用具の確保を行う。

#### 2 飲料水の供給

##### (1) 市

- ア 断水地域の把握等、情報の収集を行う。
- イ 出動体制、給水拠点の確保・確認を行う。
- ウ 給水用具の確保を行う。
- エ 災害のために水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が得られない被災者に対し、給水車等により、1人1日3リットルを供給する。
- オ 応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限度の供給を図る。
- カ 被災の状況により、市のみでは対応できないときは、他市町村、県又は自衛隊の応援を要請する。
- キ 復旧作業に当たり、指定工事事業者等との調整を行う。
- ク 住民に対し、飲料水の供給に関する広報活動を行う。

## 第17節 生活必需品の調達供給活動

(くらしと文化部)

### 第1 基本方針

災害発生後、住民の避難所での生活必需品については、基本的には市が備蓄分を供給するが、被害状況等に応じて、市からの要請に基づき、県は生活必需品の迅速な調達・供給を行う。

このため、要請された生活必需品の調達・供給に関して、連絡・調整・輸送・集積等について体制の整備を図る。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や、男女のニーズの違いに配慮する。

### 第2 対策

#### 1 生活必需品の調達

##### (1) 自力での調達

市の備蓄物資（資料8-1参照）によるほか、市内の関係業者の協力を得て、調達する。

##### (2) 応援要請

市のみでの対応では必要量を満たせない場合は、県（北信地域振興局長）及び各種協定（資料3参照）の締結先に対して、物資の供給について種類及び数量を明示し、要請を行う。

#### 2 生活必需品の供給

##### (1) 給付の基準

ア 災害の規模、被害の状況等が災害救助法の基準に準ずるとき。

ア 住家が滅失したもの

イ 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

ウ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

エ その他市長が必要と認めるとき。

##### (2) 給付品目等

次の品目を目安とするが、それぞれの被害状況に応じ、現に必要なものを支給する。

ア 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）

イ 外衣（作業着、洋服、子供服等）

ウ 肌着（シャツ、パンツ等）

エ 身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘、生理用品、紙おむつ等）

オ 炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）

カ 食器（はし、茶わん、皿、ほ乳瓶等）

キ 日用品（石けん、ティッシュペーパー、歯ブラシ、歯みがき粉、トイレトペーパー等）

ク 光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等）

(3) 物資の保管、仕分け及び配給

ア 調達物資・救援物資は、物資輸送拠点（資料6－1参照）に集積し、ボランティア等の協力を得て仕分けする。

イ 生活必需品の避難所における充足状況等を把握し、調達・確保した生活必需品を、必要に応じ、関係機関、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給・分配する。

特に、要配慮者については、供給・分配について優先的に行うなど十分配慮する。



## 第18節 保健衛生、感染症予防活動

(健康福祉部)

### 第1 基本方針

被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、保健師による被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症発生予防措置・まん延防止措置、栄養士による食品衛生指導、食生活の状況等の把握及び栄養改善対策等の活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。

### 第2 対策

#### 1 保健衛生活動

##### (1) 市

- ア 被災者の避難状況を把握し、北信保健福祉事務所に置かれる地方部保健福祉班に報告するとともに被災者台帳等に反映する。
- イ 被災者の健康を確保するために、避難所等の整備に努めるとともに、被災による精神的ショックや避難生活によるストレス等に対応するため、心身双方の健康に留意した健康相談等を行う。
- ウ 被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、集団給食施設等の復旧活動等を速やかに推進する。

##### (2) 関係機関

- ア 中高医師会、飯水医師会等は、行政との連携のもとに、医療情報等の速やかな提供に努める。
- イ 看護協会等は、行政との連携のもとに、被災世帯や避難所の救護・健康相談を行うように努める。
- ウ 県栄養士会等は、行政との連携のもとに、食品衛生指導、栄養指導等を行うよう努める。
- エ 関係団体の協力を得るために必要な連絡網、連絡体制、協力者名簿等をあらかじめ整備しておく。

##### (3) 住民

- ア 医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努める。
- イ 住民相互の助け合いを大切にし、自らもボランティアとしての活動を行う。

#### 2 感染症予防活動

##### (1) 市

- ア 災害時の迅速な感染症予防活動に備え、県に準じて感染症予防対策のための組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し、被災時は迅速に対応する。
- イ 災害発生に備え、感染症予防活動用器具の整備及び点検、機材、薬剤等の確保を図る。
- ウ 感染症発生の予防のため、感染症予防対策のための組織を設け、速やかな感染症予防活動が開始できるようにし、県が実施する対策と一体的活動を行う。

エ 感染症の発生を未然に防止するため、北信保健福祉事務所及び関係機関と緊密な情報交換を行い、感染症予防活動を行う。

また、避難所の施設管理者を通して、衛生に関する自治的組織を編成させ、予防のための指導の徹底を図る。

オ 災害発生時は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努める。

カ 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症について患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。

また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

キ 関係団体の協力を得て、災害防疫実施要綱に基づき、被害状況、感染症予防活動状況、災害感染症予防所要見込額をとりまとめるとともに、北信保健福祉事務所長を経由して知事へ報告する。

ク 感染症予防活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書を取りまとめ、北信保健福祉事務所長を経由して知事に提出する。

ケ 感染症予防活動終了後、災害に要した経費を他の防疫活動に要した経費とは明確に区分して把握する。

なお、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、北信保健福祉事務所長を経由して知事に提出する。

## (2) 住 民

市の行う広報、衛生組織を通しての指導を参考にして、居住地域の衛生の確保に努める。

また、避難所においては、市の指導のもと施設管理者が中心となり、衛生に関する自治組織を編成して、感染症予防に努める。

## 第19節 遺体の搜索及び対策等の活動

(健康福祉部・くらしと文化部)

### 第1 基本方針

災害時において、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の搜索は、市が県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。

また、災害発生時における検視及び遺体の身元確認は、長野県警察により行うとされているが、検視に当たっては、臨床法医病理会、警察協力歯科医師会との連携を密にして、中高医師会、飯水医師会、災害拠点病院（北信総合病院）、中高歯科医師会、飯水歯科医師会、医療機関等による救護班の協力を得て行う。

さらに、多数の死者が生じた場合は、広域的な応援により、その遺体の搜索、検視、火葬等の対応を遅滞なく進める。

### 第2 対 策

#### 1 遺体の対応

##### (1) 市

ア 遺体の搜索を、県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。

イ 市内各寺及び状況により公共用建物を指定して、遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。  
また、収容に必要な機材を確保する。

ウ 収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定める。

エ 遺体の保存についての棺やドライアイス等の確保については、各種協定に基づき県又は他市町村に調達・供給を要請し、その調整を図る。

オ 身元が判明しない遺体の埋・火葬を行う。

カ 外国籍住民等の遺体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連絡をとり、遺体の対応について協議する。

キ 火葬許可証発行事務処理体制の整備を行い、必要に応じて特例火葬許可証発行の手続きをとる。

#### 火 葬 場

名 称	所 在 地	処理能力
北信斎場 たびだちの森	中野市大字豊津3854番地 1	火葬炉 3基

(注) 遺体が多数のため、当該火葬場のみでは火葬不能の場合は、隣接市町村の協力を得て行うものとする。

ク 遺体の運搬、棺及び火葬場の不足等遺体の対策等に関して、他の地方公共団体等からの応援を必要とする場合は、「長野県広域火葬計画」に基づき要請する。

##### (2) 関係機関

日本赤十字社長野県支部、長野県医師会、中高医師会、飯水医師会、長野県歯科医師会、中高歯科医師会、飯水歯科医師会、災害拠点病院（北信総合病院）により編成された救護班は、必要に応じて、洗浄、検視等の処理を行う。

## 第20節 廃棄物の処理活動

(くらしと文化部)

### 第1 基本方針

災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、住民の衛生確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要となる。

市におけるごみ、し尿の処理活動の実施とともに、自らの処理能力を超える場合等、必要に応じて、広域応援による処理を図る。

### 第2 対 策

#### 1 ごみ、し尿処理対策

- (1) 災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼働見込み等の把握を行うとともに、県に対して報告する。
- (2) 被災地における環境保全の緊急性を考え、臨時雇い、機材リース等の措置を講じて、廃棄物の早期処理体制の確立を図る。
- (3) 災害によりトイレが使用不能になった場合は、必要に応じて、リース業者等の協力を得て、仮設トイレを設置する等の対策を講ずる。この場合、機材の選定に当たっては要配慮者を優先して配慮する。また、仮設トイレの供給が不足する場合は、各種協定等に基づき、県又は他市町村に調達・供給について要請し確保に努める。
- (4) 生ごみ、し尿等腐敗性廃棄物については防疫に留意し、可能な限り早期の収集に努める。
- (5) 災害により粗大ごみ、不燃性ごみ等が大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、速やかに仮置き場を設け、住民へ周知する。この場合、設置場所、周辺環境等に十分注意を払う。
- (6) 収集に当たっては、処理施設の負担軽減を図るため、被災状況に応じてできる限り平常時の分別区分による収集に努める。
- (7) ごみ、し尿の処理に必要な処理業者が不足し必要と認める場合は、県に手配を要請する。
- (8) 被災地の災害廃棄物の処理に要した経費及び廃棄物処理施設の原状復旧に要した経費について国庫補助を受けようとする場合は、災害発生後、速やかに北信地域振興局へ報告する。

#### ごみ処理施設及びし尿処理施設

種 別	名 称	所 在 地	処 理 能 力
可 燃 ご み	東山クリーンセンター	中野市大字中野1308-1	130t/日
し 尿	中野浄化管理センター	中野市大字江部511	38t/日
埋 立 ご み	大俣最終処分場	中野市大字大俣1120	35m <sup>3</sup> /日

(9) 住民は、災害により発生したごみを市が指定した場所に搬入する。搬入に当たっては、分別区分等、市が指定した方法を遵守し、集積場所の衛生確保に協力する。

## 2 廃棄物処理の広域応援

### (1) 市

収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は、県内市町村等から応援を求める。(資料3参照)

## 第21節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

(くらしと文化部・経済部)

### 第1 基本方針

災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺等が予想され、警察における災害に便乗した悪質事犯の取締り等社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。

### 第2 対 策

#### 1 社会秩序の維持

災害発生時には、災害に便乗した、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法処理事犯、窃盗事件等が横行する可能性がある。

したがって、社会秩序を維持するため、関係機関による広報啓発活動の推進、防犯協会等の自主防犯組織及び警備業協会等と連携してのパトロール、生活の安全に関する情報提供等の実施等の適切な措置により、このような事犯を未然に防止するとともに、悪質な業者を取締り、検挙する必要がある。

#### 2 物価の安定、物資の安定供給

##### (1) 市

ア 買占め、売惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需品等の価格需給動向について調査、監視を行う。

イ 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。

ウ 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需品の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。

エ 災害に便乗した悪質商法等の相談に対応するため、消費者相談窓口を設置する。

オ 管内又は広域圏で流通業者との連携を図る。

##### (2) 住民

集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努める。

##### (3) 企業等

正常な取引環境を回復するため、市場、小売店では、施設、設備の早期復旧を行い、速やかな営業再開を図る。

## 第22節 危険物施設等応急活動

(消防部)

### 第1 基本方針

風水害等発生時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設においては、施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図る。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図る。

### 第2 対 策

#### 1 危険物施設応急対策

##### (1) 市・岳南広域消防組合

##### ア 情報収集

危険物施設の被害状況に関する情報収集をし、火災、爆発、流出及びそのおそれ等を把握する。

##### イ 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

市長は災害防止等のため緊急の必要があると認めるときは、危険物施設の関係者等に対し、製造所等の一時使用停止又は使用制限を命ずる。

##### ウ 危険区域の設定等

危険物の流出、火災等により周辺住民に被害が及ぶと予想される場合は、危険区域を設定し、当該区域内の住民の避難、誘導等の措置をとるとともに当該区域内への人及び車両の立入を禁止する。

##### エ 資機材の手配

化学消火薬剤、油吸着材等の応急資機材の手配をする。

##### オ 関係機関への通報

災害の情報を把握したときは、県危機管理部（北信地域振興局経由）へ通報するとともに、必要に応じ、警察等関係機関へ通報する。

##### カ 危険物施設の関係者等に対する指導

危険物施設の関係者、危険物保安監督者、危険物取扱者等に対し、当該施設の実体に応じた応急対策を実施するよう次に掲げる事項について指導する。

##### (ア) 危険物施設の緊急使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をする。

##### (イ) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに

施設周辺の状況把握に努める。

(ウ) 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異状が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破損等による油の流出、異常反応、浸水等による危険物の拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も併せて講ずる。

(I) 危険物施設における災害発生時の応急措置等

a 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

b 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

c 相互応援の要請

必要に応じ、長野県消防相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。

d 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

(2) 関係機関

ア 危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をする。

イ 危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに施設周辺の状況把握をする。

ウ 危険物施設に損傷箇所等の異状が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破損等による油の流出、異常反応、浸水等による危険物の拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も併せて講ずる。

エ 危険物施設における災害発生時の応急措置等

(ア) 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

(イ) 岳南広域消防組合への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに通報する。

(ウ) 相互応援の要請

必要に応じ、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。

(I) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のため

めの措置を行う。

## 2 火薬類製造施設等応急対策

### (1) 市・岳南広域消防組合

施設に火災等の災害が発生した場合は県等関係機関と協力して、施設周辺の住民の避難や消火活動等、応急対策を実施する。

ア 火薬類製造施設等において火薬類の流出、火災等が発生したときは、施設の管理者及び従業員等とともに、被害の拡大防止のため流出・延焼防止活動を迅速かつ的確に行う。

イ 警察、施設の管理者等と協力して、危険区域住民の避難誘導を実施するとともに、危険区域への立入りを禁止する。

## 3 高圧ガス製造施設等応急対策

### (1) 市・岳南広域消防組合

施設にガスの漏えいや火災等の災害が発生した場合は県等関係機関と協力して、施設周辺の住民の避難や消火活動等、応急対策を実施する。

ア 高圧ガス製造施設等においてガスの漏えい、火災等が発生したときは、施設の管理者及び従業員等とともに、被害の拡大防止のための活動を迅速かつ的確に行う。

イ 警察、施設の管理者等と協力して、危険区域住民の避難誘導を実施するとともに、危険区域への立入りを禁止する。

## 4 液化石油ガス施設応急対策

### (1) 市・岳南広域消防組合

施設に液化石油ガスの漏えいや火災等の災害が発生した場合は県等関係機関と協力して、施設周辺の住民の避難や消火活動等、応急対策を実施する。

### (2) 活動内容

ア 施設等において液化石油ガスの漏えい、火災等が発生したときは、施設の管理者及び従業員等とともに、被害の拡大防止のための活動を迅速かつ的確に行う。

イ 警察、施設の管理者等と協力して、危険区域住民の避難誘導を実施するとともに、危険区域への立入りを禁止する。

## 5 毒物、劇物保管貯蔵施設応急対策

### (1) 市・岳南広域消防組合

施設に毒物等の流出、火災等の災害が発生した場合は県等関係機関と協力して、施設周辺の住民の避難や消火活動等、応急対策を実施する。

ア 毒物等保管貯蔵施設において毒物等の流出、火災等が発生したときは、施設の管理者及び従業員等とともに、被害の拡大防止のため中和剤の散布、延焼防止の活動を迅速かつ的確に行う。

イ 警察、施設の管理者等と協力して、危険区域住民の避難誘導を実施するとともに、危険区域への立入りを禁止する。

ウ 飲料水あるいは地下水が汚染された場合は、住民に広報するとともに、飲料水の供給を行う。

## 6 放射性物質使用施設応急対策

### (1) 市・岳南広域消防組合

施設に火災等の災害が発生した場合は県等関係機関と協力して、施設周辺の住民の避難や消火

活動等、応急対策を実施する。

ア 放射性物質使用施設において、火災が発生したときは、施設の管理者及び従業員等とともに、被害の拡大防止のため延焼防止活動を迅速かつ的確に行う。

イ 警察、施設の管理者等と協力して、危険区域住民の避難誘導を実施するとともに、危険区域への立入りを禁止する。

## 第23節 電気施設応急活動

### 第1 基本方針

電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、災害時には、感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、

- ・早期復旧による迅速な供給再開
- ・感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害の防止

を重点に応急対策を推進する。また、必要に応じて節電の呼びかけを行う。

### 第2 対策

#### 1 応急復旧体制の確立

- (1) 関係機関（中部電力パワーグリッド㈱）

迅速に被害状況を把握し、総合的な応急復旧体制を確立する。

#### 2 迅速な応急復旧活動

- (1) 関係機関（中部電力パワーグリッド㈱）

システムの重要性、必要性の高い施設、復旧効果の高さ等を勘案し、あらゆる輸送手段による復旧用資機材を調達して、応急工事を実施する。

#### 3 二次災害防止

- (1) 関係機関（中部電力パワーグリッド㈱）

停電による社会不安除去、感電等の事故防止、送電再開時の火災予防等について、市の防災行政無線の活用等、積極的な広報活動を実施する。

# 第24節 都市ガス施設応急活動

(建設水道部)

## 第1 基本方針

ガス漏えいによる火災・爆発・生ガス中毒の二次災害防止により住民の安全を確保するとともに、速やかな応急復旧によりガスの早期供給再開をめざし、公共施設としての機能を維持する。

また、被害が大規模な場合、当該都市ガス事業者だけでは応急復旧活動が実施困難であることから、他都市ガス事業者へ応援を依頼した場合の受入体制を整備する。

## 第2 対 策

### 1 都市ガス施設応急復旧対策

#### (1) 市

ア 市道の被害状況の把握

イ 掘削工事を伴う場合は、他の占用物件の情報を提供し、2者以上の応急工事がある場合は、工事現場が混雑しないための調整を実施する。

ウ 住民への広報活動

#### (2) 長野都市ガス株

ア ガス施設の点検、損傷箇所の早期発見及び緊急措置

イ 二次災害の発生するおそれがある場合は、住民の避難等の措置

ウ 復旧人員の確保

エ 復旧資機材の調達

オ 受入側にあつては、応援都市ガス事業者の受入体制の整備、また、応援側にあつては、適時、適切な応援体制

カ 復旧状況、ガス使用上の注意等必要な事項を住民及び関係機関への広報

#### (3) 住 民

ガス施設損壊の発見又はガス臭を感知した際の通報

### 2 都市ガス施設応急供給計画

#### (1) 長野都市ガス株

復旧優先順位を定める等復旧計画の立案及び応急供給工事を実施する。

## 第25節 上水道施設応急活動

(建設水道部)

### 第1 基本方針

大規模災害等により、長期間の断水となることは住民生活に重大な影響を与えるため、応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、水道事業者は、水道施設の計画的な復旧作業を行い、取水、導水、浄水、送水、配水、給水の各施設の機能回復を早急に図る。

また、道路管理者は復旧工事に係る許可手続の迅速化を図るなどの早期応急復旧のための手段を講ずる。

### 第2 対策

#### (1) 市

ア 被害状況の把握等を行いながら、施設の復旧活動を直ちに開始する。

- (ア) 被害状況の把握と復旧計画の策定を行う。
- (イ) 復旧体制の確立を行う。
- (ウ) 復旧要員の確保及び資材の調達を行う。
- (エ) 住民への広報活動を行う。
- (オ) 指定工事業者等との調整を行う。
- (カ) 被災の状況により応援要請を行う。

#### イ 応急給水の応援受入れ

災害が広範囲に及び、独自の体制のみでは応急復旧が困難であると判断された場合は、直ちに関係機関及び団体等に応援を要請する。

ウ 道路管理者は水道事業者が実施する道路区域内の応急復旧工事については、許可手続きを早急に行うとともに、掘削工事を伴う場合は、他の埋設物の情報を提供して他のライフラインの損傷を防止し、同一箇所での2者以上の工事については工事現場が混乱しないように調整する。

#### (2) 関係機関

施工業者は、水道事業者が発注する工事に対し、積極的に対応するものとする。

## 第26節 下水道施設等応急活動

(建設水道部)

### 第1 基本方針

風水害による被害が発生した場合、ライフライン機能の応急的な確保のため、まず被害規模等の情報の早期収集・連絡を行い、次いでその情報に基づき応急対策の実施体制を整備する。引き続き、関係機関の協力を得て、応急復旧作業に着手する。

### 第2 対策

#### 1 情報の収集連絡、被害規模の把握

##### (1) 市

「下水道施設台帳」、「農業集落排水施設台帳」等を活用し、市が管理する下水道施設について、被害箇所及び被害状況を早期かつ的確に把握する。

#### 2 応急対策の実施体制

##### (1) 市

ア 動員人員配備計画に沿って速やかに職員を非常招集し、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等、必要な体制をとる。

イ 市のみでは対応しきれない場合には、広域応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を求める等の措置を講ずる。

#### 3 応急対策の実施

備蓄してある応急資材等の活用を図るほか、必要に応じて、中野市建設業協会及び下水道施設運転管理受託業者等の協力を得て、下水道の機能回復のために必要な緊急措置を講ずる。

##### (1) 市

##### ア 管渠

(ア) 管渠、マンホール内部の土砂の除去、止水バンド等による止水、可搬式ポンプによる緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復を図る。

(イ) 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとらせる。

##### イ 処理場

(ア) 停電によりポンプ場及び処理場の機能が停止又は低下した場合、自家発電装置によってポンプ場及び処理場の機能回復を図る。

(イ) 処理場への流入水量の異常な増加により、二次災害の防止のため止むを得ず緊急的な措置としてバイパス放流を行う場合は、速やかに連絡網により連絡を行う。

(ウ) 処理場での下水処理機能が麻痺した場合においては、応急的に簡易処理を行う等の措置を講ずる。

##### (2) 関係機関

下水道の建設、維持管理に携わる業者は、市の依頼に応じて、応急的な工事及びそれに必要な

資機材の調達に協力する。

(3) 住 民

下水道が使用不能あるいは使用制限が必要になった場合には、これに協力する。

## 第27節 通信・放送施設応急活動

(総務部)

### 第1 基本方針

災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行う上で必要不可欠なものである。

関連機関は、通信の復旧に全力を挙げ、不通の間は補完的な通信手段の確保に努める。

### 第2 対策

#### 1 中野市防災行政無線通信の応急活動

- (1) 通信施設が被災した場合には、保守業者等により復旧活動を行い、通信の確保に努める。
- (2) 停電が発生し、通信施設への復電まで長期間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。
- (3) 災害時用通信手段なども使用不能又は困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段を持つ機関に通信を依頼する。(資料11-4 参照)

#### 2 電気通信施設の応急活動

- (1) 関係機関（東日本電信電話株、株NTTドコモ、KDDI株、ソフトバンク株）

##### ア 重要通信のそ通確保

- (ア) 応急回線の作成、網措置等そ通確保に努めるものとする。
- (イ) 重要通話の確保のため、通話の利用制限等の措置をとるものとする。
- (ウ) 非常、緊急扱い通話、又は非常、緊急扱い電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う対策を講じるものとする。

##### イ 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難所等に災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に努めるものとする。

##### ウ 無料公衆無線LAN（Wi-Fi）の設置

避難所等への無料公衆無線LAN（Wi-Fi）の設置に努めるものとする。

##### エ 携帯電話等の貸出し

避難所等における通信確保のため、携帯電話、携帯電話用充電器（マルチチャージャ）、衛星携帯電話等の貸出しに努めるものとする。

##### オ 災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板等を速やかに提供するものとする。

##### カ 情報提供等

通信のそ通及び利用制限の措置状況及び通信の被災と復旧状況等の情報提供に努めるものとする。

#### 3 放送施設の応急活動

- (1) 関係機関（放送各局）

放送機、電源等の放送設備の被害の応急措置を実施して、迅速な放送再開を図るとともに、被災者への情報提供に努める。

## 第28節 災害広報活動

(総務部)

### 第1 基本方針

誤った情報等による社会的混乱を防止し、住民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の住民、被災者、滞在者等（以下、この節において「住民等」という。）の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確かつ分かりやすい情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

また、災害の発生が予想される場合、住民等へ避難を呼びかけるため、必要に応じて、市長等から直接呼びかけを行う。

なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国籍県民、外国人旅行者等の要配慮者に対して、十分配慮するよう努める。

### 第2 対策

#### 1 住民等への的確な情報の伝達

##### (1) 市

##### ア 広報活動

県、関係機関と緊密な連絡をとり、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、住民等に対し、Lアラート（災害情報共有システム）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、音声告知放送、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、インターネット、掲示板、広報誌「広報なかの」、登録制メール「中野市すぐメール」、ケーブルテレビコミュニティチャンネル等を活用し、災害の規模に応じ、次の情報を提供する。

また、災害の切迫度が非常に高まった場合等において、市長が直接住民に対して避難を呼びかけられるよう体制整備に努める。

(ア) 災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報

(イ) 二次災害の防止に関する情報

(ウ) 避難所・経路・方法等に関する情報

(エ) 医療機関等の生活関連情報

(オ) ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報

(カ) 交通規制等の状況に関する情報

(キ) それぞれの機関が講じている施策に関する情報

(ク) 安否情報

(ケ) その他必要と認められる情報

##### (2) 放送局（放送各局）

##### ア 法令に基づく放送送出

災害対策基本法等の法令に基づき、関係機関から警報、避難命令等について放送送出の要請

があった場合は、放送内容、優先順位等を考慮して、放送局は速やかに放送を実施する。

なお、市からの放送要請は、県において一括調整し、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県が要請を行う。

法令に基づく放送送出要請機関は次のとおりである。

- (ア) 県（危機管理防災課、災害対策本部設置時は災害対策本部室）及び市
- (イ) 長野地方気象台（NHK・SBC・NBS・TSB・ABNに通知）
- (ウ) 日本赤十字社長野県支部

#### イ 臨時ニュース等の送出

放送局は、災害などの緊急事態に際して進んで情報を提供し、住民の適切な判断と災害の予防ないし拡大防止のために必要な放送を実施する。

#### (3) 報道機関

報道機関は災害報道に当たっては、可能な限り、要配慮者に対する配慮をした報道を行うよう努める。

#### (4) 関係機関

県、市と緊密な連携をとり、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、それぞれの業務について、住民に対しテレビ、ラジオ、チラシ等を活用し、広報活動を行う。

## 2 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応

必要に応じ、専用電話・ファックス、パソコン、相談職員の配置など、地域の実情に即した相談窓口を設置する。

## 第29節 土砂災害等応急活動

(総務部・建設水道部)

### 第1 基本方針

風水害により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び環境の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断に努める。

### 第2 対策

#### 1 大規模土砂災害対策

##### (1) 市

警戒情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講じる。

##### (2) 住民

警戒情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従う。

#### 2 地すべり等応急対策

##### (1) 市

ア 県河川砂防情報ステーションを活用して警戒情報を住民に提供し、必要に応じて、本章第13節「避難受入れ及び情報提供活動」に基づく避難指示等の処置を講ずる。

イ 地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を実施する。

##### (2) 関係機関

ア 直轄で所掌している地すべり防止施設の現況を把握し、応急対策活動又はその指導の円滑を期するための点検を実施する。

イ 豪雨等により、地すべり活動が活発化し、災害が発生するおそれがある場合は、県及び関係機関と協議の上、速やかに避難対策等の措置を講ずるとともに、被害を軽減するための必要な応急対策を実施する。

ウ 地すべりの移動状況、地すべり防止施設等の被災状況について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供する。

##### (3) 住民

警戒情報に注意を払い、避難指示等が出された場合、これに迅速に従う。

#### 3 土石流対策

##### (1) 市

必要に応じて、県河川砂防情報ステーションを活用して本章第13節「避難受入れ及び情報提供活動」に基づく避難指示等の措置を講ずる。

##### (2) 関係機関

ア 直轄で所掌している砂防施設の被害状況を把握し、応急対策活動又はその指導の円滑を期するための点検を行う。

イ 豪雨等に伴う二次災害を防止するため、砂防設備等の被災状況及び河道等における土砂の堆

積状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するよう必要な措置を講ずる。

ウ 防災施設の被災状況、土石流の発生状況等について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供する。

(3) 住 民

警戒情報に注意を払い、避難指示等が出された場合、これに迅速に従う。

4 崖崩れ応急対策

(1) 市

ア 警戒情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講じる。

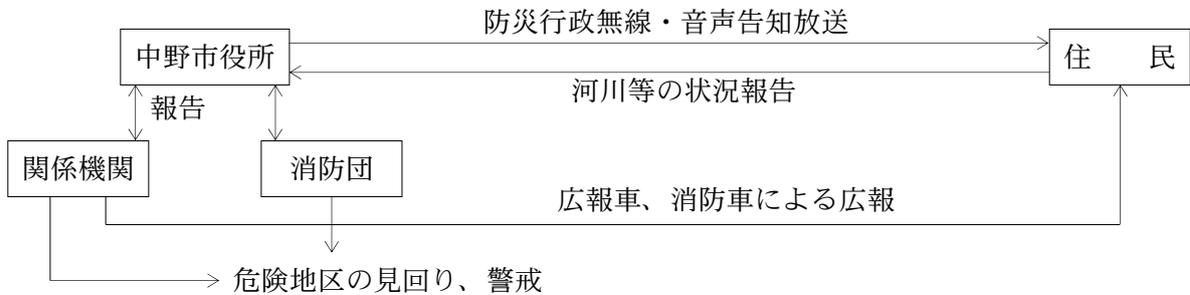
イ 崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。

(2) 住 民

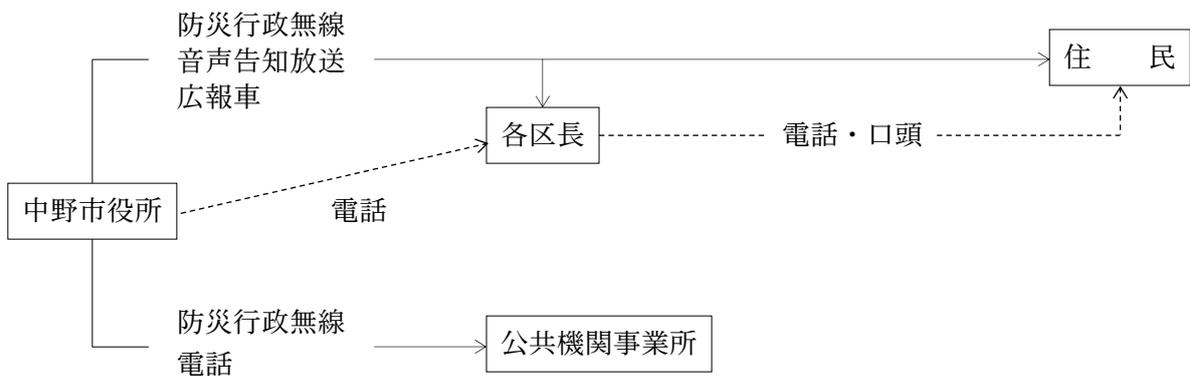
警戒情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従う。

警報・避難指示等発表時の連絡系統等

(1) 警報を発表したとき（警戒体制）



(2) 避難指示等を発表したとき（避難体制）



## 第30節 建築物災害応急活動

(建設水道部・教育委員会)

### 第1 基本方針

強風又は出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

### 第2 対策

#### 1 建築物

##### (1) 市

ア 市が管理・運営する庁舎、社会福祉施設、市営住宅、学校等については、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置をとる。

イ 住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度の判定を実施する。

また、災害の規模が大きく、市において人員が不足する場合は、県若しくは近隣市町村に対して支援を求める。

ウ 必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

##### (2) 建築物の所有者等

ア 建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

イ 安全性が確認されるまで、建築物及び危険箇所への立入りの規制等を行うとともに、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて必要な措置を講ずる。

#### 2 文化財

文化財は貴重な財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置を行う。

##### (1) 市

市教育委員会は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。

##### (2) 建築物の所有者等

ア 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。

イ 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。

ウ 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、市教育委員会の指導を受けて実施する。

# 第31節 道路及び橋梁応急活動

(経済部・建設水道部)

## 第1 基本方針

風水害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな路上障害物の除去及び応急復旧工事を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。

被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

## 第2 対策

### 1 道路及び橋梁応急対策

#### (1) 市

行政区域内の道路及び橋梁の被害状況について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら、交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努める。

#### (2) 関係機関

ア 道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、道路管理者は速やかに巡視を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集に努める。

イ パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて、迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。

なお、措置に当たっては、緊急交通路交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行う。

ウ 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急交通路交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路の指定状況、迂回路等の情報について、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。

エ パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行い、緊急交通路交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路としての機能確保を最優先に行う。

路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。

### 2 関係団体との協力

#### (1) 市

市のみでは応急活動及び復旧活動が困難な場合、各関係機関と締結した相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

## 第32節 河川施設等応急活動

(経済部・建設水道部・消防部)

### 第1 基本方針

風水害による被害を軽減するため、市の水防活動が円滑かつ十分に行われるように配慮し、堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合に施設の応急復旧に努める。

### 第2 対 策

#### 1 河川施設等応急対策

##### (1) 市

ア 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。

イ 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

ウ 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させ、改良復旧を含めた治水安全度の向上を図る。

##### (2) 関係機関（千曲川河川事務所、北信建設事務所、岳南広域消防組合）

ア 市の水防活動を支援するため、水防に関する情報の連絡又は交換を図る。

イ 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

ウ 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

エ 堤防決壊時のような重機による水防活動が必要な場合において、民間業者との協定に基づき、業者の協力を得て応急対策業務を行う。

##### (3) 住 民

被害の拡大を防止するため、水防活動に協力する。

## 第33節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

(総務部・経済部・建設水道部・消防部)

### 第1 基本方針

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また、二次災害が発生する場合もある。

被害を最小限に抑えるため、次のような応急活動を行う。

### 第2 対策

#### 1 構造物に係る二次災害防止対策

##### (1) 市

道路及び橋梁の被害状況について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら、交通規制、応急復旧を行う。

##### (2) 関係機関

ア 道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、道路管理者において速やかに巡視を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集に努める。

イ パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて、迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。

ウ 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送路の指定状況、迂回路等の情報について、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。

エ パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行う。

#### 2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

##### (1) 市・岳南広域消防組合

危険物等は適正な管理がされないと、それ自体が大きな災害につながる。二次災害の発生及び拡大を防止するため、本章第22節「危険物施設等応急活動」を迅速かつ的確に実施する。主な活動内容は次のとおりとする。

##### ア 避難誘導措置等

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入りを制限する。

##### イ 危険物施設等の緊急使用停止命令等

市長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じる。

##### ウ 災害発生時等における連絡

危険物施設等において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における適切な応急措置を実施するとともに、緊急時の連絡体制を確立する。

#### エ 危険物施設等の管理者等に対する指導

危険物施設等の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、危険物施設等の実態に応じた応急対策を実施するよう危険物施設の管理者等に対して指導する。

### 3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害の防止

#### (1) 市

ア 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。

イ 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

ウ 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

#### (2) 関係機関（千曲川河川事務所、北信建設事務所）

ア 市の水防活動を支援するため、水防に関する情報の連絡又は交換を図る。

イ 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

ウ 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

#### (3) 住民

被害の拡大を防止するため、水防活動に協力する。

### 4 風倒木対策

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もあるため、倒木についても対策を講ずる必要がある。

市は、倒木による二次災害の発生を防止するため、必要に応じて倒木の除去等の応急対策を講ずる。

### 5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

市は、緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。

## 第34節 ため池災害応急活動

(経済部)

### 第1 基本方針

洪水等によりため池が決壊した場合、若しくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等について情報を入手し、実態を的確に把握するとともに、被害の拡大防止のために関係機関と調整を図る。(資料13-9 参照)

### 第2 対 策

#### (1) 市

- ア 被害が生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報する。
- イ 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。
- ウ 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。

#### (2) 関係機関

管理団体において、ため池に決壊のおそれが生じた場合、住民の避難が迅速に行えるよう速やかに市に通報する。

# 第35節 農林産物災害応急活動

(経済部)

## 第1 基本方針

被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行う。

また、被災した農林産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。

## 第2 対策

### 1 農産物災害応急対策

被害を受けた作物の技術指導は、市、県及び農業団体等が協力して行うとともに、病害虫、家畜疾病の発生・まん延防止の徹底に努める。

また、被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

#### (1) 市

ア 農業農村支援センター、農協等関係機関と連携をとり、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を農業農村支援センターに報告する。

イ 農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を農協等関係機関と連携をとり、速やかに農業者に周知徹底する。

#### (2) 県

ア 県及び農業農村支援センターは、市、農業団体等と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握に努める。

イ 被害の状況に応じ、県又は現地機関において農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を樹立し、農業農村支援センター、病害虫防除所等の現地機関を通じて、指導の徹底を図る。

ウ 家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のため、家畜保健衛生所において、被災農家等の状況把握・検査の実施及び消毒等の指導を実施する。

エ 被災地における家畜への飼料供給を確保するため、国・市及び関係団体との調整を図る。

オ 被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を支援する。

カ 必要に応じて、市や関係機関と連携して、被災地における農業関係のボランティアニーズの把握に努めるとともに、受入れが必要となる場合には技術支援を行う。

#### (3) 関係機関

市等と連携をとり、被害状況の把握を行うとともに、農業者に対する講習会等の実施により、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に努める。

#### (4) 住民

市等が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、農協等の指導に基づき、農作物

等被害の拡大防止、病虫害の発生防止のための作目別の応急対策を実施するとともに、被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

〈作目別の主な応急対策〉

#### ア 水稲

- (ア) 浸水・冠水したものは排水に努め、排水後、速やかにいもち病、黄化萎縮病、白葉枯病の防除を行う。
- (イ) 土砂流入田は、茎葉が3分の2以上埋没した場合、土砂を取り除く。
- (ウ) 水路等が損壊した場合は、修理し、かん水できるようにするが、かん水不能の場合は、揚水ポンプ等によるかん水を行う。

#### イ 果樹

- (ア) 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、根が障害を受けないよう土砂の排出、中耕などを行う。
- (イ) 倒伏、枝折れ、枝裂け、果樹棚の破損等の応急処置に努める。
- (ウ) 病虫害の発生防止のための防除を行う。

#### ウ 野菜及び花き

- (ア) 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、表土が乾き次第、浅く中耕し、生育の回復を図る。
- (イ) 病虫害の発生防止のための防除を行う。
- (ウ) ハウス破損等の応急処置に努める。

#### エ 畜産

- (ア) 畜舎に流入した土砂はきれいに排出するとともに、畜舎内外の水洗・消毒を十分行う。また、乾燥を図り、疾病及び病害の発生を防ぐ。
- (イ) 倒伏した飼料作物は、被害の著しい場合は速やかに刈取りサイレージとし、軽微な場合は回復を待って、適期、刈取りに努める。

## 2 林産物災害応急対策

倒木や損傷した素材、製材品については、二次被害の拡大防止のため、速やかに除去するとともに、森林病虫害の発生防除等の徹底に努める。また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

### (1) 市

被害状況を調査し、その結果を北信地域振興局に速やかに報告するとともに、応急復旧のため、技術指導等必要な措置をとる。

### (2) 県

被害状況を調査し、関係機関と連携をとりながら迅速な復旧に向けて技術指導等必要な措置をとる。

### (3) 関係機関（北信州森林組合）

市と連携をとって被害状況を調査し、その結果を速やかに市、県に報告するとともに応急復旧措置をとる。

### (4) 住民

市等が行う被害状況調査や応急復旧に協力する。

## 第36節 文教活動

(子ども部・教育委員会・学校長)

### 第1 基本方針

学校及び保育所は、多くの児童生徒等を受け入れる施設であり、災害発生時においては、学校長及び所長の適切・迅速な指示のもと、児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、あらかじめ定められた計画に基づき、避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び授業料・保育料の減免等の措置を行う。

### 第2 対策

#### 1 児童生徒に対する避難誘導

学校長は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画（浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に立地する施設にあつては避難確保計画）に基づき、児童生徒の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

##### (1) 市

学校長は、風水害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、児童生徒の安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び以下の事項に留意し、適切な避難誘導措置をとる。

##### ア 児童生徒が登校する前の措置

台風や大雨に関する情報の収集に努め、風水害が発生又は発生するおそれのある場合は、休校の措置をとるものとし、児童生徒に周知するとともに、市教育委員会（以下「市教委」という。）にその旨連絡する。

##### イ 児童生徒が在校中の場合の措置

(ア) 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で下校又は保護者への引渡しを行う。

(イ) 市長等から避難の指示があった場合及び学校長が必要と判断した場合は、児童生徒を速やかに指定された避難場所へ誘導する。

(ウ) 全校の児童生徒の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒に適切な処置を行うとともに、所在不明の児童生徒がいる場合は捜索・救出に当たる。

また、避難状況を市教委に報告するとともに、保護者及び関係機関に連絡する。

##### ウ 児童生徒の帰宅、引渡し、保護

(ア) 児童生徒を帰宅させる場合は、道路の状況、交通機関の運行状況、崩落、河川の氾濫などの状況を十分把握した上で、児童生徒の安全を配慮し、下校の方法を決定する。

(イ) 災害の状況によっては、教職員が引率するか、保護者に直接引き渡すなどの措置をとる。

(ウ) 災害の状況及び児童生徒の状況等により、帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。

#### 2 保育児童に対する避難誘導等

所長は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、保育児童の保護を第一義とした避

難誘導活動に努める。

(1) 市

所長は、風水害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、児童の安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び以下の事項に留意し、適切な避難誘導措置をとる。

ア 児童が登所する前の措置

台風や大雨に関する情報の収集に努め、風水害が発生又は発生するおそれのある場合は、休所の措置をとるものとし、保護者に周知するとともに、市にその旨連絡する。

イ 児童が在所中の場合の措置

(ア) 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で帰宅又は保護者への引渡しを行う。

(イ) 市長等から避難の指示があった場合及び所長が必要と判断した場合は、児童を速やかに指定された避難場所へ誘導する。

(ウ) すべての児童の避難状況を正確に把握し、負傷した児童に適切な処置を行うとともに、所在不明の児童がいる場合は捜索・救出に当たる。

また、避難状況を市に報告するとともに、保護者及び関係機関に連絡する。

ウ 災害後の保育事業の再開等

(ア) 災害により保育所施設が被災した場合、職員は速やかにその状況を市に報告する。この場合において、当該施設の応急措置を実施するなど安全が確保され、保育体制が整うまでは、保育事業は再開しない。

(イ) 災害により保育士が不足する場合は、市内での調整及び近隣市町村への派遣要請により確保する。

(ウ) 市は、必要に応じて、被災した児童について保育料の減免措置を講ずる。

### 3 応急教育計画

学校においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(1) 市

ア 災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意して、災害発生時の対応、応急教育に関する対策を講ずる。

(ア) 学校施設・設備の確保

a 学校施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。

b 学校施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校等の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。

(イ) 教職員の確保

災害により教職員に不足を来し、教育活動の継続に支障が生じている学校がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える態勢を整える。

(ウ) 学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障を来しているときは、(公財)長野県学校給食会等と連絡を

とり、必要な措置を講ずる。

イ 学校長は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して、応急教育の円滑な実施を図る。

(7) 被害状況の把握

児童生徒、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、市教委及び関係機関へ報告又は連絡する。

(i) 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じた場合は、市教委と連絡をとり、その確保に努める。

(ii) 教育活動

a 災害の状況に応じ、市教委と連絡の上、臨時休校等適切な措置を講ずる。この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

b 被災した児童生徒を学校に受け入れることが可能な場合は、受け入れて応急の教育を行う。

c 避難所等に避難している児童生徒については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。

d 授業の再開時には、市及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

(I) 児童生徒の健康管理

a 必要に応じ、建物内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。

b 授業再開時には、必要に応じ、教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

(ii) 教育施設・設備の確保

a 学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入禁止等の措置を行う。

b 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。

c 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の学校の施設、その他公共施設の利用を図り、授業の実施に努める。

(iii) 学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障を来しているときは、市教委と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力する。

#### 4 教科書の供与及び授業料の減免等

市及び県は、被災した児童生徒の学習を支援するために教科書の供与や、授業料の減免等の措置を実施する。

(1) 市

ア 教科書の供与

所管する学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。

市における調達が困難なときは、教育事務所を經由して県教委に調達の斡旋を依頼する。

#### イ 就学援助

被災した児童生徒のうち、就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定め、その実施に努める。

### 5 P T A、地域に対する協力の要請

#### (1) 市

災害の状況によっては、学校だけでは十分な対応を図ることが困難な場合も考えられるため、児童生徒の安否や所在の確認、学区内の被災状況、通学路の点検と安全確保、教科書や学用品等の支給に関し、P T Aの協力を得るよう努める。

また、安全の確保や学校が避難所となる場合の円滑な運営を図るため、地域の自主防災組織、ボランティア組織、医師会、学校医等の協力を得るよう努める。

## 第37節 飼養動物の保護対策

(くらしと文化部・経済部)

### 第1 基本方針

災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止並びに動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。

また、飼い主がペットと同行避難するための適正な飼育環境を確保し、適正飼養を行う。

### 第2 対 策

#### 1 保護対策の実施

##### (1) 市

ア 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。

イ 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置を講ずる。

ウ ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。

エ 感染症予防の措置等環境衛生の維持に努めるとともに、獣医師と連携し、必要に応じて受診させるなど、動物の健康維持に努める。

##### (2) 飼い主

ア 飼養動物の飼い主は、「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和48年法律第105号)及び「動物の愛護及び管理に関する条例」(平成21年長野県条例第16号)に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。

イ 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等のまんえん防止の観点から、避難所のルールに従い、適正な飼養を行う。

# 第38節 ボランティアの受入れ体制

(くらしと文化部)

## 第1 基本方針

災害時においては、大量かつ広範な片付けや生活支援などのボランティアニーズが発生するため、市内外からボランティアを受け入れ、公助による支援との調整を図り、円滑かつ効果的な支援に結びつけることが求められる。

そのため、ボランティアに期待する支援活動の量や期間について速やかに見通しを作成し、時間の経過とともに変化する被災者のボランティアニーズに合わせて、受入れ体制の確保やボランティアの活動拠点を整備し、ボランティア活動の支援を行うよう努める。

## 第2 対 策

### 1 被災者のボランティアニーズの把握と受入れ体制の確保

#### (1) 市

ア 被災地における被災者のボランティアニーズの把握に努めるとともに、ボランティアのネットワークづくり及び情報の広報に努める。

イ ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受け入れ、需給調整、相談指導等の活動に対し支援を行う。

ウ 市社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定の状況を踏まえ、災害廃棄物の収集運搬などを行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境の整備を図る。

エ ボランティアの需給状況等について、随時県災害対策本部に報告するとともに、必要に応じて、県、県社会福祉協議会に対して助言や情報共有の場への参加を求め、支援の質の向上に努める。

#### (2) 社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等ボランティア関係団体

救援本部等を設置し、市及び県の災害対策本部との連携の下にボランティアの受入れを行うとともに、ボランティアの需給調整、相談指導等を行う。

### 2 ボランティア活動拠点の提供支援

#### (1) 市

ア 災害ボランティアセンターが設置された場合には、確実に機能するために必要な措置を講じる。

イ 必要に応じボランティア活動上の安全確保を図るとともに社会福祉協議会が行う災害ボランティア活動支援に必要な資機材の調達に協力し、ボランティア活動の円滑かつ効果的な実施を支援する。

#### (2) 社会福祉協議会

市社会福祉協議会は、市と協議の上、市センターを設置し、被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な資機材の調達・提供等を行う。

(3) 日本赤十字社長野県支部

市（災害対策本部）内に赤十字防災ボランティアの活動拠点を設置するとともに、被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、コーディネート、派遣、必要な物資の調達等の支援を行う。



## 第39節 義援物資及び義援金の受入れ体制

(総務部・健康福祉部・くらしと文化部)

### 第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合には、市は、県及び日本赤十字社長野県支部、社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援物資及び義援金を、迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入れ、保管、輸送等の公正かつ円滑な実施に努める。

### 第2 対策

#### 1 義援物資及び義援金の募集等

##### (1) 市

##### ア 義援物資

(ア) 市は、県と連携し、関係機関等の協力を得ながら、被災地が受入れを希望する義援物資を把握するとともに、被災地の需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量を周知する。

(イ) 市は、住民、企業等が義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮した方法について周知する。

##### イ 義援金

市は、県及び日本赤十字社長野県支部、社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と相互に連携を図りながら、大規模な災害が発生した場合、義援金について、義援金の募集方法、送り先、募集期間等を定め、報道機関等を通じて住民に周知するとともに、寄託された義援金については、義援金配分委員会（仮称）（以下「配分委員会」という。）を組織し、迅速かつ適正に被災者に配分するよう努める。

##### (2) 住民、企業等

ア 義援物資を提供する場合は、被災地が受入れを希望する義援物資とするよう配慮する。

イ 義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮に努める。

#### 2 義援物資及び義援金の引継ぎ及び配分

##### (1) 義援物資

義援物資は配分するまでの間、損傷、紛失等のないよう適正に管理し、被災市町村に速やかに引き継ぎを行う。

##### (2) 義援金

寄託された義援金は配分委員会に引き継ぐとともに、被災状況を考慮の上、対象者、配分内容、配分方法等配分基準を定め、市を通じ、迅速かつ適正に配分する。

義援物資については、被災者のニーズに応じ、迅速かつ適正に配分する。

なお、配分に当たっては、要配慮者に十分配慮する。

#### 3 義援物資及び義援金の管理

市は、寄託された義援金を配分委員会に寄託するまでの間、義援物資にあつては被災者等に引き継ぐまでの間の一時保管場所を確保し、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

配分委員会は、寄託された義援金を市を通じ被災者に配分するまでの間の一時保管場所を確保し、紛失等のないよう適正に管理する。

市は、寄託された義援物資を被災者に配分するまでの間の一時保管場所を確保し、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

# 第40節 災害救助法の適用

(全部局)

## 第1 基本方針

市の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とし、災害救助法が適用されたときは、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。

災害救助法による救助は、県が実施する。ただし、市長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。

## 第2 対策

### 1 被害状況の把握

#### (1) 市

ア 市長は、次の(ア)～(ウ)の災害が発生したときは、被害情報を迅速かつ正確に収集把握し、直ちに北信地域振興局長（総務管理課）に報告する。

(ア) 災害救助法による救助が必要と思われる災害

(イ) 他の市町村に災害救助法が適用されている場合で、同一原因による災害

(ウ) (ア)・(イ)以外の災害で、緊急の救助を要すると思われる被害が発生した災害

イ 市長は、迅速な情報収集把握のための体制を整備する。

ウ 市長は、被害の認定を「被害等の認定基準」（資料1-2参照）により行う。

### 2 災害救助法適用の判定

#### (1) 県が実施する対策（危機管理部）

次の基準に基づき、災害救助法の適用に該当するか判定を行い、該当する又は該当する見込みがあると認めた場合は次項3の手続きを行う。

ア 法適用は市町村を単位とする。

イ 原則として同一の原因による災害によるものであること。

ウ 被害が次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 市町村における住家の被害が、次の表に掲げる人口に応じた滅失世帯数（全壊、全焼、流失等により住家の滅失した世帯数をいい、半壊、半焼にあっては、全壊、流失等の1/2世帯、床上浸水にあっては1/3世帯として換算する。以下同じ。）に達したとき。

市町村の人口	住宅滅失世帯数
1,000人未満	30世帯以上
5,000人以上～15,000人未満	40世帯以上
15,000人以上～30,000人未満	50世帯以上
30,000人以上～50,000人未満	60世帯以上
50,000人以上～100,000人未満	80世帯以上
100,000人以上～300,000人未満	100世帯以上
300,000人以上～	150世帯以上

(イ) 被害が相当広範囲にわたり、県内の滅失世帯数が2,000世帯以上あって、当該市町村の滅

失世帯数が前表の滅失世帯数の1/2に達したとき。

(ウ) 被害が広範な地域にわたり、県内の滅失世帯数が9,000世帯以上であって、市町村の被害状況が特に援助を要する状態であるとき。

(イ) 市町村の被害が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。

a 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。

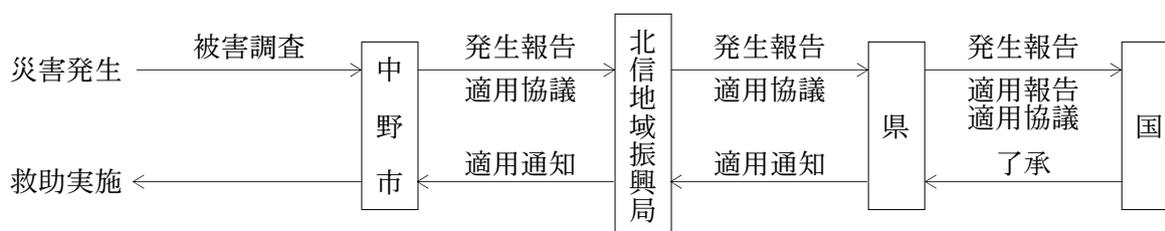
b 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたとき。

### 3 適用の手続

#### (1) 市

災害に際し、市における被害が前記2(1)の基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は直ちにその旨を知事に報告しなければならない。災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

#### 法の適用事務



### 4 救助の実施

#### (1) 市

##### ア 救助の役割分担

市長は、県から委任された職権に基づき救助を行う。

委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。

##### イ 救助の実施基準

救助の実施は、災害救助法施行細則の基準（資料1-3参照）に基づき行う。

#### (2) 関係機関（日本赤十字社長野県支部）

ア 日本赤十字社長野県支部は、知事の行う救助活動の万全を期するため、その組織と設備をあげて協力する。

イ 知事から委任された「医療及び助産活動」の業務の実施に努める。

## 第41節 鉄道施設応急活動

### 第1 基本方針

災害が発生した場合、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、県及び関係機関は、密接な連携をとりつつ、被害状況を早急に把握するとともに、的確な応急復旧体制を樹立し迅速に対処することが必要である。

このため、関係機関は部内規程等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動態勢を整え、直ちに応急復旧活動に入れる体制がとれるよう、あらかじめ整備しておくものとする。

また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整備するものとする。

### 第2 対策

#### (1) 東日本旅客鉄道㈱

災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握し、現地の状況を報告する方法、報告事項の基準等を定めておくものとし、また、関係会社、関係行政機関、地方自治体等と綿密な情報連絡を行いうるよう、これに必要な措置等を定めておく。

#### ア 旅客公衆等の避難

災害時における旅客公衆及び社員の避難について、その指示、警報伝達、誘導及び受入れの方法並びに緊急輸送のための計画を定めておく。

#### イ 水防、消防及び救助に関する措置

出水、火災等の災害から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具等を整備するとともに、救難、救護等に必要な措置を講じておく。

#### ウ 建設機材の現況の把握及び運用

当社内のみならず、部外の関係機関等における応急用建設機材の配置状況及びその種別、数量等を把握し、災害時には緊急使用しうるよう、その方法及び運用について、定めておく。

#### エ 駅構内等の秩序の維持

災害時における混乱を防止し、秩序を維持するため、鉄道警察隊との密接な連携の下に、駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客公衆の適切な誘導等、災害警備活動の実施要領を定めておくとともに、随時、関係社員の訓練を行い、旅客公衆の安全の確保を期する。

#### オ 災害復旧

##### (ア) 災害復旧の実施の方針

災害に伴う社会経済活動を早急に回復し、再び同様の災害を被ることのないよう、関係行政機関が行う復旧事業を考慮して、迅速かつ適切な災害復旧を実施する。

##### (イ) 災害復旧計画及び実施

災害の復旧については、応急工事の終了後可及的速やかに、本復旧計画をたて、これを実施するものとする。本復旧計画の実施に当たっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期する。

(2) 長野電鉄株

ア 災害対策本部の設置

イ 本部は、次の業務を行う。

(ア) 被害情報の収集と本部への伝達

(イ) 職員の非常招集

(ウ) 災害箇所の調査及び報告

(エ) 応急復旧工事用機器資材の調達

(オ) 不通箇所の代行振替輸送の検討手配を行う。

ウ 災害復旧に当たっては早期復旧に全力を尽くし、危険箇所の点検後、安全を十分に確認したのち運送業務に当たる。

## 第42節 観光地の災害応急対策

(総務部・健康福祉部・くらしと文化部・経済部・消防部)

### 第1 基本方針

観光地へ通ずる道路が、豪雨、豪雪、地震など災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、国、県、関係機関と連携し、対応していく。

### 第2 対 策

#### 1 観光地での観光客の安全確保

- (1) 市は、観光地での災害発生時の県、関係機関、関係団体との連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。
- (2) 市は、観光地での災害発生時には、本章第7節「救助・救急・医療活動」に基づき、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握する。

#### 2 外国人旅行者の安全確保

- (1) 市は、県と連携して、事前登録されている通訳ボランティアを避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行う。
- (2) 市は、観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導、非常用電源の供給を行う。